▲ＦＯＭＡサービス契約約款

（平成13年10月　経企第312号、第313号）

第１章　総則 ･････ 5
第１条　約款の適用 ･････ 5
第２条　約款の変更 ･････ 5
第３条　用語の定義 ･････ 5
第２章　ＦＯＭＡサービスの種類等 ･････ 9
第４条　ＦＯＭＡサービスの種類 ･････ 9
第５条　営業区域 ･････ 9
第６条　削　除
第３章　ＦＯＭＡ契約 ･････ 10
第１節　契約の種別 ･････ 10
第７条　契約の種別 ･････ 10
第２節　一般契約 ･････ 10
第８条　契約の単位 ･････ 10
第９条　一般契約申込の方法 ･････ 10
第10条　一般契約申込の承諾 ･････ 10
第11条　契約者識別番号 ･････ 10
第12条　請求による契約者識別番号の変更 ･････ 11
第13条　2in1利用 ･････ 11
第14条　ＦＯＭＡの利用の一時中断 ･････ 12
第15条　ＦＯＭＡの利用休止 ･････ 12
第16条　一般契約者の氏名等の変更の届出 ･････ 12
第17条　一般契約に係る名義変更 ･････ 12
第18条　一般契約者が行う一般契約の解除 ･････ 13
第19条　当社が行う一般契約の解除 ･････ 13
第３節　定期契約 ･････ 14
第20条　契約の単位 ･････ 14
第21条　定期契約申込の承諾 ･････ 14
第21条の２　定期契約の種別の変更 ･････ 14
第22条　定期契約の満了 ･････ 14
第23条　定期契約の満了に伴う契約の更新等 ･････ 15
第24条　その他の提供条件 ･････ 15
第３章の２　ＦＯＭＡユビキタス契約及びＦＯＭＡ位置情報契約 ･････ 16
第24条の２　契約の単位 ･････ 16
第24条の３　ＦＯＭＡユビキタス契約等の申込の承諾 ･････ 16
第24条の４　契約者識別番号 ･････ 16
第24条の５　契約者が行うＦＯＭＡユビキタス契約等の解除 ･････ 16
第24条の６　その他の提供条件 ･････ 16
第４章　ＦＯＭＡドコモコール契約 ･････ 17
第25条　ＦＯＭＡドコモコール契約 ･････ 17
第26条　特定事業者の契約約款による制約等 ･････ 17
第27条　契約者識別番号 ･････ 17
第28条　ＦＯＭＡドコモコールに係る端末設備等の取扱い等 ･････ 17
第29条～第44条　削　除
第５章　付加機能 ･････ 18

第45条　付加機能の提供 …… 18
第46条～第47条　削　除
第６章　ＦＯＭＡカードの貸与等 …… 19
第１節　ＦＯＭＡカードの貸与等 …… 19
第48条　ＦＯＭＡカードの貸与 …… 19
第49条　契約者識別番号の登録等 …… 19
第50条　ＦＯＭＡカードの返還 …… 19
第２節　自営端末設備の接続等 …… 19
第50条の２　自営端末設備の接続 …… 19
第50条の３　自営端末設備に異常がある場合等の検査 …… 20
第50条の４　自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い …… 20
第50条の５　自営端末設備の電波法に基づく検査 …… 21
第７章　自営電気通信設備の接続 …… 22
第50条の６　自営電気通信設備の接続 …… 22
第50条の７　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 …… 22
第50条の８　自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い …… 22
第50条の９　自営電気通信設備の電波法に基づく検査 …… 22
第８章　利用中止等 …… 23
第51条　利用中止 …… 23
第52条　削　除
第53条　利用停止 …… 23
第９章　通信 …… 25
第１節　通信の種類等 …… 25
第54条　通信の種類等 …… 25
第55条　契約者回線との間の通信 …… 26
第56条　相互接続点との間の通信 …… 26
第57条　特定事業者との間で継続して接続する通信 …… 26
第58条　削　除
第２節　通信利用の制限 …… 26
第59条　通信利用の制限 …… 26
第59条の２　通信の切断 …… 27
第60条　通信時間等の制限 …… 28
第３節　通信時間等の測定等 …… 28
第61条　通信時間等の測定等 …… 28
第62条　削　除
第10章　料金等 …… 29
第１節　料金及び工事費 …… 29
第63条　料金及び工事費 …… 29
第２節　料金等の支払義務 …… 29
第64条　基本使用料等の支払義務 …… 29
第65条　削　除
第66条　通信料の支払義務 …… 30
第67条　定期契約に係る解約金の支払義務 …… 31
第68条　手続きに関する料金の支払義務 …… 31
第69条　工事費の支払義務 …… 31
第３節　相互接続通信に係る料金の取扱い …… 31
第70条　相互接続通信に係る料金の取扱い …… 31

第４節　料金の計算等 …… 32
第71条　料金の計算等 …… 32
第５節　預託金 …… 32
第72条　預託金 …… 32
第６節　割増金及び延滞利息 …… 32
第73条　割増金 …… 32
第74条　延滞利息 …… 32
第７節　特定事業者に係る債権の取扱い …… 33
第75条　特定事業者のＦＯＭＡドコモコールの利用に係る債権の譲受等 …… 33
第76条　ＦＯＭＡドコモコールに係る債権の譲渡 …… 33
第76条の２　特定事業者の契約者が当社と契約を締結する場合の債権の譲受 …… 33
第76条の３　契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合の債権の譲渡 …… 33
第11章　保守 …… 35
第76条の４　当社の維持責任 …… 35
第77条　契約者の維持責任 …… 35
第78条　契約者の切分責任 …… 35
第79条　修理又は復旧 …… 35
第12章　損害賠償 …… 36
第80条　責任の制限 …… 36
第81条　免責 …… 36
第13章　雑則 …… 37
第81条の２　発信者番号通知等 …… 37
第82条　料金情報通知 …… 37
第82条の２　位置情報の送出 …… 38
第82条の３　位置の測定に係るアシスト情報の受信 …… 38
第83条　承諾の限界 …… 38
第84条　端末設備等の持込み …… 38
第85条　利用に係る契約者の義務 …… 39
第85条の２　約款の掲示 …… 40
第86条　技術資料の閲覧 …… 40
第87条　当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等 …… 40
第88条　特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールの利用等 …… 41
第88条の２　国際アウトローミングの利用等 …… 41
第88条の３　無線ＩＰアクセスサービスの利用等 …… 42
第88条の４　ホームＵの利用等 …… 43
第88条の５　電子証明書の利用による通信 …… 44
第88条の６　プライバシーポリシー …… 44
第89条　電気通信事業者への情報の通知 …… 45
第90条　国際電気通信事業者等への契約者の氏名等の通知 …… 45
第91条　特定事業者との個人情報の共同利用 …… 45
第91条の２　契約者確認 …… 45
第91条の３　番号えらべるサービスの利用 …… 46
第91条の４　ｉモード等を利用した請求方法 …… 46
第91条の５　おまかせロック等 …… 46

第91条の６　ケータイお探しサービス ･･･ 47
第92条　合意管轄 ･･･ 48
第93条　準拠法 ･･･ 48
第14章　その他のサービス ･･･ 49
第94条　相互接続番号案内 ･･･ 49
第95条　番号案内料等の支払義務等 ･･･ 49
第96条　時報サービス ･･･ 49
第97条　情報提供サービス ･･･ 49
第97条の２　DCMXmini ･･･ 51
第98条　料金明細内訳書の発行等 ･･･ 53
第98条の２　ｉモード通信履歴の閲覧 ･･･ 54
第98条の３　請求書の分割送付 ･･･ 54
第99条　支払証明書等の発行 ･･･ 55
第100条　回収代行の承諾等 ･･･ 55
第100条の２　ケータイ払い ･･･ 56
第101条　協定事業者が提供する電報サービスの利用等 ･･･ 57
第102条　ｉＣお引っこしサービス ･･･ 57
料金表 ･･･ 59
通則 ･･･ 61
第１表　料金 ･･･ 64
第２表　工事費 ･･･ 146
第３表　番号案内料等 ･･･ 146
第４表　国際アウトローミング利用料 ･･･ 147
第５表　無線ＩＰアクセス定額料 ･･･ 152
第６表　ホームＵの利用に関する料金 ･･･ 153
第７表　その他のサービスに関する料金等 ･･･ 155
別表 ･･･ 157
１　営業区域 ･･･ 157
２　付加機能 ･･･ 159
３　ＦＯＭＡサービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件 ･･･ 182
４　新聞社等の基準 ･･･ 182
５　ＦＯＭＡサービスに関する技術資料の項目 ･･･ 182
６　通信の優先的取扱いに係る機関名 ･･･ 183
７　他社相互接続通信に係る協定事業者 ･･･ 183
８　相互接続通信の料金の取扱い ･･･ 183
９　国際アウトローミング、国際ショートメッセージ通信又は国際ＭＭＳ通信に係る外国の電気通信事業者 ･･･ 186
附則 ･･･ 205

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、このＦＯＭＡサービス契約約款（以下「約款」といいます。)を定め、これによりＦＯＭＡサービス（当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　　語　　の　　意　　味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
３　モバイルマルチメディア通信網	ＤＳ－ＣＤＭＡ方式により符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
４　ＦＯＭＡサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、OFFICEEDサービス及びローミング（ＥＭＯＢＩＬＥ向けローミングサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの
５　ＦＯＭＡサービス取扱所	⑴　ＦＯＭＡサービスに関する業務を行う当社の事業所 ⑵　当社の委託によりＦＯＭＡサービスに関する契約事務を行う者の事業所
６　所属ＦＯＭＡサービス取扱所	そのＦＯＭＡサービスに関する契約事務を行うＦＯＭＡサービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。)
７　ＦＯＭＡ契約	当社からＦＯＭＡサービス（ＦＯＭＡユビキタス、ＦＯＭＡ位置情報及びＦＯＭＡドコモコールを除きます。）の提供を受けるための契約
８　ＦＯＭＡ契約者	当社とＦＯＭＡ契約を締結している者
９　ＦＯＭＡユビキ	当社からＦＯＭＡユビキタスの提供を受けるための契

タス契約	約
10　ＦＯＭＡユビキタス契約者	当社とＦＯＭＡユビキタス契約を締結している者
11　ＦＯＭＡ位置情報契約	当社からＦＯＭＡ位置情報の提供を受けるための契約
12　ＦＯＭＡ位置情報契約者	当社とＦＯＭＡ位置情報契約を締結している者
13　ＦＯＭＡドコモコール契約	当社からＦＯＭＡドコモコールの提供を受けるための契約
14　ＦＯＭＡドコモコール契約者	当社とＦＯＭＡドコモコール契約を締結している者
15　一般契約	ＦＯＭＡ契約であって、定期契約以外のもの
16　一般契約者	当社と一般契約を締結している者
17　定期契約	ＦＯＭＡ契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたもの
18　定期契約者	当社と定期契約を締結している者
19　１年定期契約	契約期間が１年となる定期契約
20　１年定期契約者	当社と１年定期契約を締結している者
21　２年定期契約	契約期間が２年となる定期契約
22　２年定期契約者	当社と２年定期契約を締結している者
23　契約者	ＦＯＭＡ契約者、ＦＯＭＡユビキタス契約者、ＦＯＭＡ位置情報契約者又はＦＯＭＡドコモコール契約者
24　移動無線装置	⑴　携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置 ⑵　自動車その他の陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)を移動するものに設置して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置
25　無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備

26　取扱所交換設備	ＦＯＭＡサービス取扱所に設置される交換設備
27　契約者回線	ＦＯＭＡサービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
28　ＦＯＭＡカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社又は特定事業者がＦＯＭＡサービスの提供のために契約者に貸与するもの
29　端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
30　自営端末設備	契約者が設置する端末設備
31　自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第９条の登録を受けた者又は第16条第１項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
32　相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第33条及び第34条の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
33　協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
34　特定事業者	当社以外のエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州をいいます。）各社
35　相互接続通信	相互接続点との間の通信
36　契約者回線等	⑴　モバイルマルチメディア通信網、電話網又はパケット通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 ⑵　相互接続点

37　他社契約者回線	⑴　協定事業者の無線基地局設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線（協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。） ⑵　協定事業者の事業所に設置される交換設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する場所との間において協定事業者により設置される電気通信回線（協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）
38　消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　ＦＯＭＡサービスの種類等

（ＦＯＭＡサービスの種類）

第４条　ＦＯＭＡサービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
ＦＯＭＡ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するＦＯＭＡカードを装着したものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供するＦＯＭＡサービスであって、ＦＯＭＡユビキタス又はＦＯＭＡ位置情報以外のもの
ＦＯＭＡユビキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等のためにその内部に組み込まれる通信モジュールであると当社が認めるものであって、当社が貸与するＦＯＭＡカードを装着したものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供するＦＯＭＡサービス
ＦＯＭＡ位置情報	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（専ら位置の測定に関する通信を行うためのものであると当社が認めるものであって、当社が貸与するＦＯＭＡカードを装着したものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供するＦＯＭＡサービス
ＦＯＭＡドコモコール	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（特定事業者が貸与するＦＯＭＡカードを装着したものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供するＦＯＭＡサービス

（営業区域）

第５条　ＦＯＭＡサービスの営業区域は、別表１に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、ＦＯＭＡサービスを利用することができない場合があります。

第６条　削　除

第３章　ＦＯＭＡ契約

第１節　契約の種別

（契約の種別）

第７条　ＦＯＭＡ契約には、次の種別があります。

⑴　一般契約

⑵　定期契約

２　前項に規定する定期契約には、次の種別があります。

⑴　１年定期契約

⑵　２年定期契約

第２節　一般契約

（契約の単位）

第８条　当社は、契約者識別番号１番号ごとに１の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、１の一般契約につき１人に限ります。

（一般契約申込の方法）

第９条　一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うＦＯＭＡサービス取扱所に提出していただきます。

２　前項の場合において、一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

（一般契約申込の承諾）

第10条　当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　一般契約の申込みをした者がＦＯＭＡの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下第17条、第21条、第24条の３、第83条及び第100条の２において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑵　第85条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

⑶　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者識別番号）

第11条　ＦＯＭＡの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

２　一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（特定事業者以外の携帯電話事業者との間の携帯電話番号ポータビリティにあっては、当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

３　当社は、第79条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務

の遂行上やむを得ない理由があるとき、又は第２項の規定により申し出た内容について事実に反することが判明したときは、ＦＯＭＡの契約者識別番号を変更することがあります。

４　前項の規定により、ＦＯＭＡの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

（注）一般契約に係る名義変更以前の契約者のいずれかが、第２項の規定により申し出た内容について、事実に反することが判明した場合も第３項の規定が適用されます。

（請求による契約者識別番号の変更）

第12条　一般契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

２　一般契約者は､前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属ＦＯＭＡサービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

３　前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている一般契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

４　当社は、一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

（2in1利用）

第13条　一般契約者は、そのＦＯＭＡ契約に係るＦＯＭＡカードを返却し、他のＦＯＭＡ契約に係るＦＯＭＡカードを共用すること（以下「2in1利用」といいます。）ができます。この場合において、その一般契約者が2in1利用を申し出たＦＯＭＡを共用ＦＯＭＡ、ＦＯＭＡカードの共用を受けることとなるＦＯＭＡを被共用ＦＯＭＡといいます。

２　契約者は、前項の規定により2in1利用をするときは、１の被共用ＦＯＭＡを指定し、当社に申し出ていただきます。

３　当社は、前項に規定する申出があったときは、次の場合を除き、その申出を承諾します。

⑴　被共用ＦＯＭＡに係るＦＯＭＡ契約者の承諾がないとき。

⑵　被共用ＦＯＭＡが次のいずれかに該当するとき。

①　現に他のＦＯＭＡとＦＯＭＡカードを共用しているとき。

②　基本使用料の料金種別が、料金表第１表第１（基本使用料）の１の⑴に規定するタイプリミット、ファミリーワイドリミット又はデータ専用プランであるとき。

③　第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する用途別集計又は別表２（付加機能）に規定する複数番号機能の提供を受けているとき。

４　契約者は、被共用ＦＯＭＡの変更を請求することができます。この場合において、当社は、その請求を第２項に係る申出とみなして、同項及び第３項の規定を適用します。

５　当社は、ＦＯＭＡカードを共用しているＦＯＭＡに係る契約者からの2in1利

用廃止の申出によるほか、ＦＯＭＡカードを共用しているＦＯＭＡの利用休止又は契約の解除があったときは、2in1利用を廃止します。

（注）共用ＦＯＭＡに係る契約者は、第５項の規定により2in1利用の廃止があったときは、ＦＯＭＡカードの貸与を受けるまでの間の基本使用料の支払いが必要となりますので、速やかに当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所でＦＯＭＡカードの貸与を受けていただきます。

（ＦＯＭＡの利用の一時中断）

第14条　当社は、一般契約者から請求があったときは、ＦＯＭＡの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

２　当社は、前項の場合において、そのＦＯＭＡがＦＯＭＡカードを共用しているときは、そのＦＯＭＡとＦＯＭＡカードを共用するＦＯＭＡの利用の一時中断を行います。

（ＦＯＭＡの利用休止）

第15条　当社は、一般契約者から請求があったときは、ＦＯＭＡの利用休止（その契約者識別番号を他に転用することを条件として、そのＦＯＭＡを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

２　ＦＯＭＡの利用休止期間（そのＦＯＭＡを利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)は、３年を限度とします。

３　ＦＯＭＡの利用休止期間が３年を経過したときは、利用休止期間が３年を経過した日においてその契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、利用休止期間が３年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。

４　当社は、一般契約者からＦＯＭＡの再利用の請求があったときは、第10条（一般契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条の適用にあたっては､再利用の請求を契約の申込みとみなして取り扱います。

（一般契約者の氏名等の変更の届出）

第16条　一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属ＦＯＭＡサービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属ＦＯＭＡサービス取扱所に届出がないときは、第11条（契約者識別番号)、第14条（ＦＯＭＡの利用休止)、第18条（当社が行う一般契約の解除)､第51条（利用中止）及び第53条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

２　前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（一般契約に係る名義変更）

第17条　一般契約者は、一般契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。

２　一般契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属ＦＯＭＡサービス取扱所に請求していただきます。

３　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

⑴　一般契約に係る名義変更により新たにそのＦＯＭＡの契約者になろうとす

る者が、ＦＯＭＡの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

⑵　一般契約に係る名義変更により新たにそのＦＯＭＡの契約者になろうとする者が、第72条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

⑶　一般契約に係る名義変更により新たにそのＦＯＭＡの契約者になろうとする者が、第85条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

⑷　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

４　当社は、共用ＦＯＭＡに係る一般契約者が一般契約に係る名義変更を請求する場合において、その契約者が被共用ＦＯＭＡの契約者から名義変更の請求に係る承諾を得ていないときは、前項の規定にかかわらず、その請求を承諾しません。

５　一般契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にそのＦＯＭＡの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務（第70条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金及び第75条（特定事業者のＦＯＭＡドコモコールの利用に係る債権の譲受等）の規定により当社が特定事業者から譲り受けた債権に係る債務を含みます。)を承継します。

６　前３項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。)に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

⑴　相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。)は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属ＦＯＭＡサービス取扱所に請求していただきます。

⑵　当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。

⑶　前２号の場合において相続人等が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。

⑷　前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の１人を契約者として取り扱います。

（一般契約者が行う一般契約の解除）

第18条　一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属ＦＯＭＡサービス取扱所に書面により通知していただきます。

２　前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

３　当社は、前項の規定により申出（特定事業者との間の携帯電話番号ポータビリティに関する申出を除きます。）があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

（注）本条第３項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

（当社が行う一般契約の解除）

第19条　当社は、第53条（利用停止）第１項の規定によりＦＯＭＡの利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契約を解除

することがあります。
2　当社は、一般契約者が第53条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、前項の規定にかかわらず、ＦＯＭＡの利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。
3　当社は、前２項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。
4　当社は、前３項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その一般契約に係るＦＯＭＡが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

第３節　定期契約

（契約の単位）

第20条　当社は、契約者識別番号１番号ごとに１の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、１の定期契約につき１人に限ります。

（定期契約申込の承諾）

第21条　当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2　当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
3　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約の申込みを承諾しないことがあります。
⑴　定期契約の申込みをした者がＦＯＭＡの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑵　第85条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
⑶　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（定期契約の種別の変更）

第21条の２　定期契約者は、定期契約の種別の変更に関する請求をすることができません。

（定期契約の満了）

第22条　定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

区　　分	期　　間
１年定期契約	１年
２年定期契約	２年

2　前項の規定にかかわらず、当社若しくは特定事業者と締結しているｍｏｖａサービス又は特定事業者と締結しているＦＯＭＡサービスに係る１年定期契約の解除と同時に新たに当社と締結したＦＯＭＡに係る１年定期契約は、契約の解除があった１年定期契約に係る起算日から起算して１年が経過することとなる日をもって満了となります。
3　第１項の規定にかかわらず、当社若しくは特定事業者と締結しているｍｏｖ

ａサービス又は特定事業者と締結しているＦＯＭＡサービスに係る２年定期契約の解除と同時に新たに当社と締結したＦＯＭＡに係る２年定期契約は、契約の解除があった２年定期契約に係る起算日から起算して２年が経過することとなる日をもって満了となります。

４　前３項の規定によるほか、その定期契約が第23条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第１項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

（定期契約の満了に伴う契約の更新等）

第23条　定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

２　定期契約者は、前項の規定によるほか、１年定期契約の満了と同時に新たに２年定期契約を締結するとき又は２年定期契約の満了と同時に新たに１年定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

３　当社は、定期契約の満了日までに前２項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に同一種別の定期契約に更新します。

ただし、料金表第１表第１（基本使用料）の１の⑶に規定する複数回線複合割引を選択しているＦＯＭＡに係る２年定期契約について、その契約に係る経過期間（料金表第１表第１（基本使用料）の１の⑵に規定するものをいいます。）が120か月超であるときは、その契約の更新の際に、１年定期契約に更新します。

４　当社は、第３項の規定により、定期契約を更新するときは、第21条（定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

５　当社は、第３項の規定により更新された定期契約について、更新日を含む暦月にその定期契約の解除があったときは、その定期契約の満了後、その更新日に一般契約を締結したものとして取り扱います。

ただし、更新日を含む暦月に１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したときは、この限りでありません。

（その他の提供条件）

第24条　契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、2in1の利用、名義変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

第３章の２　ＦＯＭＡユビキタス契約及びＦＯＭＡ位置情報契約

（契約の単位）

第24条の２　当社は、契約者識別番号１番号ごとに１のＦＯＭＡユビキタス契約又はＦＯＭＡ位置情報契約（以下「ＦＯＭＡユビキタス契約等」といいます。）を締結します。この場合、契約者は、１のＦＯＭＡユビキタス契約等につき１人に限ります。

（ＦＯＭＡユビキタス契約等の申込の承諾）

第24条の３　当社は、ＦＯＭＡユビキタス契約等の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、そのＦＯＭＡユビキタス契約等の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　ＦＯＭＡユビキタス契約等の申込みをした者がＦＯＭＡユビキタス又はＦＯＭＡ位置情報（以下ＦＯＭＡユビキタス等といいます。）の料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑵　第85条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

⑶　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者識別番号）

第24条の４　ＦＯＭＡユビキタス等の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

２　当社は、第79条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＦＯＭＡユビキタス等の契約者識別番号を変更することがあります。

３　前項の規定により、ＦＯＭＡユビキタス等の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（契約者が行うＦＯＭＡユビキタス契約等の解除）

第24条の５　契約者は、ＦＯＭＡユビキタス契約等を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属ＦＯＭＡサービス取扱所に書面により通知していただきます。

（その他の提供条件）

第24条の６　当社は、ＦＯＭＡユビキタス等におけるその他の提供条件（料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、ＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

ただし、ＦＯＭＡの場合とは別に定めがあるときは、この限りでありません。

第４章　ＦＯＭＡドコモコール契約

（ＦＯＭＡドコモコール契約）

第25条　特定事業者が提供するＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタス等（特定事業者が定めるＦＯＭＡサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この章において同じとします。)を受けるための契約を締結している者は、当社とＦＯＭＡドコモコール契約を締結していることとなります。

（特定事業者の契約約款による制約等）

第26条　ＦＯＭＡドコモコール契約者は、そのＦＯＭＡカードの貸与を受けている特定事業者の契約約款に基づき、当該事業者の提供するＦＯＭＡサービスを利用できないときは、ＦＯＭＡドコモコールの提供を受けることができません。

（契約者識別番号）

第27条　ＦＯＭＡドコモコールの契約者識別番号は、そのＦＯＭＡカードを貸与している特定事業者のＦＯＭＡに係る契約者識別番号とします。

（ＦＯＭＡドコモコールに係る端末設備等の取扱い等）

第28条　特定事業者が提供するＦＯＭＡの契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」といいます。)を接続している者は、当社のＦＯＭＡドコモコールの契約者回線に端末設備等を接続していることとなります。

第29条～第44条　削　除

第５章　付加機能

（付加機能の提供）

第45条　当社は、ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、別表２（付加機能）に規定する付加機能を提供します。

２　別表２に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、ＦＯＭＡ契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

３　第１項の規定にかかわらず、当社は、ＦＯＭＡ契約（ＦＯＭＡユビキタス契約等を除きます。）の申込みの際に、別表２に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、そのＦＯＭＡ契約の申込みの際に、国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

４　当社は、付加機能を提供しているＦＯＭＡにおいて、2in1利用の承諾をしたときは、その付加機能を廃止します。

５　前項の規定にかかわらず、被共用ＦＯＭＡが提供を受けている付加機能（別表２に別段の定めがあるものを除きます。）については、その付加機能を共用ＦＯＭＡへ提供します。

６　当社は、ＦＯＭＡドコモコール契約者が当社の付加機能に相当する機能の提供をそのＦＯＭＡカードの貸与者である特定事業者から受けている場合は、その付加機能を提供します。

７　当社は、付加機能を提供しているＦＯＭＡの利用休止があったときは、その付加機能を廃止します

８　当社は、付加機能を提供しているＦＯＭＡに係る名義変更があった場合において、その付加機能に関して別表２に別段の定めがあるときは、第17条（一般契約に係る名義変更）又は第24条（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。

９　当社は、別表２に規定する国際ローミング機能の提供を受けているＦＯＭＡについて、当社が提供する国際電話サービスに係る契約の解除があったときは、その機能を廃止します。

10　特定事業者との間において、携帯電話番号ポータビリティがあったときは、契約の解除のあったＦＯＭＡ又はｍｏｖａにおいて提供を受けていた付加機能に関する情報等が引き継がれます。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。

（注）本条第２項に規定する当社が別に定めるものは、別表２（付加機能）に規定する迷惑電話おことわり機能、mopera機能、位置情報通知機能及びＦＯＭＡ位置情報受信機能（タイプ２に係るものに限ります。）とします。

第46条～第47条　削　除

第６章　ＦＯＭＡカードの貸与等

第１節　ＦＯＭＡカードの貸与等

（ＦＯＭＡカードの貸与）

第48条　当社は、ＦＯＭＡ契約者へＦＯＭＡカードを貸与します。この場合において、貸与するＦＯＭＡカードの数は、１のＦＯＭＡ契約につき１とします。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するＦＯＭＡカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（契約者識別番号の登録等）

第49条　当社は、次の場合には、ＦＯＭＡカードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

⑴　ＦＯＭＡカードを貸与するとき。

⑵　2in1利用を廃止するとき（そのＦＯＭＡカードが、被共用ＦＯＭＡに係るものである場合を除きます。）。

⑶　その他ＦＯＭＡカードの貸与を受けているＦＯＭＡの契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。

２　当社は、前項の規定によるほか、第11条（契約者識別番号）第３項、第24条の４（契約者識別番号）第２項又は第79条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

（ＦＯＭＡカードの返還）

第50条　ＦＯＭＡカードの貸与を受けているＦＯＭＡ契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのＦＯＭＡカードを当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

⑴　そのＦＯＭＡ契約の解除があったとき（定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合、１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結した場合又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結した場合であって、当社が別に定めるときを除きます。）

⑵　ＦＯＭＡの利用休止を請求し、その承諾を受けたとき。

⑶　2in1利用の承諾を受けたとき。

⑷　その他ＦＯＭＡカードを利用しなくなったとき。

第２節　自営端末設備の接続等

（自営端末設備の接続）

第50条の２　ＦＯＭＡ契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの又は当社のＦＯＭＡサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、契約事務を行うＦＯＭＡサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式７号又は様式14号の表示等により当社が別表３の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

２　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しま

す。
⑴　その接続が別表３の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
⑵　その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
３　当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別表３の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
⑴　技術基準適合認定規則様式第７号又は第14号の表示等により当社が別表３の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
⑵　事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するとき。
４　前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
５　契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前４項の規定に準じて取り扱います。
６　当社が提供する共用ＦＯＭＡの契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」といいます。）を接続している者は、当社の共用ＦＯＭＡの契約者回線に端末設備等を接続していることとなります。
（注１）ＦＯＭＡユビキタスの契約者回線に接続できる移動無線装置は、機器の制御又は監視等のためにその内部に組み込まれる通信モジュールと当社が認めたものに限ります。
（注２）ＦＯＭＡ位置情報の契約者回線に接続できる移動無線装置は、専ら位置の測定に関する通信を行うための移動無線装置であると当社が認めたものに限ります。

（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

第50条の３　当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表３の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
２　前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
３　第１項の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第50条の４　ＦＯＭＡ契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。)について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第１項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
２　当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、ＦＯＭＡ契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
３　前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、ＦＯＭＡ契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

（自営端末設備の電波法に基づく検査）

第50条の５　前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第２項及び第３項の規定に準ずるものとします。

第７章　自営電気通信設備の接続

（自営電気通信設備の接続）

第50条の６　契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの又は当社のＦＯＭＡサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。)を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うＦＯＭＡサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

２　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

⑴　その接続が別表３の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

⑵　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

３　当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表３の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

４　前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

５　契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前４項の規定に準じて取り扱います。

（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

第50条の７　契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第50条の３（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第50条の８　自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第50条の４（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

第50条の９　自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第50条の５（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第８章　利用中止等

（利用中止）

第51条　当社は、次の場合には、ＦＯＭＡサービスの利用を中止することがあります。

⑴　当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

⑵　第59条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

⑶　第11条（契約者識別番号）第３項、第24条の４（契約者識別番号）第２項又は第24条の10（契約者識別番号）第３項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

２　前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について別表２（付加機能）に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。

３　当社は、前２項の規定によりＦＯＭＡサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第52条　削　除

（利用停止）

第53条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（そのＦＯＭＡサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＦＯＭＡサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条及び第89条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのＦＯＭＡサービスの利用を停止することがあります。

⑴　料金その他の債務について､支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、ＦＯＭＡサービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)。

⑵　ＦＯＭＡサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

⑶　第15条（一般契約者の氏名等の変更の届出）及び第24条（その他の提供条件）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

⑷　契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のＦＯＭＡサービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

⑸　第85条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

⑹　契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

⑺　第50条の３（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第50条の７（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表３の技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

⑻　第50条の４（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第50条の５（自営端末設備の電波法に基づく検査)、第50条の８（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）及び第50条の９（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

⑼　第72条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

⑽　第91条の２（契約者確認）の規定に違反したとき。

２　当社は、前項の規定によりＦＯＭＡサービスの利用停止をするときはあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第１項第５号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

３　当社は、第１項の規定によるほか、被共用ＦＯＭＡの利用停止があったときは、共用ＦＯＭＡの利用停止を行います。

第９章　通信

第１節　通信の種類等

（通信の種類等）

第54条　通信には、次の種類があります。

ただし、共用ＦＯＭＡに係る通信の種類は、通話モード、64kb/sデジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、ＦＯＭＡユビキタスに係る通信の種類は、パケット通信モード（ハイスピードモードを除きます。）、ショートメッセージ通信モード及びＰＴＴ通信モードに、ＦＯＭＡ位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに限ります。

種　　類	内　　容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね３kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
64kb/sデジタル通信モード	回線交換方式により64kb/s以下で符号、音声その他の音響又は影像の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	⑴　パケット通信方式により384kb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの ⑵　パケット交換方式により契約者回線からの通信においては384kb/s以下、契約者回線への通信においては7.2Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの（ハイスピードモード）
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うためのもの
ＰＴＴ通信モード（プッシュトーク通信モード）	パケット交換方式による半二重通信であって、音声その他の音響の伝送を行うためのもの

２　第１項の規定によるほか、契約者は、当社又は特定事業者とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める方法により制御信号を利用して受信することができます。

３　前項に規定する災害等の情報は、第13条（ＦＯＭＡの利用の一時中断）、第24条（その他の提供条件）、第24条の６（その他の提供条件）又は第53条（利用停止）の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

４　ＦＯＭＡサービスに係る通信の条件については、料金表第１表第３（通信料）に定めるところによります。

（注１）本条第１項の表の数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。また、通信の伝送速度は通信の状況等により変動します。

（注２）定額データプラン（料金表第１表第１の⑴に規定するものをいいます。）を選択している場合又はパケット定額（料金表第１表第３の⑺の２に規定するものをいいます。）を選択している場合は、通信のふくそうの状況によって、

それを選択していない場合と比べパケット通信モードの通信の伝送速度が低下することがあります。

（注３）共用ＦＯＭＡで行うことができる通信の種類は、端末設備におけるモードとは異なる場合があります。

（契約者回線との間の通信）

第55条　ＦＯＭＡ又はＦＯＭＡドコモコールの契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が、営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

２　前項の規定にかかわらず、その移動無線装置が、OFFICEEDサービスの通信中であるときは、通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信を行うことができません。

（相互接続点との間の通信）

第56条　相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

（特定事業者との間で継続して接続する通信）

第57条　当社は、当社の営業区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社の営業区域において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

２　当社は、特定事業者のＦＯＭＡサービスの営業区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社が継続して接続し、終了した通信については、その通信を開始した時点の特定事業者のＦＯＭＡサービスの営業区域において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

３　前２項の規定にかかわらず、同一のセッション（料金表第１表第３（通信料）に規定するものをいいます。)に係るＰＴＴ通信モードによる通信の取扱いは、そのセッションを開始した当社又は特定事業者の営業区域に係る通信とみなして取り扱います。

第58条　削　除

第２節　通信利用の制限

（通信利用の制限）

第59条　ＦＯＭＡサービス、OFFICEEDサービス及びローミングに係る通信が著しくふくそうしたときは､通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表６（通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているＦＯＭＡ(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

２　当社は、前項の規定によるほか、電子メール（別表２（付加機能）に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信に関して、次の措置をとることがあります。

⑴　通信が著しくふくそうする場合に電子メールの受信を制限する措置
⑵　多数のメールアドレス（別表２（付加機能）に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）を指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置

３　当社は、前２項の規定によるほか、パケット定額（料金表第１表第３（通信料）の⑺の２に規定するものをいいます。）を選択している場合のＦＯＭＡサービスの通信（パケット通信モードに限ります。以下この項において同じとします。）に関して、次の措置をとることがあります。
⑴　一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
⑵　セッション（パケット通信モードにより通信を行うことができる契約者回線の状態をいいます。以下この条において同じとします。）の設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
⑶　通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

４　当社は、第１項及び第２項の規定によるほか、基本使用料の料金種別が定額データプラン（料金表第１表第１の⑴に規定するものをいいます。）のＦＯＭＡサービスの通信（パケット通信モードに限ります。）に関して、次の措置をとることがあります。
⑴　当社が定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置
⑵　当社が定めるデータ量を超えるデータファイルの送受信を制限する措置
⑶　一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
⑷　一定期間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
⑸　セッションの設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
⑹　同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
⑺　通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

（注１）当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収拾、分析及び蓄積を行う場合があります。
（注２）料金表第１表第３（通信料）の⑬のイ又は⑮の２の規定に係る通信（通話モードによるものに限ります。）は、通信のふくそう状況によって、その規定の適用を受けていない通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

（通信の切断）

第59条の２　当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

２　当社は、前項の規定によるほか、料金表第１表第３（通信料）の⑬のイ又は⑮の２の規定に係る通信（通話モードによるものに限ります。）について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。

（通信時間等の制限）

第60条　前２条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

第３節　通信時間等の測定等

（通信時間等の測定等）

第61条　通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第59条の２（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

２　パケット通信モードに係る課金対象パケット（契約者回線との間において伝送されるデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。）を含むパケットをいいます。以下同じとします。）の情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

３　パケット通信モードに係る課金対象パケット数については、前項の規定により測定した情報量をｉモードフルブラウザ（ｉモード機能等を利用するためのプログラムであって当社が指定するものをいいます。以下同じとします。）を使用したｉモード等通信（別表２（付加機能）に規定するｉモード機能の利用に係る通信及びＩＳＰ接続通信（ｉモード機能の利用に係る通信以外の通信であって当社が別に定めるプロトコルを使用して行うものをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）、それ以外のｉモード等通信、並びにそれら以外の通信に区分し、それぞれの１料金月（１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）における総情報量について、128バイトまでごとに１の課金対象パケットとして算出します。

４　ショートメッセージ通信モード及びＰＴＴ通信モードに係る通信回数は、当社の機器により測定します。

第62条　削　除

第10章　料金等

第１節　料金及び工事費

（料金及び工事費）

第63条　当社が提供するＦＯＭＡサービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供するＦＯＭＡサービスの工事費は、料金表第２表（工事費）に規定する工事費とします。

３　第88条の２（国際アウトローミングの利用等）に規定する国際アウトローミングの利用に係る料金は、国際アウトローミング利用料とし、料金表第４表（国際アウトローミング利用料）に定めるところによります。

４　第88条の３（無線ＩＰアクセスサービスの利用等）に規定する無線ＩＰアクセスサービスの利用に係る料金は、無線ＩＰアクセス定額料とし、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）に定めるところによります。

５　第88条の４（ホームUの利用等）に規定するホームUの利用に関する料金は、料金表第６表（ホームUの利用に関する料金）に定めるところによります。

第２節　料金等の支払義務

（基本使用料等の支払義務）

第64条　ＦＯＭＡ契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第１（基本使用料）及び第６（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、別表２（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりＦＯＭＡサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

⑴　利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

⑵　利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

⑶　前２号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ＦＯＭＡサービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、そのＦＯＭＡサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態とな	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対

る場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	応するそのＦＯＭＡサービスについての料金
２　ＦＯＭＡの利用休止をしたとき。	利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのＦＯＭＡについての料金

３　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第65条　削　除

（通信料の支払義務）

第66条　契約者、特定事業者以外の協定事業者又は当社が提供するｉモードパケット・フリーサービス利用者は、次の通信について、第61条（通信時間の測定等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表第１表第３（通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区　　別	支払いを要する者
１　２以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。)	その契約者回線の契約者
２　パケット通信モードによる通信 ⑴　⑵又は⑶以外のもの ア　契約者回線から行った通信 イ　契約者回線へ着信した通信 ⑵　ＩＳＰ料金支払いに係る通信 （ＩＳＰ接続通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信のうち、その協定事業者が相互接続協定において通信に関する料金を支払うことについて承諾したものをいいます。以下同じとします。) ⑶　ｉモードパケットフリー通信 （ｉモードパケット・フリーサービス利用規約に基づき、当社が提供するｉモードパケット・フリーサービスの利用者が、通信に関する料金を支払うことについて承諾したものをいいます。	 その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者 その通信に係る協定事業者 その通信に係るｉモードパケット・フリーサービス利用者

以下同じとします。)	

2　相互接続通信（パケット通信モードによる通信の場合は、特定事業者に係る接続点との間の通信に限ります。)に関する料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第３節（相互接続通信に係る料金の取扱い）に定めるところによります。

3　契約者（相互接続通信の利用者、ＩＳＰ接続通信に係る協定事業者及びｉモードパケット・フリーサービス利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表第３に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（定期契約に係る解約金の支払義務）

第67条　定期契約者は、その定期契約を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約を解除したときは、料金表第１表第４（定期契約に係る解約金）に規定する料金の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第68条　契約者は、ＦＯＭＡサービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2　前項の規定にかかわらず、おまかせロック（第91条の５（おまかせロック）に規定するものをいいます。)に係る手続きに関する料金の支払義務にあっては第91条の５、ケータイお探しサービス（第91条の６（ケータイお探しサービス）に規定するものをいいます。)に係る手続きに関する料金の支払義務にあっては第91条の６に定めるところによります。

（工事費の支払義務）

第69条　契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第３節　相互接続通信に係る料金の取扱い

（相互接続通信に係る料金の取扱い）

第70条　契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2　前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別表７及び別表８に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等に関する通信及び協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3　協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

4　相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

5　契約者は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第４節　料金の計算等

（料金の計算等）

第71条　料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第５節　預託金

（預託金）

第72条　ＦＯＭＡ契約者又は一般契約若しくは定期契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、ＦＯＭＡサービスの利用に先立って（名義変更の場合はその承諾に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

⑴　ＦＯＭＡ契約の申込みの承諾を受けたとき。

⑵　一般契約又は定期契約に係る名義変更の承認を請求したとき。

⑶　第53条（利用停止）第１項第１号若しくは第４号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2　預託金の額は、１契約当たり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3　預託金については、無利息とします。

4　当社は、ＦＯＭＡ契約の解除、一般契約又は定期契約に係る名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第６節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第73条　契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の２倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第74条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第７節　特定事業者に係る債権の取扱い

（特定事業者のＦＯＭＡドコモコールの利用に係る債権の譲受等）

第75条　ＦＯＭＡ契約者は、特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールの利用により生じた債権を当社がその特定事業者から譲り受け、その債権額をＦＯＭＡの料金に合算して請求することを承認していただきます。

２　前項の場合において、当社が譲渡を受けた債権を、当社が提供するＦＯＭＡサービスの料金とみなして取り扱います。

３　第１項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

４　第１項の規定により特定事業者から譲り受けた債権については、第71条（料金の計算等）から第74条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（ＦＯＭＡドコモコールに係る債権の譲渡）

第76条　ＦＯＭＡドコモコール契約者は、そのＦＯＭＡドコモコールに係る通信により生じた債権（ＦＯＭＡドコモコールに係る他社相互接続通信により生じた債権であって、当社がその通信に係る協定事業者から譲り受けた債権を含みます。)を、そのＦＯＭＡドコモコールに係る他社相互接続通信に関する協定事業者の承諾が必要な場合にはその承諾を得て、当社がそのＦＯＭＡカードの貸与者である特定事業者に譲渡することを承認していただきます。

２　前項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

３　第１項の規定により譲渡する債権については、第71条（料金の計算等）から第74条（延滞利息）及び料金表通則の規定にかかわらず、その特定事業者の契約約款に定めるところによります。

（特定事業者の契約者が当社と契約を締結する場合の債権の譲受）

第76条の２　特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービス等の契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡサービスに係る契約を締結したＦＯＭＡ契約者は、特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービス等に係る債権の一部を当社がその特定事業者から譲り受け、その債権額をＦＯＭＡサービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

２　前項の場合において、当社が譲渡を受けた債権を、当社が提供するＦＯＭＡサービスの料金とみなして取り扱います。

３　第１項の場合において、当社及びその特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

４　第１項の規定により特定事業者から譲り受けた債権については、第71条（料金の計算等）から第74条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合の債権の譲渡）

第76条の３　ＦＯＭＡ契約者は、その契約の解除と同時に新たに特定事業者とＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る契約を締結したときは、当社のＦＯＭＡサービスに係る債権の一部をその特定事業者に譲渡することを承認していただきます。

２　前項の場合において、当社及びその特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

３　第１項の規定により譲渡する債権については、第71条（料金の計算等）から第74条（延滞利息）及び料金表通則の規定にかかわらず、その特定事業者の契約約款に定めるところによります。

第11章　保守

（当社の維持責任）

第76条の４　当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

第77条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表３に規定する技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

２　前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第78条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

２　前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、ＦＯＭＡサービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

３　当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧）

第79条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

２　前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第59条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより優先的に修理し又は復旧します。

３　当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号を変更することがあります。

第12章　損害賠償

（責任の制限）

第80条　当社は、ＦＯＭＡサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのＦＯＭＡサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

２　前項の場合において、当社は、ＦＯＭＡサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＦＯＭＡサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

⑴　料金表第１表第１（基本使用料)、第２（付加機能使用料）及び第６（ユニバーサルサービス料）に規定する料金

⑵　料金表第１表第３（通信料）に規定する料金（ＦＯＭＡサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均通信料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。)

３　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

４　当社の故意又は重大な過失によりＦＯＭＡサービスの提供をしなかったときは、前３項の規定は適用しません。

（注）本条第２項第２号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、ＦＯＭＡサービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における１日当たりの平均通信料とします。

（免責）

第81条　電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章　雑則

（発信者番号通知等）

第81条の２　契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

２　前項の規定にかかわらず、ＩＳＰ接続通信に係る相互接続点との間の通信については、当社が別に定める方法により通信を行った場合（その通信が協定事業者からの発信に伴い行われる場合を含みます。)に限り、その相互接続点へその契約者識別番号を通知します。

３　契約者回線への通信（当社が別に定めるものに限ります。)であって、発信者番号（発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。)が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。

４　当社は、契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

５　前４項の規定にかかわらず、ＰＴＴ通信モードによる通信については、その通信の相手先となる１又は複数の契約者回線へ契約者識別番号及び通信の状況等（以下この条において「契約者識別番号等」といいます。）が通知されます。

６　契約者は、前項ただし書の場合において、ＰＴＴ通信モードに係るセッションの設定を自動的に切断することができます。

７　ＰＴＴ通信モードによる通信において、当社が契約者識別番号等を通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、第４項の規定に準じて取り扱います。

（注１）本条第１項に規定する当社が別に定める方法は、通信の発信に先立ち「１８４」をダイヤルする等の方法とし、その通信の接続先が110番、118番又は119番をダイヤルすることにより警察機関（海上保安機関を含みます。）又は消防機関へ接続される通信（以下「緊急通報」といいます。）と、それ以外とで方法が異なります。

ただし、その緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合は、契約者識別番号が通知されます。

（注２）2in1利用に係るＦＯＭＡカードを利用して緊急通報を行った場合は、端末設備のモードにかかわらず、被共用ＦＯＭＡからの通信となります。

（注３）本条第２項に規定する当社が別に定める方法は、通信の発信に先立ち接続先の番号に「１８６」を付加して接続する方法とします。

（注４）ＰＴＴ通信モードによる通信については、その通信のセッション（料金表第１表第３（通信料）に規定するものをいいます。）の設定方法又はその通信の発信に先立ち「１８４」をダイヤルする等の方法により、契約者識別番号等が通知されない場合があります。

（料金情報通知）

第82条　当社は、ＦＯＭＡの契約者回線から行う通信（当社が別に定めるものに限ります。)については、当社が別に定めるところにより料金情報を通知します。

２　料金情報通知には、利用の都度その通信（当社が別に定めるものに限ります。）

に関する料金の概算額を発信者の契約者回線に通知するものと、あらかじめＦＯＭＡ契約者（当社が別に定める者に限ります。)から請求があった場合において、当社が請求することとなるそのＦＯＭＡに係る通信に関する料金及び有料情報等の利用に係る料金等の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とし、料金月単位で累計するものとします。)が当社が別に定める額を超えたときに、その契約者へその旨を通知するもの（以下「料金一定額到達通知」といいます。)があります。

３　前項に規定する料金一定額到達通知を受信するために要する費用は、そのＦＯＭＡ契約者に負担していただきます。

（位置情報の送出）

第82条の２　当社は、ＩＳＰ接続通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその協定事業者に係る電気通信設備から当社が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします。）の要求があったときは、契約者があらかじめその協定事業者への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出します。

２　前項の規定によるほか、当社は、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報（当社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします。）を、その緊急通報に係る機関へ送出します。

ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りでありません。

３　当社は、前２項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

（位置の測定に係るアシスト情報の受信）

第82条の３　ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。）及びＦＯＭＡドコモコール契約者（当該契約約款の規定により2in1利用をしている契約者を除きます。）は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。）の受信をすることができます。

２　当社は、位置の測定に係るアシスト情報の内容について保証しません。

３　当社は、位置の測定に係るアシスト情報の受信に関する損害については、第80条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

（承諾の限界）

第83条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（端末設備等の持込み）

第84条　ＦＯＭＡ契約者は、次の場合には、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)若しくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。)又はＦＯＭＡカー

ドを当社が指定した期日（別に定める営業時間内に限ります。)に当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。
⑴　契約者識別番号の登録等を行うとき。
⑵　第50条の２（自営端末設備の接続）から第50条の５（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営端末設備の検査又は第50条の６（自営電気通信設備の接続）から第50条の９（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
⑶　その他当社が必要と認めるとき。

（利用に係る契約者の義務）

第85条　契約者は、次のことを守っていただきます。
⑴　自営端末設備（移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
　ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
⑵　故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
⑶　ＦＯＭＡカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出しし、変更し、又は消去しないこと。
⑷　当社が貸与するＦＯＭＡカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
⑸　故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。)を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
⑹　ＦＯＭＡサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。
⑺　当社が別に定める基準に適合しない移動無線装置により、エミュレーション機能（移動無線装置に接続した端末設備等により、その移動無線装置を操作できる機能をいいます。)を利用してパケット通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。)を行わないこと。
⑻　電子メール（別表２（付加機能）に定めるものをいい、ｉモード電子メールを含みます。以下この条において同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。
⑼　ＦＯＭＡユビキタスの契約者回線に接続される移動無線装置を、その移動無線装置が組み込まれる機器の制御又は監視等以外の目的で利用しないこと。
２　当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めたときは、前項第８号の規定に違反したものとして取り扱います。
⑴　広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、表題の最前部に「未承諾広告※」と表示させないように送信する行為
⑵　広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為
⑶　当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレスへ送信する行為
⑷　電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図

に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為

⑸　前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信する行為

３　第１項第８号及び前項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信について準用します。

４　契約者は、第１項の規定に違反して当社が貸与しているＦＯＭＡカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

（注１）本条第１項第７号に定める当社が別に定めるものは、料金表第１表第３（通信料）の⑺の２に規定するＢｉｚ・ホーダイの適用対象となる通信及び別表２（付加機能）に規定するｉモード機能の利用に係る通信とします。

（注２）本条第１項第８号に定める当社が別に定める方法は、本条第２項の規定によるほか、「ｉモードご利用規則」又は「モペラご利用規則」等に定めるところによります。

（約款の掲示）

第85条の２　当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページ又は当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所において掲示することとします。

（技術資料の閲覧）

第86条　当社は、当社が指定する当社の事業所において、ＦＯＭＡを利用するうえで参考となる別表５の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等）

第87条　ＦＯＭＡ契約（ＦＯＭＡユビキタス契約等を除きます。以下この条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。ただし、次の場合は、この限りでありません。

⑴　ＦＯＭＡ契約の申込みの承諾を受けた者から当社に対してその国際電話契約を締結しない旨の意思表示があったとき。

⑵　その申込みに係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別が当社が別に定めるものであるとき。

⑶　国際電話契約を締結しているｍｏｖａサービスの契約者がそのｍｏｖａサービスの契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。

⑷　定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合であって、当社が別に定めるとき。

⑸　１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結する場合又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結する場合であって、当社が別に定めるとき。

２　前項の規定によるほか、当社が別に定める付加機能の提供に係る請求をした者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。

３　前２項の規定により国際電話契約を締結したＦＯＭＡ契約者は、当社が提供する国際電話サービスを利用したときは、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

４　共用ＦＯＭＡに係る契約者は、その共用ＦＯＭＡに係る被共用ＦＯＭＡが国際電話サービスの提供を受けているときに限り、そのＦＯＭＡの契約者回線から国際電話サービスを利用することができます。

５　ＦＯＭＡドコモコール契約者は、特定事業者が提供する国際電話サービスに係る契約を締結している場合は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話サービスを利用することができます。

（注）本条第１項第２号に規定する当社が別に定めるものは、料金表第１表第１（基本使用料）に規定するタイプリミット及びファミリーワイドリミットとします。

（特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールの利用等）

第88条　ＦＯＭＡ契約者は、特定事業者の契約約款の規定に基づき、その特定事業者のＦＯＭＡドコモコールを利用することができます。

（国際アウトローミングの利用等）

第88条の２　ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。）は、別表２（付加機能）に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング（別表９に定める外国の電気通信事業者が、ＦＯＭＡカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

２　契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したときは、料金表第４表（国際アウトローミング利用料）に規定する国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社の機器により測定します。

３　外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

４　第１項の規定にかかわらず、利用停止等によりＦＯＭＡサービスを利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができません。

５　前項の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

６　当社は、契約者が当社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の１の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に当社に支払われた額を除きます。以下この条において「月間利用額」といいます。）について、限度額（以下この条において「利用停止目安額」といいます。）を設定します。

７　当社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用停止目安額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。

ただし、料金の支払いにより月間利用額が利用停止目安額を下回ることとなったときは、この限りでありません。

８　当社は、前２項の規定によるほか、特定の24時間における国際アウトローミングの利用に係る額が利用停止目安額を超えたことを当社が確認したときは、契約者から再利用の請求があるまでの間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。

９　契約者は、利用停止目安額を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払いを要します。

10　当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第80条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。)により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

11　国際アウトローミングの営業区域その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

（注１）本条第11項に規定する当社が別に定めるところは、国際サービスに係るご利用ガイドに規定するところによります。

（注２）契約者は、そのＦＯＭＡに係る国際アウトローミングを契約者以外の者が利用した場合であっても、その利用に係る料金の支払いを要します。

（無線ＩＰアクセスサービスの利用等）

第88条の３　ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。）は、別表２（付加機能）に規定するmoperaU 機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているときは、無線ＩＰアクセスサービス（当社の無線ＩＰ通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能又はビジネスmoperaインターネット機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

２　契約者は、前項の規定により、無線ＩＰアクセスサービスを利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

３　契約者は、前２項の規定により当社が無線ＩＰアクセスサービスの提供を開始した日から起算して無線ＩＰアクセスサービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。)について、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）に規定する料金の支払いを要します。

４　ＦＯＭＡドコモコール契約者（当該契約約款の規定により2in1利用をしている契約者を除きます。）が、特定事業者のＦＯＭＡサービス契約約款に基づき無線ＩＰアクセスサービスの提供を受けているときは、当社の無線ＩＰアクセスサービスを利用することができます。

５　無線ＩＰアクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域（無線ＩＰ通信網サービスの営業区域と同一とします。)内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

６　利用停止等によりＦＯＭＡサービスを利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、無線ＩＰアクセスサービスを利用することができません。

７　無線ＩＰアクセスサービスを利用することができなかった場合の無線ＩＰアクセス定額料の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の場合に準じるものとします。

８　通信の条件、通信利用の制限、利用中止、自営端末設備若しくは自営電気通信設備への接続及び利用に係る契約者の義務については、無線ＩＰ通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。

９　前８項の規定によるほか、無線ＩＰアクセスサービスの提供を受けているＦＯＭＡ契約者は、無線ＩＰ通信網サービス契約約款に規定するローミング及び

国際アウトローミング(moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能の利用に係る通信に限ります。)を利用することができます。この場合の料金その他の提供条件は、一部の制限を除き無線ＩＰ通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。

（ホームＵの利用等）

第88条の４　当社は、ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者及びＦＯＭＡユビキタス契約者を除きます。）からあらかじめ請求があった場合は、ホームＵ（当社が別に定める協定事業者が提供するＩＰ通信網サービスの電気通信回線（以下「ホームＵ回線」といいます。）を経由して、ＩＰ通話モード（おおむね３kHzの帯域を使用して音声その他の音響の伝送を行なうためのものをいいます。以下同じとします。）又はデータ通信モード（符号の伝送を行うためのものをいいます。以下同じとします。）により通信を行うための電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。

２　当社は、前項に規定する請求があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

⑴　パケ・ホーダイ又はパケ・ホーダイフル（料金表第１表第３（通信料）の⑺の２に規定するものをいいます。）を選択していないとき。

⑵　ｉモード機能（別表２に規定するものをいいます。）の提供を受けていないとき。

３　当社は、前項の規定によりホームＵの利用に係る請求の承諾を行なった場合は、ホームＵに係る通信を行なうために必要な１の電気通信番号（以下「ＩＰ電話番号」といいます。）を契約者に付与します。

４　第11条（契約者識別番号）第１項、第３項及び第４項並びに第79条（修理又は復旧）第３項の契約者識別番号に係る規定は、ＩＰ電話番号について準用します。

５　当社は、契約者からホームＵを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、ホームＵを廃止することがあります。

⑴　ＦＯＭＡの利用休止があったとき。

⑵　一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき。

⑶　第２項各号のいずれかに該当することとなったとき。

⑷　第19項の規定に違反したと当社が認めたとき。

６　第51条（利用中止）の規定は、ホームＵの場合において準用します。

７　利用停止等によりＦＯＭＡサービスを利用できないとき又はホームＵに係るＩＰ通信網サービスを利用することができないときは、ホームＵに係る通信を行うことができません。

８　ホームＵに係る通信を行うときは、当社が定める方法により、ＩＰ通話モード又はデータ通信モードのいずれかをあらかじめ選択していただきます。

９　ホームＵに係る通信は全て相互接続通信となり、相互接続点との間の通信の条件は第56条（相互接続点との間の通信）の定めるところによります。

10　前項の規定によるほか、ホームＵに係る通信の条件は次のとおりとします。

⑴　ＩＰ通話モードよる通信は、衛星電話サービスに係る契約者回線との間で行うことができません。

⑵　データ通信モードによる通信は、ｉモード機能の利用に係る通信（一部の機能の利用に係る通信を除きます。)のみ行うことができます。

11　第59条（通信利用の制限）の規定は、ホームＵに係る通信について準用します。

12　当社は、ホームUに係る通信において、一定時間データが伝送されていないとき又は一定時間以上通信が継続したときは、その通信を切断することがあります。

13　契約者は、第１項及び第２項の規定により当社がホームUの提供を開始した日から起算してホームUの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第６（ユニバーサルサービス料）及び第６表第１（ホームU定額料）に規定する料金の支払いを要します。

14　契約者は、その契約者に付与されたＩＰ電話番号を使用して、ホームU回線から行われたＩＰ通信モードによる通信について、料金表第６表第２（ホームU通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。この場合において、ホームU通信料の算定に係る通信時間は、ＦＯＭＡの通話モードの場合に準じて測定します。

15　前項の場合において、ホームUに係る通信に関する料金は、他社相互接続通信（ホームU回線に係る部分を除きます。)と合わせて定めるものとし、その料金の取り扱いは当社の契約約款に定めるところによります。

16　前２項の規定にかかわらず、当社又は他の電気通信事業者の提供する付加機能等に関する通信について、当社又は他の電気通信事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

17　ホームUを利用することができなかった場合の料金の取扱いは、ホームU定額料についてはＦＯＭＡの基本使用料、ホームU通信料についてはＦＯＭＡの通信料の取扱いに準じるものとします。

18　第81条の２（発信者番号通知）第１項、第３項及び第４項の規定は、ホームUに係る通信について準用します。

19　契約者は、次のことを守っていただきます。

⑴　ホームU回線に当社が定める端末設備以外を接続しないこと。

⑵　ホームUに係る通信は、当社が定める品質を確保して行うこと。

20　ホームUの利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

（注）本条第20項に規定する当社が別に定めるところは、「ホームUご利用規則」に定めるところによります。

（電子証明書の利用による通信）

第88条の５　ＦＯＭA契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。）は、電子証明書(当社又は特定事業者の電気通信設備に接続して受信する情報であって、当社が別に定める利用規則に基づき電子的な認証に利用するものをいいます。以下この条において同じとします。)を利用して、当社が別に定める方法により通信（64kb/sデジタル通信モード又はパケット通信モードによるものに限ります。)を行うことができます。

（注１）本条に定める当社が別に定める利用規則は、「First Passご利用規則」をいいます。

（注２）本条に定める当社が別に定める方法は、「First Passご利用規則」に定めるところによります。

（プライバシーポリシー）

第88条の６　当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のインターネットホームページ等において公表します。

（電気通信事業者への情報の通知）

第89条　契約者は、第18条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第19条（当社が行う一般契約の解除）又は第24条（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及びＰＨＳ事業者とします。以下この条において同じとします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

２　前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

⑴　第19条又は第24条の規定により当社がそのＦＯＭＡ契約を解除したとき（第85条（利用に係る契約者の義務）第２項又は第３項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）

⑵　第53条（利用停止）第１項の規定によりＦＯＭＡ利用を停止されたとき（第85条第２項又は第３項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）

３　前２項の規定によるほか、契約者は、携帯電話番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その携帯電話番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（注）本条第１項に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、第88条の６（プライバシーポリシー）に規定するプライバシーポリシーに定める電気通信事業者をいいます。

（国際電気通信事業者等への契約者の氏名等の通知）

第90条　当社は、別表７に規定する国際電気通信事業者等（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者（その国際電気事業者等が定める契約約款に基づき契約（当社が別に定めるものに限ります。）を締結している者又はその申込みをした者に限ります。）の氏名、住所及び契約者識別番号等を通知することがあります。

２　当社は、前項に規定する国際電気通信事業者等が定める契約の一覧を、当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所において閲覧に供します。

（特定事業者との個人情報の共同利用）

第91条　契約者は、特定事業者の営業区域における電気通信サービス（これに付随するサービスを含みます。）の受付及び提供等に必要な範囲において、当社が保有する契約者に関する個人情報をその特定事業者と共同で利用することに同意するものとします。

（契約者確認）

第91条の２　当社は、契約者確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第９条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。）の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあり

ます。
２　契約者は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。

（番号えらべるサービスの利用）

第91条の３　ＦＯＭＡ契約者は、番号えらべるサービス（当社が定める所属ＦＯＭＡサービス取扱所において、ＦＯＭＡ契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
２　ＦＯＭＡ契約者は、当社が、番号えらべるサービスに係る申出に応じて契約者識別番号を付与したときは、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
３　前２項の規定は、ＦＯＭＡの契約者識別番号の変更の請求又はＦＯＭＡの利用休止に係る再利用の請求をする場合において準用します。
（注１）本サービスは、当社がＦＯＭＡ契約者の希望に応じて契約者識別番号を付与することを約束するものではありません。
（注２）当社が付与する契約者識別番号以外の番号については、番号えらべるサービスを利用することができません。

（ｉモード等を利用した請求方法）

第91条の４　ＦＯＭＡ契約者は、当社が定める方法により暗証番号を利用して第97条の２（DCMXminiの利用）に規定する請求等を行うことができます。
２　当社は、前項の規定により請求等があったときは、その請求等を契約者からの請求とみなします。

（おまかせロック等）

第91条の５　契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者、ＦＯＭＡユビキタス契約者、ＦＯＭＡ位置情報契約者及びＦＯＭＡドコモコール契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、おまかせロック（契約者からの請求により、当社が定める端末設備の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
２　契約者は、おまかせロックに係る信号が端末設備において受信されたことを当社が確認したときは、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
　ただし、別表２（付加機能）に規定する電話帳お預かり機能（プランＢに係るものに限ります。）の提供を受けているＦＯＭＡにおいて、おまかせロックを利用したときは、その料金の支払いを要しません。
３　前２項の規定によるほか、契約者は、別表２（付加機能）に規定する電話帳お預かり機能（プランＢに係るものに限ります。）の提供を受けているＦＯＭＡ又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約に基づきケータイ補償お届けサービスの提供を受けているＦＯＭＡにおいて、端末ロック（契約者からの請求により、当社が定める端末設備の一部の機能を停止するための信号を、その端末設備が接続されている契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
４　契約者は、端末ロックの利用に先立って、端末ロックの対象となる１の端末設備（契約者が購入したことを当社が定める方法により確認した端末設備であって、当社が定める機能を有するものに限ります。）をあらかじめ指定して当社

に申し出ていただきます。
5　契約者は、端末ロックに係る信号が端末設備において受信されたことを当社が確認したときは、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
　ただし、別表２（付加機能）に規定する電話帳お預かり機能（プランＢに係るものに限ります。）の提供を受けているＦＯＭＡにおいて、端末ロックを利用したときは、その料金の支払いを要しません。
6　契約者は、第４項の規定により指定した端末設備の利用に係る権利を、契約者以外の者へ譲渡したときは、そのことを速やかに当社に申し出ていただきます。
7　当社は、前項の規定に違反して、譲渡があったにもかかわらず契約者から当社にその申出がなかったときは、契約者の端末ロック利用に起因する損害について、一切の責任を負いません。
8　当社は、おまかせロック及び端末ロックに関する損害については、第80条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。
（注１）電波が届かない場所に在圏する場合又は電波状況が著しく悪化した場合等においては、端末ロックを利用することができない場合があります。
（注２）契約者は、端末設備の利用に係る権利を譲り受けたときは、その端末設備が端末ロックの対象かどうか確認していただきます。この場合において、当社は、契約者が確認を怠ったことにより、端末ロックに係る信号が端末設備において受信された場合は、一切の責任を負いません。
（注３）契約者は、おまかせロック又は端末ロックの利用に係る紛議が生じた場合は、当事者間において問題を解決していただきます。

（ケータイお探しサービス）

第91条の６　ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。）は、別表２（付加機能）に規定するｉモード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス（契約者からの申出により、その契約者に係る契約者回線に接続された端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報（以下この条において「位置情報」といいます。）を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
2　前項の規定にかかわらず、電波状況その他の理由により、当社が位置情報を取得できないときは、ケータイお探しサービスを利用することができません。
3　当社は、契約者の申出に基づく位置情報の取得に先立ち、位置情報を取得する旨をｉモード電子メール（別表２に規定するものをいいます。）を利用してその契約者回線へ通知します。
　ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。
4　契約者は、当社が位置情報の通知を行ったときは、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
　ただし、別表２（付加機能）に規定する電話帳お預かり機能（プランＢに係るものに限ります。）の提供を受けているＦＯＭＡにおいて、ケータイお探しサービスを利用したときは、当社が別に定める回数に限り、その料金の支払いを要しません。
5　当社は、ケータイお探しサービスの提供に関して通知する位置情報の精度及び内容について保証しません。

６　当社は、このサービスにより契約者に通知した位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

７　ケータイお探しサービスの利用方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

（注）本条第４項及び第７項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

（合意管轄）

第92条　契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第93条　この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第14章　その他のサービス

（相互接続番号案内）

第94条　契約者（ＦＯＭＡユビキタス契約者及びＦＯＭＡ位置情報契約者を除きます。）は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等（ＦＯＭＡの契約者識別番号、ｍｏｖａサービス及び衛星電話サービスの電話番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

（注）本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

（番号案内料等の支払義務等）

第95条　相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利用した契約者回線の契約者が、次表に定めるところにより、料金表第３表（番号案内料等）に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

区　　別	支払いを要する者
契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合（その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます。）	その契約者回線の契約者

２　前項の規定にかかわらず、相互接続番号案内の利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。

３　番号案内料及び番号案内接続通信料（以下「番号案内料等」といいます。）に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料等については通信料とみなして取り扱います。

（時報サービス）

第96条　契約者（ＦＯＭＡユビキタス契約者及びＦＯＭＡ位置情報契約者を除きます。）は、ｍｏｖａサービス契約約款に規定する時報サービスを利用することができます。

２　前項に規定する時報サービスは、通話モードにより利用していただきます。

３　その他の提供条件は、ｍｏｖａサービスの場合に準じて取り扱います。

（情報提供サービス）

第97条　当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。

種　　類		内　　容
情報提供サービス	ｉモード情報提供サービス	別表２（付加機能）に規定するｉモード機能を利用して、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるもの
	情報ダイヤル	通話モードにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるもの

2　ｉモード情報提供サービスは、ｉモード機能の提供を受けているＦＯＭＡに限り提供します。
3　ｉモード情報提供サービスは、次表に規定する区分があります。

区　　分	内　　容
トクだねニュース便	ｉモード電子メールを利用して情報を受信するもの
ｉチャネル	当社が定める機能を有する端末設備を利用して情報を受信するもの
ドコモの地図	緯度及び経度等の位置に関する情報により検索された地図情報（当社が定める範囲に限ります。)を受信するもの

4　ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、トクだねニュース便又はｉチャネルを利用するときは、あらかじめいずれかを選択し、当社に申し出ていただきます。
5　ＦＯＭＡ契約者は、当社がｉモード情報提供サービス（ドコモの地図を除きます。）の提供を開始した日から起算して廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第７表第３（情報料）に規定する料金の支払いを要します。
6　前項の規定にかかわらず、契約締結後、最初にｉチャネルの提供を開始したとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、その提供を開始した日から起算して７日を経過した日から料金を適用します。
7　当社は、ＦＯＭＡドコモコール契約者が、ＦＯＭＡカードの貸与者である特定事業者からｉモード情報提供サービスの提供を受けることができる場合は、そのｉモード情報提供サービスを提供します。
8　ｉモード情報提供サービスの料金に関するその他の取扱いについては、基本使用料等の取扱いに準じるものとします。
9　ｉモード情報提供サービスで提供される情報の提供回数及び時間等の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
10　情報ダイヤルは、ＦＯＭＡ又はＦＯＭＡドコモコールからの通話モードによる通信に限り提供します。
11　当社は、作成された情報ダイヤルに係る情報ごとに、その内容及び情報番号（当社が情報ダイヤルを行うにあたって定めた契約者識別番号以外の番号をいいます。)を定めます。
12　情報ダイヤルは、１の通信について情報を受けることができる状態にした時刻から起算し、当社が定める時間を経過した後、その通信を打ち切る場合があります。
13　ＦＯＭＡサービスの契約者回線からの情報ダイヤルの利用に係る通信の料金については、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。
14　情報提供サービスで提供される情報は、当社以外の者により作成されます。
15　当社は、前各項に規定する情報提供サービス以外に当社又は当社以外の者により作成された情報の提供を行うことがあります。

16　当社は、情報提供サービスで提供される情報（前項の規定により提供する情報を含みます。）の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

17　当社が行う情報提供サービスに関する損害の賠償は、第80条（責任の制限）の規定に準じて取り扱います。

（注１）本条第６項に定める当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

⑴　ｉチャネルを利用するＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

⑵　ｉチャネルを利用するＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したとき。

⑶　ｉチャネルを利用するＦＯＭＡ契約者が、その契約の解除と同時に、新たにｍｏｖａサービスに係る契約を締結した後、再びｍｏｖａサービスの契約の解除と同時に、新たにＦＯＭＡ契約を締結したとき。

（注２）本条第９項に定める当社が別に定めるところは、「ｉモードご利用規則」に定めるところによります。

（注３）本条第13項に定める当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

（DCMXmini）

第97条の２　当社は、ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）からあらかじめ請求があったときは、DCMXmini（当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う際に、その商品等を販売又は提供する者（以下この条において「加盟店」といいます。）との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。

２　当社は、前項に規定する請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

⑴　ＦＯＭＡの料金その他の債務の支払方法及び支払状況が、当社が定める基準に適合しないとき。

⑵　そのＦＯＭＡ契約者がDCMXminiの利用に係る代金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑶　そのＦＯＭＡの契約者が満13歳に満たない者（その請求のあった日以後の最初の３月31日までの間に満13歳に達する者を除きます。）であるとき。

⑷　別表２（付加機能）に規定するｉモード機能の提供を受けていないとき。

⑸　そのＦＯＭＡの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

⑹　当社又は特定事業者の提供するDCMXminiに係るＦＯＭＡの数が、当社が定める数以上となるとき。

⑺　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

３　未成年者であるＦＯＭＡ契約者は、あらかじめ親権者又は後見人の同意を得て、DCMXminiの利用に係る請求をしていただきます。

４　ＦＯＭＡ契約者がDCMXminiを利用するときは、当社が定める方法によりカード情報（DCMXminiを利用するために端末設備に登録するＦＯＭＡ契約者を識別するための情報をいいます。以下同じとします。）を、加盟店へ提示していただきます。

5　当社は、ＦＯＭＡ契約者から、そのDCMXminiを利用した履歴について閲覧の請求があった場合は、当社が別に定める期間に限りｉモード機能等を利用して閲覧に供します。

6　ＦＯＭＡ契約者は、当社がDCMXminiに係る債権の特定と内容確認のために、加盟店等から、ＦＯＭＡ契約者が購入した商品等の内容に関する情報が当社に開示されることを承諾していただきます。

7　DCMXminiの利用は、そのカード情報により識別されるＦＯＭＡ契約者本人に限るものとし、その契約者以外の者に利用させることはできません。

8　当社は、DCMXminiの利用に係る代金の１の暦月における累計額（１のカード情報ごとの額とします。)について限度額（以下この条において「利用可能額」といいます。）を設定します。

9　当社は、前項に定める利用可能額を変更する場合があります。

10　当社は、ＦＯＭＡ契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、カード情報を無効とする手続きを行う場合があります。

⑴　端末設備にカード情報を登録した日の属する暦月の初日から起算して３年が経過したとき。

⑵　DCMXminiに係るＦＯＭＡの利用の一時中断又は停止があったとき。

⑶　DCMXminiの利用に係る代金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。

⑷　DCMXminiの利用状況が著しく不適当又は不審であると当社が判断したとき。

⑸　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

11　前項の場合において、ＦＯＭＡ契約者がDCMXminiを再利用するときは、当社が別に定めるところにより、新たなカード情報を端末設備に登録していただきます。

ただし、前項第２号から第５号のいずれかに該当する場合であって、なおその事実を解消しないときは、新たなカード情報を端末設備に登録することができません。

12　ＦＯＭＡ契約者は、DCMXminiの利用に係る代金について、当社が加盟店等から債権を譲り受けること又は当社が加盟店等へ立替払いをすることを承認していただきます。この場合において、当社は、原則としてその債権額又は立替額をＦＯＭＡの料金に合算して請求することとし、そのＦＯＭＡ契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を行わないものとします。

13　ＦＯＭＡ契約者は、利用可能額を超えて利用があった場合、カード情報を無効とする手続きが完了する前に利用があった場合、又はそのＦＯＭＡ契約者以外の者の利用があった場合であっても、そのDCMXminiの利用に係る代金の支払いを要します。

14　当社は、前２項の規定にかかわらず、ＦＯＭＡ契約者から、カード情報を登録した端末設備の盗難又は紛失等が発生したことを当社が定める方法により届出があった場合は、その盗難又は紛失等により生じたそのＦＯＭＡ契約者以外のDCMXminiの利用による損害（その届出を当社が受領した日の61日以前に発生した損害を除きます。）を補てんします。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでありません。

⑴　ＦＯＭＡ契約者（代理人等その契約者と同視すべき者を含みます。)の故意又は重大な過失若しくは法令違反に起因するものであるとき。

⑵　ＦＯＭＡ契約者の家族、親族又は同居人等の契約者以外の関係者によって利用されたとき。

⑶　盗難又は紛失等の届出が虚偽であるとき。
⑷　ＦＯＭＡ契約者がその盗難又は紛失等が発生したことを知った日から30日を超えて届出が行われたとき。
⑸　盗難又は紛失等が、戦争若しくは地震等による著しい秩序の混乱に起因するものであるとき。
⑹　DCMXminiの提供の廃止後に発生した損害であるとき。
⑺　当社が別に定めるカード情報の削除義務その他の義務に違反したと当社が認めたとき。

15　当社は、第12項の規定により当社が加盟店等から譲り受けた債権額又は加盟店等へ立替払いした額のその他の取り扱いについては、第71条（料金の計算等）及び第74条（延滞利息）の規定に準じて取り扱います。

16　当社は、ＦＯＭＡ契約者がDCMXminiを利用して購入した商品等の所有権について、その商品等に係る代金の全額が支払われたことを確認するまで留保します。

17　当社は、ＦＯＭＡ契約者からの申出によるほか、次に該当する場合には、DCMXminiの提供を廃止することがあります。この場合において、当社は、DCMXminiに係るカード情報を無効とする手続きを行います。
⑴　第２項各号のいずれか又は第10項第３号から第５号のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。
⑵　一般契約又は定期契約に係る相続に伴う名義変更があったとき。
⑶　カード情報を無効とされたＦＯＭＡ契約者が、当社が定める期限までに新たなカード情報を端末設備に登録しないとき。
⑷　第７項の規定に違反したと当社が認めたとき。

18　ＦＯＭＡ契約者は、DCMXminiの提供の廃止後に生じたDCMXminiの利用に係る代金についても支払いを要します。

19　当社の設備の保守若しくは工事又はカード情報の破損等の理由によりDCMXminiの利用ができない場合があります。この場合において、当社は一切の責任を負いません。

20　DCMXminiを利用したＦＯＭＡ契約者が、加盟店との間の取引に関して紛議が生じた場合は、その加盟店との間において問題を解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

21　当社は、カード情報の無効に関する案内その他のDCMXminiの利用に係る案内を、ｉモード電子メールを利用してそのＦＯＭＡ契約者に係るｉモード電子メールアドレスへ送信することがあります。この場合において、当社は、ＦＯＭＡ契約者がその電子メールを受信できなかったことに伴い発生する損害については、一切の責任を負いません。

22　DCMXminiの利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第５項、第11項、第14項及び第22項に規定する当社が別に定めるところは、「DCMXmini利用規約」及びDCMXminiに係るガイドに定めるところによります。

（料金明細内訳書の発行等）

第98条　当社は、ＦＯＭＡ契約者から請求があったときは、その契約者に係るＦＯＭＡサービス、国際アウトローミング、無線ＩＰアクセスサービス又はホームＵの通信料金明細内訳書を発行します。

２　ＦＯＭＡ契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたと

きは、当社が別に定めるところにより、料金表第７表第１に規定する手数料及び郵送料の支払いを要します。

３　当社は、第１項の規定によるほか、ＦＯＭＡ契約者から請求があったときは、その契約者に係るＦＯＭＡサービス、国際アウトローミング又はホームＵの通信料金明細内訳を、その契約者に対し当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。

４　前項に規定する通信料金明細内訳の閲覧は、当社の設備の保守等により中止することがあります。

５　第３項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

６　当社は、前５項の規定によるほか、あらかじめＦＯＭＡ契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係るＦＯＭＡの通信の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、通信の相手先に応じて分けて記録する取扱い（以下「用途別集計」といいます。）を行います。

７　ＦＯＭＡ契約者は、前項に規定する用途別集計を受けたときは、当社が別に定めるところにより､料金表第７表第５に規定する手数料の支払いを要します。

８　通信料金明細内訳の表示方法、その他の発行及び閲覧に関する条件は、本条に定めるほか、当社が定めるところによります。

（注１）本条第２項、第６項及び第７項に規定する当社が別に定めるところは、「携帯電話サービスご利用ガイドブック」に定めるところによります。

（注２）本条第６項に規定する当社が別に定める者は、本条第３項の取り扱いを受けている契約者及び別表２に規定する複数番号機能の提供を受けている契約者等とします。

（ｉモード通信履歴の閲覧）

第98条の２　当社は、別表２（付加機能）に規定するｉモード機能を利用しているＦＯＭＡ契約者からｉモード通信履歴（ｉモード機能の利用に係る通信の履歴であって、ｉ モードセンタにおいて記録された接続先ＵＲＬ、送受信先メールアドレス及び通信の接続時刻等をいいます。以下この条において同じとします。）の閲覧の請求があった場合は、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。

２　ｉモード通信履歴は当社が定める期間に限り閲覧できます。

３　前項の規定にかかわらず、ＦＯＭＡ契約の解除、ｉモード機能の廃止、契約者識別番号の変更等によりｉモード通信履歴を閲覧できなくなる場合があります。

４　当社は、設備の保守等によりｉモード通信履歴の閲覧を中止することがあります。

５　当社は、ｉモード通信履歴の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

６　ｉモード通信履歴に関する内容、閲覧方法その他の取扱いは、当社が別に定めるところによります。

（注）本条第６項に規定する当社が別に定めるところは、「ｉモードご利用規則」に定めるところによります。

（請求書の分割送付）

第98条の３　当社は、第98条（料金明細内訳書の発行等）第６項に規定する用途別集計を行っているＦＯＭＡ契約者及び別表２（付加機能）に規定する複数番

号機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約者（当社が別に定める者に限ります。）から請求があったときは、その契約者に係るＦＯＭＡサービスに関する通信料のうち当社が別に定める方法により行った通信に関する料金の請求書を、その契約者があらかじめ指定した他の送付先に、当社が別に定めるところにより分割して送付（以下「請求書の分割送付」といいます。）します。

２　ＦＯＭＡ契約者は、請求書の分割送付の取扱いを受けるときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

３　ＦＯＭＡ契約者は、請求書の分割送付の取扱いを受けたときは、料金表第７表第４に規定する手数料の支払いを要します。

４　請求書の分割送付の取扱いを受けた契約者は、その分割送付の請求書に係る料金についても支払責任を負うものとします。

５　請求書の分割送付の適用開始日その他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

（支払証明書等の発行）

第99条　当社は、契約者等から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのＦＯＭＡサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。)を発行します。

２　当社は、ＦＯＭＡ契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのＦＯＭＡ契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。)を発行します。

３　当社は、ＦＯＭＡ契約者から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、そのＦＯＭＡサービスに係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。)を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

⑴　契約の申込みの承諾年月日（名義変更により契約者となった場合は、その名義変更の承諾年月日とします。)

⑵　契約者の氏名又は住所等

⑶　契約者識別番号

４　契約者等は、前３項の請求をし、その支払証明書等（支払証明書、預託金預り証明書又は契約事項証明書をいいます。以下同じとします。）の発行を受けたときは、料金表第６表第２に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

（注）契約者は、本条の規定によるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条に基づく個人情報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

（回収代行の承諾等）

第100条　ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、有料情報サービス（ＦＯＭＡ（特定事業者のＦＯＭＡサービス契約約款に規定するＦＯＭＡドコモコールを含みます。以下次条において同じとします。)等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスであって、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社又は特定事業者によるその料金の回収代行について当社又は特定事業者の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）を

利用したときの情報提供者に支払うその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

2　ＦＯＭＡ契約者は、当社が別に定めるところにより、暗証番号を使用して、前項に規定する有料情報サービスを利用することができます。

3　ＦＯＭＡ契約者は、支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがない場合は、前項の規定にかかわらず、有料情報サービスを利用することができない場合があります。

4　ＦＯＭＡドコモコール契約者は、特定事業者が提供するそのＦＯＭＡドコモコールに係るＦＯＭＡサービスにより有料情報サービスを利用できるときは、当社が別に定めるところにより、有料情報サービスを利用することができます。

5　当社は、第１項の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その有料情報サービスの利用又は登録があった契約者回線の契約者に、ＦＯＭＡサービスの料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。

6　契約者は、支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがない場合において、その有料情報サービスに係る情報提供者からの請求に基づき契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

7　第１項の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社又は特定事業者の機器により計算します。

8　当社は、有料情報サービスで提供される情報等の内容、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

（注１）回収方法その他の回収代行に関する条件は、「ｉモードご利用規則」に定めるところによります。

（注２）特定事業者との間において、携帯電話番号ポータビリティがあったときは、その料金月の末日においてＦＯＭＡ契約を締結している会社から、回収代行に関する手続きが行われます。

（ケータイ払い）

第100条の２　ＦＯＭＡ契約者（別表２（付加機能）に規定するｉモード機能の提供を受けている者に限るものとし、共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い（ＦＯＭＡを利用して商品又は権利の購入をする場合若しくは役務提供等を受ける場合において、その商品等の代金に係る債権を、その商品等を販売若しくは提供する者（以下「商品提供者」といいます。）等から譲り受け、ＦＯＭＡサービスの料金と合わせて支払うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2　前項の規定により、商品提供者等から譲り受けた債権額の支払方法については、料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

3　ＦＯＭＡ契約者は、支払期日を経過してもなお商品提供者等から譲り受けた債権額の支払いがない場合は、第１項の規定にかかわらず、ケータイ払いを利用することができない場合があります。

4　ＦＯＭＡ契約者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定によるほか、ケータイ払いを利用することができない場合があります。

⑴　ＦＯＭＡの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある

とき。
⑵　そのＦＯＭＡの料金その他の債務の支払状況が、当社が定める基準に適合しないとき。
⑶　ケータイ払いの利用に係る商品等の代金の合計額が、当社が別に定めるところにより限度額を超えたとき。
⑷　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
５　契約者は、当社にあらかじめ申し出ることにより、ケータイ払いを利用できないようにすることができます。
６　未成年である契約者が、前項の申出を行った後に、ケータイ払いの再利用の請求をするときは、あらかじめ、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。
７　ＦＯＭＡドコモコール契約者は、特定事業者が提供するそのＦＯＭＡドコモコールに係るＦＯＭＡサービスによりケータイ払いを利用できるときは、当社が別に定めるところにより、ケータイ払いを利用することができます。
８　当社は、ケータイ払いで購入した商品等の瑕疵、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
９　ケータイ払いの利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
（注）本条第１項、第２項、第４項第３号、第７項及び第９項に規定する当社が別に定めるところは、「ｉモードご利用規則」等に定めるところによります。

（協定事業者が提供する電報サービスの利用等）

第101条　契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者、ＦＯＭＡユビキタス契約者及びＦＯＭＡ位置情報契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。
２　契約者は、当社が前項の規定により電報を利用した場合（電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。)に生じた電報サービスに係る債権をその協定事業者から譲り受け、第76条（ＦＯＭＡドコモコールに係る債権の譲渡）に規定する場合を除き、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。
３　前項の場合において、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
４　第２項の規定により当社がその協定事業者から譲り受けた債権については、第71条（料金の計算等）から第74条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（ｉＣお引っこしサービス）

第102条　ＦＯＭＡ契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が定める方法により、暗証番号を利用してｉＣお引っこしサービス（当社が定める機能を有する自営端末設備間で、当該端末設備の特定の記憶領域に記録された一部のデータを移行するサービスをいいます。）を利用することができます。
２　契約者は、前項の規定によりｉＣお引っこしサービスの利用（契約者以外の利用を含みます。）があったときは、当社が定める料金の支払いを要します。
３　ｉＣお引っこしサービスのその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
（注）本条第３項に規定する当社が別に定めるところは、「ｉモードご利用規則」

に定めるところによります。

料金表

（料金表目次）

通　則……61

第１表　料金（国際アウトローミング利用料、無線ＩＰアクセス定額利用料、ホームUの利用に関する料金及びその他のサービスの料金を除きます。）……64

第１　基本使用料……64

1　適用……64

2　料金額……86

第２　付加機能使用料……89

1　適用……89

2　料金額……92

第３　通信料……95

1　適用……95

2　料金額……129

第４　定期契約に係る解約金……140

1　適用……140

2　料金額……141

第５　手続きに関する料金……142

1　適用……142

2　料金額……144

第６　ユニバーサルサービス料……145

1　適用……145

2　料金額……145

第２表　工事費……146

第３表　番号案内料等……146

1　適用……146

2　料金額……146

第４表　国際アウトローミング利用料……147

1　適用……147

2　料金額……148

第５表　無線ＩＰアクセス定額料……152

1　適用……152

2　料金額……152

第６表　ホームUの利用に関する料金……153

第１　ホームU定額料……153

1　適用……153

2　料金額……153

第２　ホームU通信料……153

1　適用……153

2　料金額……153

第７表　その他のサービスに関する料金等……155

第１　料金明細内訳書の発行手数料……155

第２　支払証明書等の発行手数料……155

第３　情報料……155

第４　分割送付手数料……156

第５　用途別集計に係る手数料……156

通則

（料金の計算方法等）

1　当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます。）を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。

（注）この料金表に規定する税込額は消費税法第63条の２に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

2　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

（注）料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

3　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、第１表第２（付加機能使用料）において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

⑴　暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。

⑵　暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

⑶　暦月の初日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

⑷　暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

⑸　第64条（基本使用料等の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。

4　前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第64条第２項第３号の表の１欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

5　当社は、ＦＯＭＡサービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。

6　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

（端数処理）

7　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8　前項の規定にかかわらず、基本使用料、付加機能使用料及び通信料の減額適用等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。

⑴　基本使用料（ＦＯＭＡパケットパックに係る定額通信料を含みます。）の減額適用及び割引適用に係る計算において、その計算結果に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

ただし、日割計算に関する部分は、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

⑵　付加機能使用料の減額適用、通信料（ＦＯＭＡパケットパックに係る定額通信料を除きます。）の割引適用、控除可能額の日割及び情報料の減額適用に係る計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（全国一括請求）

9　当社は、契約者から請求があったときは、別に定める基準に適合する場合に限り、当社及

び特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス、ｍｏｖａサービス、パケット通信サービス、無線ＩＰ通信網サービス又は国際電話サービスに係る料金等を、その契約者が指定するＦＯＭＡサービスに係る料金等に合わせて一括して請求（以下「全国一括請求」といいます。）します。

10　当社は、全国一括請求の取扱いを受けている契約者が、その料金等について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき、その他当社の業務の遂行上支障があるときは、次の措置をとることがあります。

⑴　当該特定事業者にその旨を通知する措置（その特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス等が全国一括請求の取扱いを受けている場合に限ります。）

⑵　全国一括請求の取扱いを廃止する措置

11　全国一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（電子媒体による請求額情報の通知）

12　当社は、ＦＯＭＡ契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのＦＯＭＡ（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がＦＯＭＡに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、その料金等の請求額情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

⑴　その請求のあったＦＯＭＡに係る料金等の支払方法が、当社が別に定める方法によるものでないとき。

⑵　その請求のあったＦＯＭＡに係る料金等が、他のＦＯＭＡ若しくはｍｏｖａ（当社のｍｏｖａサービス契約約款に規定するｍｏｖａをいいます。以下同じとします。）又は特定事業者が提供する電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

⑶　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

13　当社は、ＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタス等に係る料金その他の債務が当社又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのＦＯＭＡサービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

14　当社は、第12項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

15　当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているＦＯＭＡサービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、第12項各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。

16　電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（料金等の支払い）

17　契約者は、料金及び工事費について、次項に規定する場合を除き、当社が定める期日までに、当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

18　契約者（共用ＦＯＭＡに係る契約者（第３（通信料）の⑼のスの規定の適用を受けている契約者を除きます。）を除きます。）は、当社が別に定めるところによりプリペイドカード等（ｍｏｖａサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）を利用して料金等の支払いを行うことができます。この場合において、料金の前払い登録の方法、前払い

登録された料金による支払いの可能な期間及び前払い登録された料金の返還については、ｍｏｖａサービス契約約款に規定するプリペイドカード等による料金等の支払いに関する規定に準じて取り扱います。

19　料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

20　当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（消費税相当額の加算）

21　第64条（基本使用料等の支払義務）から第69条（工事費の支払義務）までの規定、第70条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定、第88条の３（無線ＩＰアクセスサービスの利用等）の規定、第88条の４（ホームUの利用等）の規定、第95条（番号案内料等の支払義務等）の規定及び第97条（情報提供サービス）の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、第１表第３（通信料）に規定する国際ショートメッセージ通信料、国際MMＳ通信料又は第４表（国際アウトローミング利用料）に規定する国際アウトローミング利用料については、この限りでありません。

（料金等の臨時減免）

22　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

（注）当社は、第22項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のＦOMAサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第１表　料金（国際アウトローミング利用料、無線ＩＰアクセス定額料、ホームUの利用に関する料金及びその他のサービスの料金を除きます。）

第１　基本使用料

１　適用

<table>
<tr><td colspan="2">基本使用料の適用</td></tr>
<tr><td>⑴　ＦＯＭＡの基本使用料の適用</td><td>ア　ＦＯＭＡの基本使用料には、次の料金種別があります。
（ア）(イ)以外のもの
<table>
<tr><td>区　分</td><td colspan="3">基本使用料の料金種別</td></tr>
<tr><td rowspan="18">ＦＯＭＡ</td><td rowspan="18">総合利用プラン</td><td rowspan="9">バリュープラン</td><td>タイプＳＳ</td></tr>
<tr><td>タイプＳ</td></tr>
<tr><td>タイプM</td></tr>
<tr><td>タイプＬ</td></tr>
<tr><td>タイプＬＬ</td></tr>
<tr><td>タイプリミット</td></tr>
<tr><td>タイプビジネス</td></tr>
<tr><td>ファミリーワイド</td></tr>
<tr><td>ファミリーワイドリミット</td></tr>
<tr><td rowspan="9">バリュープラン以外のもの</td><td>タイプＳＳ</td></tr>
<tr><td>タイプＳ</td></tr>
<tr><td>タイプM</td></tr>
<tr><td>タイプＬ</td></tr>
<tr><td>タイプＬＬ</td></tr>
<tr><td>タイプリミット</td></tr>
<tr><td>タイプビジネス</td></tr>
<tr><td>ファミリーワイド</td></tr>
<tr><td>ファミリーワイドリミット</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	データ専用プラン	バリュープラン	データプランＳＳ
			データプランＳ
			データプランM
			データプランＬ
			データプランＬＬ
			定額データプラン64K
			定額データプランHIGH-SPEED
		バリュープラン以外のもの	データプランＳＳ
			データプランＳ
			データプランM
			データプランＬ
			データプランＬＬ
			定額データプラン64K
			定額データプランHIGH-SPEED

（イ）共用ＦOMAに係るもの

区　分	基本使用料の料金種別	
ＦOMA	総合利用プラン	タイプＳＳ　2in1
		タイプＳ　2in1
		タイプM　2in1
		タイプＬ　2in1
		タイプＬＬ　2in1
		タイプビジネス　2in1
		ファミリーワイド　2in1
		タイプ2in1

イ　ＦOMA契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択

していただきます。
ウ　イの規定にかかわらず、バリュープランの選択については、ＦＯＭＡサービス取扱所において当社が定める端末設備をＦＯＭＡ契約者又はその関係者が購入した際に限り、その購入者から指定のあった１のＦＯＭＡにおいて、選択することができます。
　ただし、バリュープランに係る料金種別相互間の変更については、この限りでありません。
エ　ウの規定によるほか、次の場合はバリュープランを選択することができます。
（ア）バリュープランに係る一般契約又は定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結した際に、そのＦＯＭＡにおいてバリュープランを選択するとき。
（イ）特定事業者が提供するバリュープランのＦＯＭＡサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した際に、そのＦＯＭＡにおいてバリュープランを選択するとき。
オ　ウ及びエの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。
（ア）定期契約を締結しているときは、データ専用プラン又はタイプ2in1を選択できません。
（イ）被共用ＦＯＭＡであるときは、タイプリミット又はファミリーワイドリミット（以下この欄において「タイプリミット等」といいます。）又はデータ専用プランを選択できません。
（ウ）別表２（付加機能）に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、ｉモード機能及びデュアル機能並びにホームＵの提供を受けているときは、データ専用プランを選択できません。
（エ）別表２に規定する自動着信転送機能の提供を受けているときは、タイプリミット等を選択できません。
（オ）別表２に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、タイプリミット等を選択できません。
（カ）別表２に規定する即時接続機能の提供を受けているときは、総合利用プランを選択できません。
（キ）別表２に規定するプッシュトークプラス機能の提供を受けているときは、データ専用プランを選択できません。
（ク）別表２に規定するＦＯＭＡ位置情報受信機能（タイプ１に係るものに限ります。）の提供を受けているときは、タイプリミット等を選択できません。
（ケ）別表２に規定する自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能、迷惑電話お断り機能、ビジュアルネット機能及び複数番号機能の提供を受けているときは、定額データプラン64K及び定額データプランHIGH-SPEED（以下「定額データプラン」といいます。）を選択できません。
カ　ウからオの規定によるほか、ファミリーワイド、ファミリーワイドリミット又はファミリーワイド　2in1（以下この欄において「ファミリーワイド等」といいます。）の選択については、ＦＯＭＡ契約者が次のいずれかに該当する場合に限り選択できます。
（ア）満15歳に満たない者（満15歳に達した日以後の最初の３月31日までの間は満15歳に満たない者とみなして取り扱います。以下この欄において同じとします。）又は満60歳に達した者（以下この欄

において「対象者」といいます。）であって、定期契約を締結している者

（イ）対象者のためにファミリーワイド等を選択することに同意を得ている定期契約者であって、当社が別に定める者

（ウ）⑺に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている一般契約者（身体障がい者等割引の適用を受けているＦＯＭＡに限り選択できるものとします。）

キ　カの規定にかかわらず、当社又は特定事業者が定める契約約款の規定により、既にその対象者若しくは身体障がい者等割引の適用を受けている一般契約者がファミリーワイド等を選択している場合又はその対象者のために他のＦＯＭＡ等においてファミリーワイド等が選択されている場合は、ファミリーワイド等を選択できません。

ク　ファミリーワイド等を選択しているＦＯＭＡ契約者は、カに規定する条件に該当しなくなった場合は、遅滞なくその旨を当社に届け出ていただきます。

ケ　当社は、ファミリーワイド等に係るＦＯＭＡに関して次のいずれかに該当するものと認めたときは、そのファミリーワイド等に係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別がファミリーワイドである場合はタイプＳＳへ、ファミリーワイドリミットである場合はタイプリミットへ、ファミリーワイド　2in1である場合はタイプＳＳ　2in1へ変更します。この場合において、そのファミリーワイド等に係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別がバリュープランに係るものである場合はバリュープランに係る料金種別へ、バリュープラン以外のものに係るものである場合はバリュープラン以外のものに係る料金種別へ変更します。

ただし、その前に契約者が他の料金種別へ変更した場合はこの限りでありません。

（ア）ファミリーワイド等を選択している契約者が、カに規定する条件に該当しないことが判明したとき又は該当しなくなったとき。

（イ）ファミリーワイド等に係るＦＯＭＡに関して、キに規定する条件に該当することが判明したとき。

コ　タイプリミット等を選択している契約者は、利用限度額（通信及び有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。以下この欄において同じとします。)をあらかじめ設定することにより、当社が請求することとなる通信に関する料金及び有料情報サービスの料金等の概算額（当社が別に定める方法により算定た額とし、ホームU通信料を含みます。以下この欄において同じとします。)が利用限度額を超えたことを当社が確認した後の別に定めるときから当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に利用限度額の増額によってその概算額が増額後の利用限度額を下回ったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのＦＯＭＡに係る通信（デュアル機能及びホームUに係る通信を含みます。)をできないようにすることができます。

ただし、通話モード、64kb/sデジタル通信モード若しくはショートメッセージ通信モードによる契約者回線への通信、ｍｏｖａサービス契約約款に定める緊急通報用電話の契約者回線への通話、利用限度額の変更若しくは付加機能の利用に係る設定等に係る通信、第３（通信料）の⑺の２に規定するパケット定額若しくは⑻の３に規定するプッシュトーク定額の適用を受ける通信等については、この

	限りでありません。 サ　利用限度額に係る設定方法については、当社が別に定めるところによります。 シ　タイプリミット等を選択している契約者は、コの規定によりあらかじめ設定した利用限度額を、当社が別に定める方法によりその料金月において増額することができます。 ス　タイプリミット等を選択している契約者が未成年者であるときは、基本使用料の料金種別の変更、利用限度額の増額等を行う場合において、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。 セ　契約者は、基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における変更回数が当社が別に定める回数を超えるとき又は総合利用プランからデータ専用プラン若しくはデータ専用プランから総合利用プランへの変更となるときは、第５（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 ソ　2in1利用をしているＦＯＭＡにおいて2in1利用の廃止があったときは、本則第49条（契約者識別番号の登録等）に規定する契約者識別番号の登録等が行われるまでの間に限り、2in1利用が廃止される際に選択していた基本使用料の料金種別を継続して適用します。 （注１）満15歳に満たない者については、ＦＯＭＡ契約の締結をお断りする場合があります。 （注２）カの(イ)に規定する当社が別に定める者は、満15歳に満たない者のために定期契約を締結する場合にあっては、対象者の親権者又は後見人をいい、満60歳に達した者のために定期契約を締結する場合にあっては、当社が定める範囲の対象者の親族等とします。 （注３）コの場合において、通話モード、64kb/sデジタル通信モード若しくはホームＵのＩＰ通話モードに係る通信又はＰＴＴ通信モードに係るセッションが切断されるまでの間は、通信の利用が継続されます。 （注４）サに規定する当社が別に定めるところ及びシに規定する当社が別に定める方法は、タイプリミット及びファミリーワイドリミットに係る操作ガイドに定めるところによります。
⑴の２　ＦＯＭＡユビキタスの基本使用料の適用	ア　ＦＯＭＡユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 <table><tr><th>区　　分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td rowspan="2">ＦＯＭＡユビキタス</td><td>ユビキタスプランＳ</td></tr><tr><td>ユビキタスプランM</td></tr></table> イ　ＦＯＭＡユビキタス契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。 ウ　契約者は、基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における変更回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第５（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

⑴の３　ＦＯＭＡ位置情報の基本使用料の適用

ＦＯＭＡ位置情報の基本使用料には、次の料金種別があります。

区　　分	基本使用料の料金種別
ＦＯＭＡ位置情報	位置情報専用プラン

⑴の４　特定事業者の契約者が当社と契約を締結する場合の基本使用料の適用

特定事業者のＦＯＭＡサービスに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合（当社が別に定める場合に限ります。）における当該暦月の基本使用料については、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社がＦＯＭＡサービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。

⑵　基本使用料の減額適用

ア　当社は、総合利用プランのＦＯＭＡの基本使用料（料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、当該暦月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額を減額します。

(ア)　(イ)以外のもの

①　②以外のもの

経　過　期　間	基本使用料の減額（月額）	
	２（料金額）の規定の額に次の係数を乗じて得た額	
	一般契約に係るもの（継続利用割引サービス）	１年定期契約に係るもの（いちねん割引）
12か月まで	――	0.10
12か月超え24か月まで	0.07	0.12
24か月超え36か月まで	0.08	0.14
36か月超え48か月まで	0.10	0.16
48か月超え60か月まで	0.12	0.18
60か月超え72か月まで	0.15	0.20
72か月超え84か月まで	0.15	0.21
84か月超え96か月まで	0.15	0.22
96か月超え108か月まで	0.15	0.23
108か月超え120か月まで	0.15	0.24

120か月超	0.15	0.25

② 基本使用料の料金種別がファミリーワイド又はファミリーワイドリミットに係るもの

基本使用料の減額 （月額）
2（料金額）の規定の額に0.25を乗じて得た額

(イ) 2年定期契約に係るもの（ひとりでも割50／ファミ割ＭＡＸ50／オフィス割ＭＡＸ50）

基本使用料の減額 （月額）
2（料金額）の規定の額に0.50を乗じて得た額

イ アに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算します。

ウ 契約者回線の提供の開始があった日を含む暦月の基本使用料については、イの規定にかかわらず、アに規定する12か月までの基本使用料の減額を適用します。

エ ＦＯＭＡの利用休止に係る再利用の請求があった場合の経過期間は、その利用休止があった月の基本使用料に適用された経過期間(１か月に満たない部分を除きます。)と再び利用できる状態にした日を含む暦月の翌暦月（再び利用できる状態にした日が暦月の初日となる場合はその暦月）から起算した経過期間を加えて計算します。

オ 定期契約の満了に伴いその契約の更新があった場合の更新後の定期契約に係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、更新前の定期契約に係る経過期間の起算月から起算するものとします。

カ 定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときの新たに契約を締結したＦＯＭＡに係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、契約の解除があったＦＯＭＡに係る経過期間の起算月から通算するものとします。

キ １年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したときの新たに契約を締結したＦＯＭＡに係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、契約の解除があったＦＯＭＡに係る経過期間の起算月から通算するものとします。

ク 当社若しくは特定事業者とｍｏｖａサービスに係る一般契約若しくは定期契約を締結している者又は特定事業者とＦＯＭＡサービスに係る一般契約若しくは定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結したときのそのＦＯＭＡに係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、契約の解除があったｍｏｖａサービス又はＦＯＭＡサービスに係る経過期間の起算月から通算するものとします。

ケ 定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合において、その新たに締結した一般契約に係る当該暦月の基本使用料の減

	額については、アの規定にかかわらず、定期契約に係る減額を適用します。 コ　定期契約の更新日を含む暦月に、その定期契約の解除と同時に新たに一般契約の締結及び(7)に規定する身体障がい者等割引の適用に係る申出があった場合の当該暦月の基本使用料の減額については、アの規定にかかわらず、定期契約に係る減額を適用します。 サ　２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結した場合において、その新たに締結した１年定期契約に係る当該暦月の基本使用料の減額については、アの規定にかかわらず、２年定期契約に係る減額を適用します。 シ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により基本使用料を日割するときは、アの規定により算定した額を日割して適用します。
⑶　複数回線複合割引の適用	ア　複数回線複合割引とは、割引回線群（イの(ア)又はウの(ア)に規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄、第３（通信料）の⑽の２及び⑿において同じとします。）を構成するＦＯＭＡの基本使用料（料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの、２年定期契約を締結しているもの及び(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。）から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合において、複数回線複合割引にはファミリー割引とオフィス割引の２種類があります。

区　分		単位	基本使用料の割引額（月額）
複数回線複合割引	ファミリー割引	１契約ごとに	２（料金額）の規定の額に0.25を乗じて得た額
	オフィス割引		

イ　ファミリー割引に係る適用は、次のとおりとします。

(ア)　ファミリー割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択するＦＯＭＡ及びｍｏｖａ（特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス及びｍｏｖａサービス（特定事業者の契約約款に規定する複数回線複合割引を選択しているものに限ります。）を含みます。）のことをいいます。

(イ)　ファミリー割引は、そのＦＯＭＡが第３（通信料）の１に規定する包括回線割引の適用を受けている場合は、選択することができません。

(ウ)　割引選択回線の料金その他の債務については、当社が別に定める方法により一括して請求することとなります。

ただし、割引選択回線ごとの請求を希望する申出があった場合は、この限りでありません。

(エ)　この割引を選択するときは、あらかじめ１の割引回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申出が新たに割引回線群を構成する申出であるときは、その割引代表回線（割引回線群を代表する１のＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）若しくはｍｏｖａ又は特定事業者が提供するｍｏｖａサ

ービス若しくはＦＯＭＡサービスをいいます。以下この欄及び第３（通信料）の⒀並びに⒀の２において同じとします。)を合わせて申し出ていただきます。

(オ)　当社は、(エ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

①　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。

②　当社が別に定める方法により一括して請求する場合は、その割引選択回線に係る契約者が、割引回線群に係る料金その他の債務について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

③　指定した割引回線群に係る割引選択回線（その基本使用料の料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの、２年定期契約を締結しているもの及び⑺に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを含みます。)の数が２以上10以下とならないとき。

④　その契約者名義が割引代表回線に係る契約者の名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)。

⑤　契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

⑥　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(カ)　ファミリー割引の適用の開始は、(エ)に規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からとします。

ただし、ｍｏｖａサービス契約約款の規定により複数回線複合割引の適用を受けているｍｏｖａに係る契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合において、継続してファミリー割引の適用を受けるときは、(エ)に規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月からファミリー割引を適用します。

(キ)　(カ)の規定にかかわらず、特定事業者の契約約款の規定により複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡに係る契約を締結した場合において、継続してファミリー割引の適用を受けるときは、(エ)に規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月から本割引を適用します。

(ク)　当社は、ファミリー割引の適用を受けているＦＯＭＡについて、その割引代表回線に係る契約者からファミリー割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、ファミリー割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあったＦＯＭＡが割引代表回線であるときは、その割引回線群の中から新たに割引代表回線を指定していただきます。

①　一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。)。

②　利用休止があったとき。

③　契約の解除があったとき。

④　(オ)の⑤の規定に該当することが判明したとき。

⑤　その他(イ)又は(オ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

(ケ)　ファミリー割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。

(コ)　当社は、次に該当する場合は、その割引回線群を構成する全てのＦＯＭＡについてファミリー割引の適用を廃止することがあります。

①　割引回線群に係る契約者が割引回線群に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

②　その割引回線群を構成する割引選択回線が、(オ)の⑤の規定に該当することが判明したとき。

(サ)　ファミリー割引の適用を廃止したときは、その割引回線群を構成する各々のＦＯＭＡに係る料金その他の債務を算出して、その契約者に請求することがあります。

(シ)　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により基本使用料を日割するときは、アの規定により算定した額を日割して適用します。

ウ　オフィス割引に係る適用は、次のとおりとします。

(ア)　オフィス割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択するＦＯＭＡ及びｍｏｖａ（特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス及びｍｏｖａサービス（特定事業者の契約約款に規定する複数回線複合割引を選択しているものに限ります。）を含みます。）のことをいいます。

(イ)　オフィス割引は、そのＦＯＭＡが⑷に規定する複数契約割引、⑸に規定する定期包括割引、第３（通信料）の１の⑭に規定する回線群を単位とする通信料の月極割引若しくは⑮の２に規定する通話モードに係る定額通信料の適用を受けている場合、又はＦＯＭＡサービスに係る国際電話契約において、国際電話サービス契約約款に規定する回線群を単位とする通信料の月極割引の適用を受けている場合は、選択することができません。

(ウ)　割引選択回線の料金その他の債務については、当社が別に定める方法により一括して請求することとなります。

(エ)　当社は、(ウ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

①　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。

②　その割引選択回線に係る契約者が、割引回線群に係る料金その他の債務について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

③　指定した割引回線群に係る割引選択回線（その基本使用料の料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの及び２年定期契約を締結しているものを含みます。）の数が２以上10以下とならないとき。

④　その契約者名義が割引代表回線に係る契約者の名義と異なるとき。

⑤　契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

⑥　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(オ)　当社は、次に該当する場合は、その割引回線群を構成する全てのＦＯＭＡについてオフィス割引の適用を廃止することがあります。

①　割引選択回線に係る契約者が割引回線群に係る料金その他の

	債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。 ② その割引回線群を構成する割引選択回線が、(エ)の⑤の規定に該当することが判明したとき。 (カ) オフィス割引の適用を廃止したときは、その割引回線群を構成する各々のＦＯＭＡに係る料金その他の債務を算出して、その契約者に請求することがあります。 (キ) オフィス割引に係るその他の提供条件は、ファミリー割引の場合に準ずるものとします。
⑷ 複数契約割引（ビジネス割引）の適用	ア 複数契約割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、当社が別に定める方法により、ＦＯＭＡに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）している場合に、その一括請求に係るＦＯＭＡ等の数（基本使用料を一括請求することとなるＦＯＭＡ及びｍｏｖａの数をいい、通則第９項（全国一括請求）から第11項に規定する全国一括請求の取扱いにより特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス及びｍｏｖａサービス（その特定事業者の契約約款に規定する複数契約割引の適用を受けているものに限ります。）に関する料金等をそのＦＯＭＡに一括請求している場合は、その数を含みます。以下この欄において同じとします。）に応じて、基本使用料（料金種別が定額データプラン又はタイプ2in1であるものを除きます。）から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 一括請求ごとに 一括請求に係るＦＯＭＡ等の数 ／ 基本使用料の割引額（月額） ２契約以上50契約まで ／ 一括請求に係るＦＯＭＡの基本使用料に0.20を乗じて得た額の合計額 51契約以上1000契約まで ／ 一括請求に係るＦＯＭＡの基本使用料に0.23を乗じて得た額の合計額 1001契約以上 ／ 一括請求に係るＦＯＭＡの基本使用料に0.25を乗じて得た額の合計額 イ 本割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る料金その他の債務が、特定事業者の契約約款の規定に基づき、その特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービス（特定事業者の契約約款に規定する複数契約割引の適用を受けているものに限ります。）に係る料金等に一括して請求されるときのそのＦＯＭＡの基本使用料は、アの規定にかかわらず、その特定事業者のｍｏｖａサービス契約約款に規定する複数契約割引に係る割引額を適用します。

	ウ　複数契約割引は、そのＦＯＭＡが２年定期契約に係るものである場合又は⑶に規定するオフィス割引の適用を受けている場合は、選択することができません。 エ　本割引を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、その申出が次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であるとき。 （イ）契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （ウ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 オ　本割引の適用の開始は、ウに規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からとします。 　ただし、ｍｏｖａサービス契約約款の規定により複数契約割引の適用を受けているｍｏｖａに係る契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合において、継続して本割引の適用を受けるときは、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月から本割引を適用します。 カ　当社は、本割引を選択している契約者から本割引を廃止する申出があったときは、本割引を廃止します。 キ　本割引を選択している契約者からの申出により本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。 ク　本割引の適用を受けているＦＯＭＡについて、一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。)は、そのＦＯＭＡに係る料金その他の債務は一括請求を行いません。 ケ　当社は、次に該当する場合は、一括請求に係る全てのＦＯＭＡについて本割引の適用を廃止することがあります。 （ア）本割引の適用を受けているＦＯＭＡの契約者が、その一括請求に係るＦＯＭＡ及びｍｏｖａの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 （イ）本割引の適用を受けているＦＯＭＡ又はｍｏｖａがエの(イ)の規定に該当することが判明したとき。 （ウ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 コ　本割引を選択している契約者からの申出によりＦＯＭＡに係る料金その他の債務を当社が別に定めるところにより分割して請求する場合については、当社はそれを一括請求とみなして、本割引を適用します。 サ　コの規定は、⑹の規定において準用します。 シ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により基本使用料を日割するときは、アの規定により算定した額を日割して適用します。
⑸　定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用	ア　定期包括割引（以下この欄において「本割引」といいます。)とは、契約者からあらかじめ申出のあった割引選択期間及び最低利用額（次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契

約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）しているＦＯＭＡの基本使用料（料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

一括請求ごとに

区　　分		基本使用料の割引額（月額）
割引選択期間	最低利用額	一括請求に係る各々のＦＯＭＡの基本使用料に次の係数を乗じて得た額の合計額
１年	100万円	0.35
	500万円	0.36
	1,000万円	0.37
	3,000万円	0.38
	5,000万円	0.39
２年	10万円	0.32
	50万円	0.35
	100万円	0.38
	500万円	0.39
	1,000万円	0.40
	3,000万円	0.41
	5,000万円	0.42
３年	10万円	0.35
	50万円	0.38
	100万円	0.41
	500万円	0.42
	1,000万円	0.43

	3,000万円	0.44
	5,000万円	0.45

イ　契約者は、本割引を選択しているときは、一括請求ごとに月額で税抜額3,000円（税込額3,150円）を支払っていただきます。

　ただし、その一括請求に係る料金その他の債務がｍｏｖａ又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス若しくはｍｏｖａサービス（当該契約約款に規定する定期包括割引を選択しているものに限ります。)に係る料金等に一括して請求されている場合は、その支払いを要しません。

ウ　ＦＯＭＡに係る料金その他の債務がｍｏｖａ又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス若しくはｍｏｖａサービス（当該契約約款に規定する定期包括割引の適用を受けているものに限ります。)に係る料金等に一括して請求されている場合は、その一括請求に係るＦＯＭＡの基本使用料については、本割引が適用されることとなります。この場合において、当社は、そのｍｏｖａ又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス若しくはｍｏｖａサービスに係る契約約款の規定に基づき申出のあった割引選択期間及び最低利用額を適用します。

エ　契約者は、その一括請求に係るＦＯＭＡ、ｍｏｖａ、パケット通信サービス及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。)の当該月における基本使用料及び通信に関する料金（ＦＯＭＡパケットパックに係る定額通信料を加算した額とし、当社が別に定めるものを除きます。）の合計額（以下この欄において「月間利用額」といい、特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス、ｍｏｖａサービス、パケット通信サービス及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。)の料金等と一括して請求されている場合はその月間利用額を加算した額とします。)があらかじめ申出のあった最低利用額に満たないときは、アの規定にかかわらず、その月間利用額に代えて、その最低利用額からあらかじめ申出のあったアの表の区分に該当する係数をその最低利用額に乗じて得た額を控除した額（当該契約約款に規定する控除可能額、控除残額、繰越額及びパケット繰越額がある場合は、その額を当社が定める方法により適用した後の額とします。）を適用します（一括請求に係る契約者が２以上となる場合は、それぞれの月間利用額に応じた額を適用します。)。

　ただし、一括請求に係る料金その他の債務が、特定事業者が定める契約約款の規定に基づき、その特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る料金等に一括して請求されている場合の取扱いについては、その特定事業者の契約約款に定めるところによります。

オ　本割引は、次のいずれかに該当する場合は、選択することができません。

（ア）そのＦＯＭＡの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であるとき。

（イ）その契約者が、一括請求に係る料金その他の債務について、一

括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
（ウ）そのＦＯＭＡが契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものを除きます。以下この欄において同じとします。)の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
（エ）基本使用料の料金種別が定額データプランであるとき。
（オ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
カ　本割引の適用の開始は、本割引を開始する申出があった日を含む暦月の翌暦月からとします。
ただし、ｍｏｖａサービス契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているｍｏｖａの契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡに係る契約を締結した場合において、継続して本割引の適用を受けるときは、その申出があった日を含む暦月から本割引を適用します。
キ　当社は、本割引を選択している契約者からその割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、本割引の適用を受けているＦＯＭＡが次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）利用休止があったとき。
（イ）契約の解除があったとき。
（ウ）オの(ウ)の規定に該当することが判明したとき。
（エ）その他オに規定する条件を満たさなくなったとき。
ク　本割引を選択している契約者からの申出により本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引適用の対象とします。
ケ　キの規定によるほか、当社は、契約者の選択により本割引の適用を開始した暦月から起算して、あらかじめ申出のあった割引選択期間が経過したときは、本割引を廃止します。
コ　本割引の適用を受けているＦＯＭＡについて、一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。)は、そのＦＯＭＡに係る料金その他の債務は一括請求を行いません。
サ　本割引が適用される暦月について、一括請求に係るＦＯＭＡの利用の一時中断、利用停止その他の理由によりＦＯＭＡサービスを利用することができなかった期間があった場合でも、イ及びエの規定を適用します。
シ　サの規定にかかわらず、その一括請求に係る全てのＦＯＭＡ、ｍｏｖａ、パケット通信サービス及び国際電話サービスについて、契約者の責めによらない理由により、当該月の全ての日にわたって、全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じたときは、イの規定を適用しません。
ス　サの規定にかかわらず、その一括請求に係る全てのＦＯＭＡ、ｍｏｖａ、パケット通信サービス及び国際電話サービスについて、契約者の責めによらない理由により、全く利用できない状態が生じた場合であって、そのことを当社が認知してから24時間以上その状態が連続したときは、エの規定を適用しません。
セ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われてい

るときは、その料金を返還します。

ソ　本割引を選択している契約者は、アに規定する区分の変更（割引選択期間を短縮する変更又は最低利用額を100万円以上から10万円若しくは50万円とする変更を除きます。）を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から適用します。

タ　当社は、次に該当する場合は、一括請求を構成する全てのＦＯＭＡについて本割引の適用を廃止することがあります。

（ア）契約者が、一括請求に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

（イ）一括請求を構成するＦＯＭＡ又はｍｏｖａがオの(ウ)の規定に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。

（ウ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

チ　契約者は、その一括請求に係る全てのＦＯＭＡ及びｍｏｖａ（その一括請求に特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスの料金等が合わせて請求されている場合はそれを含みます。)について当該契約約款の規定により定期包括割引の適用が開始された暦月から起算して、あらかじめ申出のあった割引選択期間が経過する前に、その全てについて定期包括割引が廃止された場合は、その割引選択期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

一括請求ごとに

割引選択期間	支払いを要する額
	本割引の適用を開始した暦月から起算してその廃止のあった暦月までの本割引に係る基本使用料の割引額を合計した額に次の係数を乗じて得た額
１年	0.75
２年	0.73
３年	0.71

ツ　本割引の適用を受けているＦＯＭＡについては、⑵に規定する基本使用料の減額、⑶に規定するオフィス割引及び⑷に規定する複数契約割引は適用しません。

テ　本割引を選択している契約者からの申出によりＦＯＭＡに係る料金その他の債務を当社が別に定めるところにより分割して請求する場合については、当社はそれを一括請求とみなして、本割引を適用します。

ト　テの規定は、⑹の規定、第３（通信料）の１の⑺の規定及び第３の１の⑮の規定において準用します。

ナ　定額料については、日割は行いません。

ニ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により基本使用料を日割するときは、アの規定により算定した額を日割して適用します。

⑸の２　ユビキタス定期複数契約割引（ＦＯＭＡユビキタスプラン法人割引）の適用

ア　ユビキタス定期複数契約割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ＦＯＭＡユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といいます。）している場合に、その一括請求に係るＦＯＭＡユビキタス等の数（基本使用料を一括請求することとなるＦＯＭＡユビキタス及びドコモパケットサービス（パケット通信サービス契約約款に定めるものであって、当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。）の契約者識別番号の数をいい、通則第９項（全国一括請求）から第11項に規定する全国一括請求の取扱いにより特定事業者が提供するＦＯＭＡユビキタス（その特定事業者の契約約款に規定するユビキタス定期複数契約の適用を受けているものに限ります。）及びドコモパケットサービスに関する料金等をそのＦＯＭＡユビキタスに一括請求している場合は、その契約者識別番号の数を含みます。以下この欄において同じとします。）及びあらかじめ申し出のあった割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係るＦＯＭＡユビキタスの基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

１契約ごとに

区　　分		基本使用料の割引額（月額）		
基本使用料の料金種別	割引選択期間	一括請求に係るＦＯＭＡユビキタス等の数		
		50以上99まで	100以上999まで	1000以上
ユビキタスプランＳ	１年	100円	150円	200円
	３年	200円	250円	300円
	５年	300円	350円	400円
ユビキタスプランＭ	１年	100円	200円	300円
	３年	250円	350円	450円
	５年	400円	500円	600円

イ　ＦＯＭＡユビキタスに係る料金その他の債務が、特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス（特定事業者の契約約款に規定するユビキタス定期複数契約割引の適用を受けているものに限ります。）に係る料金等に一括して請求される場合は、その一括請求に係るＦＯＭＡユビキタスの基本使用料については、本割引が適用されることとなります。この場合において、当社はその特定事業者のＦＯＭＡサービス契約約款の規定に基づき申し出のあった割引選択期間及びその一括請求に係るＦＯＭＡユビキタス等の数を適用します。

ウ　一括請求に係るＦＯＭＡユビキタス等の数は、当社が定める日に測定します。

エ　本割引は、次のいずれかに該当する場合は、選択することができません。

（ア）一括請求に係るＦＯＭＡユビキタス等の数が50に満たないとき。
（イ）その契約者が、一括請求に係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
（ウ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ　本割引の適用の開始は、本割引を選択する申し出があった日を含む暦月の翌暦月からとします。

カ　当社は、本割引を選択している契約者から本割引を廃止する申し出があったときは、本割引を廃止します。

キ　当社は、本割引を選択している契約者からその割引の適用を廃止する申し出があった場合のほか、本割引の適用を受けているＦＯＭＡユビキタスが次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）利用休止があったとき。
（イ）契約の解除があったとき。

ク　当社は、エに該当する場合は、一括請求に係る全てのＦＯＭＡユビキタスについて本割引の適用を廃止することがあります。

ケ　当社は、契約者の選択により本割引の適用を開始した暦月から起算して、あらかじめ申出のあった割引選択期間が経過したときは、本割引を廃止します。

コ　本割引を選択している契約者からの申し出により本割引を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引適用の対象とします。

サ　本割引の適用を受けているＦＯＭＡユビキタスについて、名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、そのＦＯＭＡユビキタスに係る料金その他の債務は一括請求を行いません。

シ　本割引を選択している契約者は、アに規定する割引選択期間の変更（割引選択期間が短くなる場合を除きます。）を行うことができます。この場合において、当社は変更に係る申し出を新たに本割引を選択する申し出とみなして取り扱います。

ス　本割引を選択している契約者からの申出によりＦＯＭＡユビキタスに係る料金その他の債務を当社が別に定めるところにより分割して請求する場合については、当社はそれを一括請求とみなして、本割引を適用します。

セ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により基本使用料を日割するときは、アの規定により算定した額を日割して適用します。

ソ　本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべてのＦＯＭＡユビキタスについて本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係るＦＯＭＡユビキタスの数１ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。

割引の適用が廃止となった暦月から割引選択期間満了となる暦月までの期間	支払いを要する額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
12か月まで	2,000円（2,100円）
12か月を超え36か月まで	3,000円（3,150円）

36か月を超え60か月まで	4,000円（4,200円）

タ　本割引の適用を受けている契約者は、一括請求に係るＦＯＭＡユビキタスの数（通則第９項（全国一括請求）から第11項に規定する全国一括請求の取扱いにより特定事業者が提供するＦＯＭＡユビキタス（その特定事業者の契約約款に規定するユビキタス定期複数契約の適用を受けているものに限ります。）に関する料金等をそのＦＯＭＡユビキタスに一括請求している場合は、その数を含みます。以下この欄において同じとします。）が、前暦月の割引額の算定に係るＦＯＭＡユビキタスの数から減少した場合は、その減少したＦＯＭＡユビキタスの数１ごとにソの表に規定する額の支払いを要します。この場合において、「割引の適用が廃止となった暦月」を「一括請求に係るＦＯＭＡユビキタスの数が減少した暦月」に読み替えて適用します。

　ただし、その減少したＦＯＭＡユビキタスの数が当社の定める数以内の場合はこの限りでありません。

チ　全国一括請求の取扱いを受けている場合は、ソ又はタに規定する支払いを要する額を特定事業者と合わせて定めることとします。

（注）アに規定する当社が別に定めるものは、デュアルサービスのドコモパケットサービスとします。

⑹　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額

ア　当社は、通則第12項（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているＦＯＭＡに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その基本使用料（そのＦＯＭＡに係る料金等が他のＦＯＭＡ等に係る料金等と一括して請求されている場合は、その契約者があらかじめ指定した１のＦＯＭＡに係るものに限ります。）から100 円を減額します。この場合において、⑵から⑸又は⑺の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

イ　アの規定にかかわらず、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているＦＯＭＡが次のいずれかに該当する場合は、アに規定する減額を適用しません。

（ア）そのＦＯＭＡに係る料金その他の債務が、ｍｏｖａ（ｍｏｖａサービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている場合の基本使用料の減額の適用を受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されるとき。

（イ）そのＦＯＭＡに係る料金その他の債務が、特定事業者の契約約款の規定に基づき、その特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービス（特定事業者の契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている場合の基本使用料の減額の適用を受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されるとき。

（ウ）そのＦＯＭＡが⑶に規定する複数回線複合割引の適用を受けている場合であって割引代表回線以外のとき。

ウ　ｍｏｖａサービス契約約款の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているｍｏｖａに係る契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合

	は、継続してＦＯＭＡに係る契約を締結していたものとみなして取り扱います。 　ただし、契約の解除のあったｍｏｖａに係る基本使用料において、ｍｏｖａサービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の基本使用料の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。
⑺　身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用	ア　身体障がい者等割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結している一般契約のＦＯＭＡの基本使用料（複数の一般契約を締結している場合は、１のＦＯＭＡに係る基本使用料に限ります。）について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 基本使用料の割引額　（月額） ２（料金額）の規定の額に0.60を乗じて得た額 イ　本割引を選択する者は、当社に申し出ていただきます。この場合において、複数の一般契約を締結しているときは、本割引の適用を受けようとするＦＯＭＡをあらかじめ指定して申し出ていただきます。 ウ　当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。 (ア)　その申出を行った者が、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳等」といいます。）の交付を受けていることについて、当社が確認できないとき。 (イ)　その申出を行った者が、ｍｏｖａサービス契約約款又は特定事業者の契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 (ウ)　その申出を行った者から指定されたＦＯＭＡが主として契約者以外の者の利用に供されるものと当社が認めるとき。 (エ)　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 エ　本割引の適用の開始は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からとします。 　ただし、ｍｏｖａサービス契約約款の規定により身体障がい者等割引の適用を受けているｍｏｖａに係る契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡに係る契約を締結した場合において、継続して本割引の適用を受けるときは、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月から本割引を適用します。 オ　エの規定にかかわらず、特定事業者の契約約款の規定により身体

	障がい者等割引の適用を受けているＦＯＭＡ又はｍｏｖａに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡサービスに係る契約を締結した場合において、継続して本割引の適用を受けるときは、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む暦月から本割引を適用します。 カ　本割引を選択している契約者は、次のことを守っていただきます。 (ア)　障害者手帳等を返還した場合その他身体障がい者等に該当しなくなった場合は、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。 (イ)　その他本割引の適用に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従っていただくこと。 キ　本割引を選択している契約者は、本割引の適用を受けるＦＯＭＡの変更をするときは、当社に届け出ていただきます。この場合において、当社は、ウの規定に準じて取り扱います。 ク　当社は、本割引の適用を受けているＦＯＭＡについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (ア)　一般契約に係る名義変更があったとき。 (イ)　利用休止があったとき。 (ウ)　契約の解除があったとき。 (エ)　ウの規定に該当することが判明したとき。 (オ)　カの(ア)に規定する届出があったとき。 (カ)　カの規定に違反したと当社が認めたとき。 ケ　本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。この場合において、一般契約者がその契約の解除と同時に新たに当社と定期契約を締結したときのその月の定期契約に係る基本使用料については、本割引を適用するものとし、⑵に規定する定期契約に係るｍｏｖａの基本使用料の減額を適用しません。 コ　本割引の適用を受けているＦＯＭＡについては、⑵ に規定する一般契約に係る基本使用料の減額は適用しません。 サ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により基本使用料を日割するときは、アの規定により算定した額を日割して適用します。
⑻　損害賠償額等の算定に係る適用	第54条（通信の種類等）に規定する通信の種類のうち次のアからウに区分する種類の通信のみが利用できなかった場合において、第64条（基本使用料等の支払義務）第２項第３号の表の１欄に規定する支払いを要しない料金及び第80条（責任の制限）第２項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次のアからウに規定する額とみなします。 ただし、基本使用料の料金種別が定額データプランのＦＯＭＡについては、ＦＯＭＡユビキタスの場合に準じて取り扱うこととします。 ア　ＦＯＭＡに係るもの （ア）総合利用プラン ①　②以外のもの １契約ごとに

区　　分	基本使用料の額（月額） 次の税抜額(かっこ内は税込額)
通話モード	そのＦＯＭＡの基本使用料から410円を控除した額
64kb/sデジタル通信モード	200円（ 210円)
パケット通信モード及びＰＴＴ通信モード	200円（ 210円)
ショートメッセージ通信モード	10円（10.5円)

② 共用ＦＯＭＡに係るもの

１契約ごとに

区　　分	基本使用料の額（月額） 次の税抜額(かっこ内は税込額)
通話モード	そのＦＯＭＡの基本使用料から210円を控除した額
64kb/sデジタル通信モード	200円（ 210円)
ショートメッセージ通信モード	10円（10.5円)

（イ）データ専用プラン

１契約ごとに

区　　分	基本使用料の額（月額） 次の税抜額(かっこ内は税込額)
64kb/sデジタル通信モード	200円（ 210円)
パケット通信モード及びＰＴＴ通信モード	そのＦＯＭＡの基本使用料から210円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円（10.5円)

イ　ＦＯＭＡユビキタスに係るもの

１契約ごとに

区　　分	基本使用料の額（月額） 次の税抜額(かっこ内は税込額)

	パケット通信モード及びＰＴＴ通信モード	そのＦＯＭＡユビキタスの基本使用料から10円を控除した額
	ショートメッセージ通信モード	10円（10.5円）

２　料金額

１契約ごとに

区分					料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	総合利用プラン	共用ＦＯＭＡ以外のもの	バリュープラン	タイプＳＳ	2,000円（ 2,100円）
				タイプＳ	3,000円（ 3,150円）
				タイプM	5,000円（ 5,250円）
				タイプＬ	8,000円（ 8,400円）
				タイプＬＬ	13,000円（13,650円）
				タイプリミット	2,600円（ 2,730円）
				タイプビジネス	8,200円（ 8,610円）
				ファミリーワイド	1,400円（ 1,470円）
				ファミリーワイドリミット	1,600円（ 1,680円）
			バリュープラン以外のもの	タイプＳＳ	3,600円（ 3,780円）
				タイプＳ	4,600円（ 4,830円）
				タイプM	6,600円（ 6,930円）
				タイプＬ	9,600円（10,080円）
				タイプＬＬ	14,600円（15,330円）
				タイプリミット	4,200円（ 4,410円）
				タイプビジネス	9,800円（10,290円）
				ファミリーワイド	3,000円（ 3,150円）

				ファミリーワイドリミット	3,200円 (3,360円)
		共用ＦＯＭＡに係るもの		タイプＳＳ　2in1	2,000円 (2,100円)
				タイプＳ　2in1	3,000円 (3,150円)
				タイプM　2in1	5,000円 (5,250円)
				タイプＬ　2in1	8,000円 (8,400円)
				タイプＬＬ　2in1	13,000円 (13,650円)
				タイプビジネス2in1	8,200円 (8,610円)
				ファミリーワイド2in1	1,400円 (1,470円)
				タイプ2in1	800円 (840円)
	データ専用プラン		バリュープラン	データプランＳＳ	1,100円 (1,155円)
				データプランＳ	2,200円 (2,310円)
				データプランM	4,500円 (4,725円)
				データプランＬ	6,700円 (7,035円)
				データプランＬＬ	13,200円 (13,860円)
				定額データプラン64K	3,300円 (3,465円)
				定額データプランHIGH-SPEED	3,300円 (3,465円)
			バリュープラン以外のもの	データプランＳＳ	1,800円 (1,890円)
				データプランＳ	2,900円 (3,045円)
				データプランM	5,200円 (5,460円)
				データプランＬ	7,400円 (7,770円)
				データプランＬＬ	13,900円 (14,595円)
				定額データプラン64K	4,000円 (4,200円)

			定額データプラン HIGH-SPEED	4,000円（ 4,200円）
ＦＯＭＡユビキタス			ユビキタスプラン Ｓ	800円（ 840円）
			ユビキタスプラン Ｍ	1,600円（ 1,680円）
ＦＯＭＡ位置情報			位置情報専用プラン	450円（ 472.5円）

第２　付加機能使用料

１　適用

付　加　機　能　使　用　料　の　適　用	
⑴　特定事業者の契約者が当社と契約を締結する場合の付加機能使用料の適用	特定事業者のＦＯＭＡサービスに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合であって、継続してその付加機能の提供を受けるときの当該暦月の付加機能使用料については、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社が付加機能を継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。
⑵　電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料の適用	ア　電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料の適用の区分には、プランＡとプランＢがあり、契約者はあらかじめいずれかの区分を選択していただきます。 イ　電話帳お預かり機能（プランＢに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料については、通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定にかかわらず、日割は行いません。 ウ　同月料金月内において、アに規定する区分の変更があったときは、当該料金月におけるプランＡに係る付加機能使用料の支払いを要しません。 エ　電話帳お預かり機能（プランＢに係るものに限ります。)の提供を受けているＦＯＭＡが、当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約に規定する登録電話機に係るＦＯＭＡであるときは、２（料金額）に規定する付加機能使用料とケータイ補償お届けサービスに係る月額料金の合計額から50円（月額）を減額します。 　ただし、⑸に規定する適用を受けているとき又はケータイ補償お届けサービスに係る月額料金の適用を受けていないときは、減額しません。 オ　エの場合において、ケータイ補償お届けサービスご利用規約に基づきケータイ補償お届けサービスに係る月額料金を日割するときは、50円を日割して減額します。
⑶　ｉモード電子メール転送機能に係る付加機能使用料の適用	ｉモード電子メール転送機能に係る付加機能使用料については、通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定にかかわらず、日割しません。
⑷　ＰＣ送受信機能及び音声文字変換機能に係る付加機能使用料の適用	ア　ＰＣ送受信機能及び音声文字変換機能に係る付加機能使用料については、ＦＯＭＡ契約締結後、そのＦＯＭＡにおいて最初にその機能の提供を開始したときに限り、その提供を開始した日から起算して30日を経過した日をその提供開始日とみなして、２（料金額）に規定する額を適用します。 イ　当社又は特定事業者とＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結したときは、アの規定が適用とならない場合があります。
⑸　付加機能使用	ア　１のＦＯＭＡについて、デュアル機能と留守番電話及び不在案内機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、⑸に

料の減額適用	規定する場合を除き、２（料金額）に規定する付加機能使用料の合計額から100円（月額）を減額して適用します。 イ　１のＦＯＭＡについて、通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、⑸に規定する適用を受ける場合を除き、２（料金額）に規定する付加機能使用料の合計額から200円（月額）を減額して適用します。 ウ　１のＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスについて、グループ機能及びmoperaU機能（スタンダードプランに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、⑸に規定する適用を受ける場合を除き、２（料金額）に規定する付加機能使用料の合計額から100円（月額）を減額して適用します。 エ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により付加機能使用料を日割するときは、アからウに規定する額を日割して適用します。 オ　共用ＦＯＭＡに提供する付加機能に係る付加機能使用料については、支払いを要しません。
⑹　身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用	第１（基本使用料）の１の⑺に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、ｉモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、プッシュトークプラス機能、位置情報通知機能及びグループ管理機能に係る付加機能使用料並びにＦＯＭＡ位置情報受信機能における１位置情報蓄積ごとの付加機能使用料を除き、２（料金額）の規定の額からその額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。
⑺　moperaU機能に係る付加機能使用料の適用	ア　moperaU 機能に係る付加機能使用料の適用の区分には、スタンダードプランとライトプランがあり、契約者はあらかじめいずれかの区分を選択していただきます。 　ただし、基本使用料の料金種別が定額データプランの契約者はライトプランを選択することができません。 イ　ライトプランに係るmoperaU機能の付加機能使用料については、当該機能の利用のために当社が設置した電気通信設備への接続の開始があった場合に限り、その接続を開始した時刻の属する当該暦月において、２（料金額）に規定する額を適用します。この場合における通信の時刻は、当社の機器により測定します。 　ただし、特定事業者との間の携帯電話番号ポータビリティがあった場合に、当該暦月において、既にその特定事業者に支払義務が生じているときは、この限りでありません。 ウ　ライトプランに係るmoperaU機能の付加機能使用料については、通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定にかかわらず、日割は行いません。 エ　スタンダードプランを選択している契約者は、メールウイルスチェック機能（メールアドレス追加機能に係るものを除きます。)とアクセス制限機能の提供を同時に受けているときは、そのメールウイルスチェック機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。
⑻　ＦＯＭＡ位置情報受信機能に	ＦＯＭＡ位置情報受信機能に係る１位置情報蓄積ごとの付加機能使用料は、当該機能の利用により生じた、当社又は特定事業者が提供する

係る付加機能使用料の適用	位置情報通知機能の付加機能使用料を含みます。

2　料金額

区　　分			単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話中着信機能（キャッチホン）			１契約ごとに	200円(　210円)
留守番電話及び不在案内機能			１契約ごとに	300円(　315円)
着信短縮ダイヤル機能（クイックナンバー）	１の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社のＦＯＭＡ及びｍｏｖａの営業区域内とした場合		１着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (29,400円)
	上記以外のもの		１着信短縮ダイヤル番号ごとに	36,000円 (37,800円)
ｉモード機能	基本機能		基本額（１契約ごとに）	300円(　315円)
	追加機能	自動取得情報受信機能（Ｍｕｓｉｃ＆Ｖｉｄｅｏチャネル）	加算額（１契約ごとに）	300円(　315円)
		ｉモード電子メール転送機能（メアド変えても転送サービス）	加算額（１契約ごとに）	100円(　105円)
		ＰＣ送受信機能（ｉモード.net）	追加額（１契約ごとに）	200円(　210円)
		音声文字変換機能（音声入力メール）	加算額（１契約ごとに）	200円(　210円)
グループ機能			１契約ごとに	150円(157.5円)
デュアル機能			１契約ごとに	300円(　315円)
ビジュアルネット機能			１契約ごとに	100円(　105円)
呼出音選択機能（メロディコール）			１契約ごとに	100円(　105円)
moperaU機能	基本機能	基本使用料の料金種別が定額データプラン HIGH-SPEED の 場合	基本額（１契約ごとに）	スタンダードプラン 800円(　840円)

		上記以外の場合	基本額（１契約ごとに）	⑴　スタンダードプラン 500円(　525円) ⑵　ライトプラン 300円(　315円)
	追加機能	メールアドレス追加機能	加算額（１メールアドレス追加ごとに）	150円(157.5円)
		メールウイルスチェック機能	加算額（１メールアドレスごとに）	150円(157.5円)
		アクセス制限機能（セキュリティパック）	加算額（１契約ごとに）	250円(262.5円)
		ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	⑴　タイプ１ 300円(　315円) ⑵　タイプ２ 500円(　525円)
		メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	5円(　5.25円)
複数番号機能（マルチナンバー）			１追加番号ごとに	500円(　525円)
即時接続機能			１契約ごとに	100円(　105円)
プッシュトークプラス機能			１契約ごとに	10,000円 (10,500円)
位置情報通知機能			１位置情報送出ごとに	３円(　3.15円)
ＦＯＭＡ位置情報受信機能	タイプ１（イマドコサーチ）		１契約ごとに	200円(　210円)
			１位置情報蓄積ごとに	5円(　5.25円)
	タイプ２（イマドコかんたんサーチ）		１位置情報蓄積ごとに	10円(　10.5円)
電話帳お預かり機能	プランＡ（電話帳お預かりサービス）		１契約ごとに	100円(　105円)
	プランＢ（ケータイあんしんパック）		１契約ごとに	200円(　210円)
グループ管理機能（ビジネ	基本機能		基本額（１管理グループごとに）	1,000円(1,050円)

ス mopera あんしんマネージャー）	追加機能	予備管理機能	加算額（１管理回線ごとに）	500円(　525円)
		共通管理機能	加算額（１管理回線ごとに）	500円(　525円)
		ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能	加算額（１管理グループごとに）	
		登録可能数		
		10まで		1,000円(1,050円)
		20まで		2,000円(2,100円)
		30まで		3,000円(3,150円)
		40まで		4,000円(4,200円)
		50まで		5,000円(5,250円)
		60まで		6,000円(6,300円)
		70まで		7,000円(7,350円)
		80まで		8,000円(8,400円)
		90まで		9,000円(9,450円)
		100まで		10,000円(10,500円)
		101以上		別に定める額
ビジネス mopera インターネット機能	基本機能	基本使用料の料金種別が定額データプラン HIGH-SPEED の場合	基本額（１契約ごとに）	600円(　630円)
		上記以外の場合	基本額（１契約ごとに）	300円(　315円)
	追加機能	ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	⑴　タイプ１ 300円(　315円) ⑵　タイプ２ 500円(　525円)
ブラックベリー接続機能			１契約ごとに	3,400円(3,570円)
ワンナンバー機能			１契約ごとに	150円(157.5円)
遠隔接続機能（ポケットＵ）			１契約ごとに	500円(　525円)

第３　通信料
１　適用

通　信　料　の　適　用	
⑴　通信の条件	ア　契約者は、そのＦＯＭＡサービスの契約者回線から通信を行うときは、当社が別に定める方法により通信の種類をあらかじめ選択していただきます。 イ　基本使用料の料金種別がデータ専用プランのＦＯＭＡサービスの契約者回線との間の通話モードによる通信は、行うことができません。 ウ　イの規定によるほか、基本使用料の料金種別が定額データプランのＦＯＭＡサービスの契約者回線との間の64kb/sデジタル通信モードによる通信は、行うことができません。 エ　ＦＯＭＡサービスの契約者回線相互間のパケット通信モードによる通信は、当社が別に定める場合を除き、行うことができません。 オ　ＦＯＭＡサービスの契約者回線と専用回線等接続サービスに係る接続点との間の通信は、通話モード、64kb/sデジタル通信モード、ショートメッセージ通信モード又はパケット通信モードに限り行うことができるものとし、その提供条件はこの約款によるほか、専用回線等接続サービス契約約款に定めるところによります。 カ　パケット通信モードによる通信においては、通信の状況等に応じて、ハイスピードモードとそれ以外のモードとの間の切替を行う場合があります。 キ　基本使用料の料金種別が定額データプラン64KのＦＯＭＡサービスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信の伝送速度は、第54条（通信の種類等）の規定にかかわらず、64kb/s以下となります。 ク　基本使用料の料金種別が定額データプランのＦＯＭＡにおいて、端末設備の有する機能により、通信の接続先が制限されることがあります。 ケ　ＦＯＭＡサービスの契約者回線からの手動接続通信（当社が通信の取扱いを委託した協定事業者の交換取扱者によって接続される通信をいいます。以下同じとします。）は、⑹に規定する料金着信払通信を利用した通話モードによる通信に限り行うことができます。この場合の提供条件は、ｍｏｖａサービス契約約款に規定するｍｏｖａに係る手動接続通話に関する提供条件に準じて取り扱います。 コ　ＦＯＭＡサービスの契約者回線と当社が提供するｍｏｖａサービス若しくは衛星電話サービスの契約者回線又はホームＵ回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、通話モードに限り行うことができます。 　ただし、当該契約約款の規定により通信を行うことができないときは、この限りでありません。 サ　ＦＯＭＡサービスの契約者回線とｍｏｖａサービス契約約款の規定に基づき締結された専用回線等接続契約に係る接続点との間の通信は、通話モードにより通信を行うことができます。 シ　ＦＯＭＡサービスの契約者回線と当社が提供するパケット通信サービスの契約者回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、

	行うことができません。 ス　共用ＦＯＭＡに係る契約者回線からのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージ（契約者回線等から送信された文字、数字及び記号等をいいます。以下同じとします。）の送信は、行うことができません。 セ　ショートメッセージ通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。 ソ　セの規定によるほか、第51条（利用中止）の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。 タ　契約者回線から送信できるショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数は、当社が定める数以内とします。 チ　契約者は、当社が別に定める方法により、指定したショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの蓄積を行わないようにすることができます。 ツ　契約者は、別表９に規定する外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間でショートメッセージ通信モードにより通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社以外の電気通信事業者の電気通信設備に関する通信の品質を保証しません。 テ　ツに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 ト　ショートメッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は別に定めるところによります。 ナ　ＰＴＴ通信モードによる通信を行うときは、その通信に先立ってセッション（ＰＴＴ通信モードにより通信を行うことができる契約者回線の状態をいいます。以下同じとします。）を設定していただきます。 ニ　セッションを同時に設定することができる契約者回線の数は、１のセッションにつき５以内とします。 ヌ　当社は、ＰＴＴ通信モードによる通信が一定時間行われない場合、電波状況が著しく悪化した場合又は電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合は、そのセッションを切断することがあります。 ネ　ＰＴＴ通信モードによる１の通信に係る通信時間は、30秒間に限ります。 　ただし、通信中に通信又はセッションの切断があった場合は、切断があった時刻までとします。 ノ　ＰＴＴ通信モードによる通信については、通信のふくそう等により、遅延の発生その他の通信品質の低下が生じる場合があります。 ハ　別表２（付加機能）に規定する接続先限定機能又は即時接続機能の提供を受けているときは、ＰＴＴ通信モードによる通信を行うことができません。 （注）ウに規定する数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。また通信の伝送速度は通信の状況等により変動します。

<table>
<tr><td>⑵　削　除</td><td></td></tr>
<tr><td>⑶　営業区域内及び営業区域外通信等の適用</td><td>ア　固定電気通信事業者（別表７に定めるものをいいます。以下⑶欄において同じとします。)が提供する電気通信サービスの契約者回線等との間の通信（通話モード及び64kb/sデジタル通信モードによる通信に限ります。)における営業区域内通信及び営業区域外通信は、次のとおり区分して料金を適用します。
<table><tr><th>区　　分</th><th>適　用　す　る　通　信</th></tr><tr><td>(ア)営業区域内通信</td><td>その相互接続通信に伴って行われる他社相互接続通信の他社契約者回線等に係る通信地域間距離測定のための起算点（以下「他社側起算点」といいます。）が営業区域（別表１に規定する都道府県をいいます。以下同じとします。）内となる通信</td></tr><tr><td>(イ)営業区域外通信</td><td>(ア)以外の通信</td></tr></table>イ　アに規定する通信の区分は、通信を開始した時点の区分を適用し、その通信が終了するまで変更しません。
ウ　アに規定する通信の区分の適用は、電波の伝播状態又は他社側起算点の位置により隣接する他の地域との間のものとして取り扱うことがあります。</td></tr>
<tr><td>⑷　昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用</td><td>昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用は、ｍｏｖａサービス契約約款に規定する昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用に準ずるものとします。</td></tr>
<tr><td>⑸　手動接続通信に関する料金の適用</td><td>手動接続通信に関する料金については、２（料金額）の規定にかかわらず、ｍｏｖａサービス契約約款に規定するｍｏｖａに係る手動接続通話の料金に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>⑹　通信の付加サービスに関する料金の適用</td><td>ア　通信の付加サービスには、次の種類があります。
<table><tr><th>種　　類</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>料金着信払通信</td><td>発信者の請求により、その通信に関する料金をその通信の着信のあった契約者回線等の契約者（当社が別に定める協定事業者の契約者を含みます。）が支払うことについて、その契約者（その通信を受けた者を含みます。）の承諾が得られた場合に通信の接続を行うサービス</td></tr><tr><td>着もじ</td><td>契約者回線からの通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信に係る着信の際に、文字、数字及び記号等を接続先の契約者回線等へ送信する</td></tr></table></td></tr>
</table>

	サービス

イ　料金着信払通信を利用して行う通信に関する料金は、ｍｏｖａサービス契約約款に規定する料金着信払通信を利用して行う通信に関する料金に準じて取り扱います。

ウ　契約者回線からの着もじの利用に係る通信を行い、接続先の契約者回線等へ着もじに係る送信が完了したことを当社が確認したときは、２（料金額）に規定する通信料のほか、次表に定める料金の額を適用します。

料　　金　　額
送信１回ごとに税抜額５円 (税込額5.25円)

エ　契約者は、接続先の契約者回線等の状態その他の理由により着もじの利用ができない場合があります。

（注）接続先の契約者回線等へ着もじに係る送信が完了した場合であって、その旨の通知がなかったときでも、ウに規定する料金額の支払いを要します。

⑺　パケット通信モードによる通信の料金の適用	ア　ＦＯＭＡサービスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)の料金は、１料金月における累計の課金対象パケット数（特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールの利用に係るものを含みます。以下「累計課金対象パケット数」といいます。)に応じて、２（料金額）の２－３の規定により算定した額を適用します。 イ　定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときの累計課金対象パケット数は、契約の解除があったＦＯＭＡに係る累計課金対象パケット数と新たに契約を締結したＦＯＭＡに係る累計課金対象パケット数を合算して適用します。 　ただし、基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものはこの限りでありません。 ウ　１年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したときの累計課金対象パケット数は、イの規定に準じて取り扱います。 エ　特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスに係る契約者がその契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結したときの累計課金対象パケット数は、ウの規定に準じて取り扱います。 　ただし、基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものはこの限りでありません。 オ　２（料金額）に規定するＦＯＭＡパケットパックに係るパケット通信モードによる通信の料金額は、ＦＯＭＡ契約者の選択により、次表に規定する定額通信料を支払った場合に適用します。この場合において、ＦＯＭＡパケットパックには同表の４種類があり、契約者は、この適用を受けようとする場合はあらかじめいずれか１つを選択していただきます。

区　　分	定額通信料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケットパック１０	1,000円（1,050円）
ＦＯＭＡパケットパック３０	3,000円（3,150円）
ＦＯＭＡパケットパック６０	6,000円（6,300円）
ＦＯＭＡパケットパック９０	9,000円（9,450円）

カ　オの規定にかかわらず、⑺の２に規定するパケット定額の適用を受けている場合又はデータ専用プラン若しくは共用ＦＯＭＡに係る総合利用プランを選択している場合は、ＦＯＭＡパケットパックを選択することができません。

キ　ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合又は特定事業者のＦＯＭＡサービスに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合のＦＯＭＡパケットパックに係る定額通信料の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

ク　当社は、ＦＯＭＡパケットパックに係る適用の開始、区分の変更又は適用の廃止（以下「パケットパックに係る変更等」といいます。）があったときは、通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定に準じてＦＯＭＡパケットパックに係る定額通信料を日割します。

ケ　ＦＯＭＡパケットパック、データ専用プラン、共用ＦＯＭＡに係る総合利用プラン若しくはＦＯＭＡユビキタスに係る基本使用料の料金種別の変更があった場合又はパケット定額に係る選択等があった場合は、アの規定にかかわらず、それぞれのＦＯＭＡパケットパック、基本使用料の料金種別若しくはパケット定額を選択している期間又は選択していない期間ごとに料金を算定します。

コ　当社は、そのＦＯＭＡが定期包括割引（第１（基本使用料）の⑸に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けている場合は、ＦＯＭＡパケットパックに係る定額通信料について、当該月の定期包括割引に係る割引額の算定に用いた係数を定額通信料に乗じて得た額（以下この欄において「定額通信料に係る割引額」といいます。）の割引を行います。

サ　コの規定にかかわらず、料金等が一括して請求（以下この欄において「一括請求」といいます。）されているＦＯＭＡ、ｍｏｖａ、パケット通信サービス及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。）の基本使用料及び通信に関する料金（当社が別に定めるものを除きます。）の合計額（以下この欄において「月間利用額」といい、特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス、ｍｏｖａサービス、パケット通信サービス及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。）の料金等と一括して請求されている場合はその月間利用額を加算した額とします。）が、第１（基

本使用料）の⑸の規定によりあらかじめ申出のあった最低利用額に満たない場合の定額通信料の取扱いについては、第１（基本使用料）の⑸に定めるところによります。

シ　契約者は、その一括請求に係るＦＯＭＡ又はｍｏｖａ（その一括請求に特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスの料金等が合わせて請求されている場合はそれを含みます。)について当該契約約款の規定により定期包括割引の適用が開始された暦月から起算して、第１（基本使用料）の⑸の規定によりあらかじめ申出のあった割引選択期間が経過する前に、その全てについて定期包括割引が廃止された場合は、その割引選択期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

一括請求ごとに

割引選択期間	支払いを要する額
	定期包括割引の適用を開始した暦月から起算してその廃止のあった暦月までの定額通信料に係る割引額を一括請求に係るＦＯＭＡについて合計した額に次の係数を乗じて得た額
１年	0.75
２年	0.73
３年	0.71

ス　専用回線等接続サービス契約約款に規定するセンタ側課金機能を利用して行われるＦＯＭＡサービスに係る通信（特定事業者の専用回線等接続サービス契約約款に規定するセンタ側課金機能を利用して行われる相互接続通信を含みます。)に関する料金は、アからシ及び２（料金額）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

(ア)　(イ)以外の通信に係るもの

１課金対象パケットごとに

料金種別	料金額
ＦＯＭＡパケット通信料	税抜額 0.12円（税込額0.126円）

(イ)　相互接続通信に係るもの

①　特定事業者の専用回線等接続サービス契約約款に規定するセンタ側課金機能を利用して行われる相互接続通信に係るもの

その相互接続通信に伴う特定事業者の他社相互接続通信と合わせて(ア)の規定により算定した額から、特定事業者の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

②　①以外の通信

１課金対象パケットごとに

料金種別	料金額

ＦＯＭＡパケット通信料	税抜額0.08円（税込額 0.084円）

セ　ＦＯＭＡ契約者は、パケットパックに係る変更等の請求を行った場合において、当該月におけるパケットパックに係る変更等の回数が当社が定める回数を超えるときは、第５(手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（注）アに規定する当社が別に定める通信は、ＩＳＰ料金支払いに係る通信及びｉモードパケットフリー通信とします。

⑺の２　パケット通信モードに係る定額通信料の適用

ア　基本使用料の料金種別が総合利用プランのＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）に係る契約者は、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。以下この欄において同じとします。）に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い（以下「パケット定額」といいます。)を選択することができます。この場合において、パケット定額にはパケ・ホーダイ、パケ・ホーダイフル及びＢｉｚ・ホーダイの３種類があり、いずれか１つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

１契約ごとに

区　　分	定　額　通　信　料（月額）
パケ・ホーダイ	税抜額3,900円（税込額4,095円）
パケ・ホーダイフル	税抜額5,700円（税込額5,985円）
Ｂｉｚ・ホーダイ	税抜額5,700円（税込額5,985円）

イ　パケ・ ホーダイ又はパケ ・ ホーダイフル（以下この欄において「ｉモードパケット定額」といいます。）に係る適用は次のとおりとします。

(ア)　ｉモードパケット定額に係る定額通信料の適用対象は、ｉモード等通信（パケ・ホーダイにあってはｉモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールに係るものを含み、⑻の２に規定する料金を除きます。）の月間累計額とします。

(イ)　アの規定にかかわらず、⑺に規定するＦＯＭＡパケットパックの適用を受けている場合は、ｉモードパケット定額を選択することができません。

(ウ)　ｉモードパケット定額に係る変更等があった場合は、⑺のキの規定にかかわらず、それぞれのｉモードパケット定額を選択している期間又はｉモードパケット定額を選択していない期間ごとに料金を算定します。

(エ)　当社は、ｉモードパケット定額を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ｉモードパケット定額を廃止します。

①　基本使用料の料金種別が総合利用プラン（共用ＦＯＭＡに係

	るものを除きます。）以外となったとき。 ② 利用休止があったとき。 ③ 契約の解除があったとき。 (オ) 同一料金月内においてパケ・ホーダイ及びパケ・ホーダイフルの両方の選択があったときは、当該料金月におけるパケ・ホーダイに係る定額通信料の支払いを要しません。 (カ) 一般契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合、又は定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合は、そのｉモードパケット定額を継続して選択しているものとみなして取り扱います。 (キ) １年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結した場合、又は２年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結した場合は、(カ)に規定する場合に準じて取り扱います。 (ク) 特定事業者の契約約款に基づきｉモードパケット定額を選択している契約者が、そのＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結し、ｉモードパケット定額を選択する場合は、新たに締結したＦＯＭＡ契約に係る定額通信料（その契約の締結があった料金月の定額通信料に限ります。）の支払いを要しません。 ただし、パケ・ホーダイを選択していた契約者が新たにパケ・ホーダイフルを選択する場合のパケ・ホーダイフルとパケ・ホーダイとの定額通信料の差額はこの限りでありません。 (ケ) ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合のｉモードパケット定額に係る定額通信料の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。 (コ) (ケ)に規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。 ウ Ｂｉｚ・ホーダイに係る適用は次のとおりとします。 (ア) Ｂｉｚ・ホーダイに係る定額通信料の適用対象は、ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が指定するソフトウェアを利用して当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信に関する料金（特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールに係るもの等を含み、⑻の２に規定する料金を除きます。）の月間累計額とします。 (イ) 特定事業者の契約約款に基づきＢｉｚ・ホーダイを選択している契約者が、そのＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結し、Ｂｉｚ・ホーダイを選択する場合は、新たに締結したＦＯＭＡ契約に係る定額通信料（その契約の締結があった料金月の定額通信料に限ります。）の支払いを要しません。 (ウ) Ｂｉｚ・ホーダイに係るその他の提供条件は、イの(オ)に規定する場合を除き、ｉモードパケット定額の場合に準ずるものとします。 （注）同一料金月内においてｉモードパケット定額及びＢｉｚ・ホーダイの両方の選択があったときは、それぞれのの定額通信料の支払いを要します。
⑻ ショートメッセージ通信モー	ア ２（料金額）の２－４の２－４－１に規定する送達通知希望に係るショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、端末設備の

<table>
<tr><td>ドによる通信の料金の適用</td><td>操作等により送達通知（ショートメッセージ通信モードによる通信の結果を通知するために行われる当社の電気通信設備から契約者回線への通信をいいます。以下この欄において同じとします。）を希望してショートメッセージ通信モードによる通信を行った場合に適用します。
イ　外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（国際アウトローミングを除きます。）に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信（以下「国際ショートメッセージ通信」といいます。）に関する料金については、２（料金額）の２－４の２－４－２に規定する額を適用します。
ウ　基本使用料の料金種別が総合利用プランのＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）の国際ショートメッセージ通信モードに係る通信の料金は、⑼、⑽及び⑽の２に規定する控除残額及び繰越残額（当社の提供する電気通信サービスに係るその他の料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。）があるときは、ア及びイの規定により算定した額の月間累計額からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。
　ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</td></tr>
<tr><td>⑻の２　国際ＭＭＳ通信に係る料金の適用</td><td>ア　国際ＭＭＳ通信とは、ｉモード電子メールを利用して別表９に規定する外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間で文字、数字及び記号等（以下この欄において「文字メッセージ」といいます。）を送受信するための通信をいいます。
イ　国際ＭＭＳ通信を行ったときは、ｉモード電子メールの送信に係る通信料のほか、当社が国際ＭＭＳ通信のために設置した電気通信設備（以下この欄において「変換装置」といいます。）によりそのｉモード電子メールを変換した際の情報量に応じて、次表に定める料金の額を適用します。
１メールアドレスごとに
<table><tr><th colspan="2">区　　分</th><th>料金額</th></tr><tr><td rowspan="2">国際ＭＭＳ通信料</td><td>変換した際の情報量が30キロバイト未満の場合</td><td>100円</td></tr><tr><td>変換した際の情報量が30キロバイト以上の場合</td><td>200円</td></tr></table>ウ　国際ＭＭＳ通信に係る情報量は当社の変換装置において測定します。
エ　国際ＭＭＳ通信に係る通信の料金は⑼、⑽及び⑽の２に規定する控除残額及び繰越残額（当社の提供する電気通信サービスに係るその他の料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。）があるときは、イの規定により算定した額の月間累計額からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。
　ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</td></tr>
</table>

	オ　ｉモード電子メールに係る変換を行ったときに、一部の文字、数字又は記号等が削除される場合があります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 カ　国際MMＳ通信が通信の相手先に接続できない場合において、当社の変換装置に蓄積した文字メッセージは、当社が定める時間が経過した後、消去します。 キ　カの規定によるほか、第51条（利用中止）の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。 ク　当社は、国際MMＳ通信について、当社以外の電気通信事業者の電気通信設備に関する通信の品質を保証しません。 ケ　国際MMＳ通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 コ　国際MMＳ通信に係る通信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注１）コに規定する当社が別に定めるところは、「ｉモードご利用規則」に定めるところによります。 （注２）当社の変換装置に文字メッセージを蓄積したときは、ｉモード電子メールに係る通信料の支払を要します。
⑻の３　ＰＴＴ通信モードに係る定額通信料の適用	ア　基本使用料の料金種別が総合利用プランのＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）に係る契約者は、ＰＴＴ通信モードに係る通信に関する料金（特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールに係るものを含みます。）について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い（以下「プッシュトーク定額」といいます。）を選択することができます。この場合において、プッシュトーク定額にはプッシュトークプラス（別表２（付加機能）に規定するプッシュトークプラス機能を利用して、ＰＴＴ通信モードによる通信を行うためのものをいいます。以下同じとします。）とカケ・ホーダイ（プッシュトークプラス以外のものをいいます。以下同じとします。）の２種類があり、いずれか１つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 １契約ごとに 区　　分 / 定額通信料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額） プッシュトークプラス / 2,000円（ 2,100円） カケ・ホーダイ / 1,000円（ 1,050円） イ　契約者は、プッシュトークプラスを選択するときは、所属する１のＰＴＴ通信グループ（プッシュトークプラス機能を利用して、ＰＴＴ通信モードによる通信を行うためのグループをいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。この場合において、所属

	するＰＴＴ通信グループを指定する際は、そのグループの代表回線（当社又は特定事業者が提供する１のＦＯＭＡであって、ＰＴＴ通信グループを代表するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者識別番号を申し出ていただきます。 ウ　イの場合において、契約者は、プッシュトークプラス機能の提供を受けている場合に限り、新たにＰＴＴ通信グループを構成し、その代表回線となることができます。 エ　当社は、アに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 (ア)　プッシュトークプラスを選択する場合において、ＰＴＴ通信グループの代表回線に係る契約者の同意を得ていないとき。 (イ)　プッシュトークプラスを選択する場合において、指定したＰＴＴ通信グループに所属するＦＯＭＡの数が当社の定める範囲内とならないとき。 オ　当社は、プッシュトークプラスに関する承諾を行った場合は、当社が定める方法により、そのＦＯＭＡの契約者識別番号を代表回線に係る契約者へ通知します。 カ　同一料金月内においてプッシュトークプラス及びカケ・ホーダイの両方の選択があったときは、当該料金月におけるカケ・ホーダイに係る定額通信料の支払いを要しません。 キ　一般契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合、又は定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合は、プッシュトーク定額を継続して選択しているものとみなして取り扱います。 ク　１年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結した場合、又は２年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結した場合は、キに規定する場合に準じて取り扱います。 ケ　特定事業者の契約約款に基づきプッシュトーク定額の提供を受けている契約者が、そのＦＯＭＡに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結し、プッシュトーク定額を選択した場合の定額通信料の取扱いについては、キに規定する場合に準じるものとします。 コ　当社は、プッシュトーク定額を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、プッシュトーク定額を廃止します。 (ア)　基本使用料の料金種別がデータ専用プラン又は共用ＦＯＭＡに係る総合利用プランとなったとき。 (イ)　利用休止があったとき。 (ウ)　契約の解除があったとき（キ及びクに規定する場合を除きます。）。 (エ)　代表回線に係るプッシュトークプラス機能が廃止となったとき。 サ　当社は、コの規定によるほか、代表回線に係る契約者から申出があった場合は、そのＰＴＴ通信グループに所属するＦＯＭＡのプッシュトークプラスを廃止します。この場合において、代表回線に係る契約者は、あらかじめその旨をその契約者へ通知していただきます。 シ　代表回線に係る契約者は、代表回線に係るＦＯＭＡ契約の名義変

更又は代表回線の変更を行う場合は、あらかじめＰＴＴ通信グループに所属する全ての契約者の同意を得ていただきます。

ス　ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合のプッシュトーク定額に係る定額通信料の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

セ　スに規定する場合を除き、プッシュトーク定額に係る定額通信料については日割しません。

⑼　総合利用プランにおける通信料の適用

ア　基本使用料の料金種別が総合利用プランのＦＯＭＡの通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、⑻の２に規定する料金を除きます。以下この欄において同じとします。）については、２（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する控除可能額とウに規定する繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

１契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
タイプＳＳ及びタイプＳＳ　2in1	1,000円
タイプＳ及びタイプＳ　2in1	2,000円
タイプM及びタイプM　2in1	4,000円
タイプＬ及びタイプＬ　2in1	6,000円
タイプＬＬ及びタイプＬＬ　2in1	11,000円
タイプリミット	2,200円
タイプビジネス及びタイプビジネス2in1	5,500円
ファミリーワイド、ファミリーワイドリミット及びファミリーワイド　2in1	——
タイプ2in1	——

イ　⑺の規定によりＦＯＭＡパケットパックを選択している場合の控除可能額は、アに規定する控除可能額に次表に規定する額を加算して適用します。

区　　分	加算額

ＦＯＭＡパケットパック１０	1,000円
ＦＯＭＡパケットパック３０	3,000円
ＦＯＭＡパケットパック６０	6,000円
ＦＯＭＡパケットパック９０	9,000円

ウ　この欄において繰越額とは、アの表中のただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。)の差額をいい、翌料金月又は翌々料金月の総合利用プランに係る月間累計額から控除します。

　ただし、オの規定によりその繰越額が国際アウトローミング利用料等から控除されたとき又は第１（基本使用料）の⑸のエの規定の適用を受けたときは、その控除された額を繰越額から差し引いて適用します。

エ　ウの規定にかかわらず、基本使用料の料金種別を総合利用プランからデータ専用プランへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。

　ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日において総合利用プランを選択している場合は、この限りでありません。

オ　総合利用プランのＦＯＭＡの通信に関する料金の月間累計額が控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのＦＯＭＡに係る国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料又は国際ＭＭＳ通信料から控除残額（控除可能額と繰越額の合計額からその月間累計額を差し引いた額をいいます。)を控除します。

カ　ｍｏｖａに係る契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合又はＦＯＭＡ契約者がその契約の解除と同時に新たにｍｏｖａに係る契約を締結した場合のそのＦＯＭＡに係る控除可能額及び繰越額の適用については、ＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。

　ただし、そのｍｏｖａに係る基本使用料の料金種別がｍｏｖａサービス契約約款に規定するドッチーモプランの場合は、そのＦＯＭＡに係る契約の締結又は解除のあった料金月並びにその料金月の前料金月及び前々料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月以降における控除は行いません。

キ　特定事業者が提供する総合利用プランのＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに当社と総合利用プランに係るＦＯＭＡ契約を締結した場合又は総合利用プランに係るＦＯＭＡ契約者がその契約の解除と同時に新たに特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る契約を締結した場合のそのＦＯＭＡに係る控除可能額及び繰越額の適用については、総合利用プランに係るＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。

　ただし、そのｍｏｖａサービスに係る基本使用料の料金種別がｍ

ｏｖａサービス契約約款に規定するドッチーモプランの場合は、そのＦＯＭＡに係る契約の締結又は解除のあった料金月並びにその料金月の前料金月及び前々料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月以降における控除は行いません。

ク　キの規定にかかわらず、特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合（当社が別に定める場合に限ります。）における当該料金月の控除可能額及び繰越額の適用については、特定事業者の契約約款に規定する控除可能額及び繰越額と合わせて、当社がＦＯＭＡサービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。

ケ　⑿に規定する特定電話番号への通信料の月極割引、⒀に規定する複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引、⒁に規定する回線群を単位とする通信料の月極割引又は⒂に規定する定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用を受けている場合は、ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に代えて、その月間累計額からそれぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額についてアからクの規定を適用します。

　ただし、第１（基本使用料）の⑸のエの規定の適用を受けるときは、この限りでありません。

コ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「1,000円」を「1,000円を日割した額」に、「2,000円」を「2,000円を日割した額」に、「4,000円」を「4,000円を日割した額」に、「6,000円」を「6,000円を日割した額」に、「11,000円」を「11,000円を日割した額」に、「2,200円」を「2,200円を日割した額」に、「5,500円」を「5,500円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

サ　⑺の規定によりＦＯＭＡパケットパックに係る定額通信料を日割するときは、イに規定する加算額をコの規定に準じて日割して適用します。

シ　基本使用料の料金種別が総合利用プランの共用ＦＯＭＡの通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）については、その共用ＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別に応じて、その通信を次表に規定するＦＯＭＡに係る通信とみなして、アの規定により算定した額を適用します。

区　　分	共用ＦＯＭＡの通信
タイプＳＳ　2in1又はタイプ2in1	タイプＳＳのＦＯＭＡに係る通信
タイプＳ　2in1	タイプＳのＦＯＭＡに係る通信
タイプM　2in1	タイプMのＦＯＭＡに係る通信

タイプＬ　2in1	タイプＬのＦＯＭＡに係る通信
タイプＬＬ　2in1	タイプＬＬのＦＯＭＡに係る通信
タイプビジネス　2in1	タイプビジネスのＦＯＭＡに係る通信
ファミリーワイド　2in1	ファミリーワイドのＦＯＭＡに係る通信

ス　シの規定にかかわらず、被共用ＦＯＭＡに係る契約者が、その被共用ＦＯＭＡに係る共用ＦＯＭＡの契約を締結している場合において、タイプ2in1を選択しているときは、契約者からあらかじめ申出があった場合に限り、その共用ＦＯＭＡの通信に関する料金について、その通信を被共用ＦＯＭＡの契約者回線からの通信とみなして、当社が定める方法によりこの欄及び２（料金額）の規定により算定した額を適用することができます。

セ　総合利用プランのＦＯＭＡが、第１（基本使用料）の１（適用）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのＦＯＭＡの契約者回線からの64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信であって、当該料金月の末日までに終了したものに限ります。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。）については、２（料金額）の規定にかかわらず、２の２－１の規定により算定した額を適用します。

ソ　別表２（付加機能）に規定するビジュアルネット機能を利用している場合のビジュアルネットセンタ（ビジュアルネット機能の提供のために当社が設置した電気通信設備並びに特定事業者のＦＯＭＡサービス契約約款の規定に基づき提供されるビジュアルネット機能に係る電気通信設備をいいます。以下同じとします。）からの通信に関する料金については、セの規定に準じて取り扱います。

タ　料金表第６表第２に規定するホームU通信料については、アに規定する月間累計額に加算して適用します。

（注）アに規定する当社が別に定める通信は、ＩＳＰ料金支払いに係る通信、ｉモードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信、手動接続通信、(7)の２の適用を受ける通信、(8)の３の適用を受ける通信、(13)のイの適用を受ける通信（通話モードによるものに限ります。）、(15)の２の適用を受ける通信及び(17)に規定する通信等とします。

(9)の２　データ専用プランにおける通信料の適用	ア　基本使用料の料金種別がデータ専用プランのＦＯＭＡのパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。）については、２（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額とイに規定するパケット繰越額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額とパケット

繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

１契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
データプランＳＳ	――
データプランＳ	5,000円
データプランM	9,000円
データプランＬ	18,000円
データプランＬＬ	30,000円

イ　この欄においてパケット繰越額とは、アのただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能なパケット繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。)の差額をいい、翌料金月又は翌々料金月のデータ専用プランのパケット通信モードに係る月間累計額から控除します。

　ただし、第１（基本使用料）の⑸のエの規定の適用を受けたときは、その控除された額を繰越額から差し引いて適用します。

ウ　イの規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をデータ専用プランから総合利用プランへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。

　ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日においてデータ専用プランを選択している場合は、この限りでありません。

エ　特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス（当該契約約款に規定するデータ専用プランのＦＯＭＡに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合又はＦＯＭＡ契約者がその契約の解除と同時に新たに特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスに係る契約を締結した場合のそのＦＯＭＡに係る控除可能額及び繰越額の適用については、ＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。

オ　特定事業者のＦＯＭＡサービスに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合（当社が別に定める場合に限ります。)における当該料金月の控除可能額及び繰越額の適用については、特定事業者から譲り受けた控除可能額及び繰越額と合わせて、当社がＦＯＭＡサービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。

カ　⑿に規定する特定電話番号への通信料の月極割引、⒀に規定する複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引又は⒂に規定する定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用を受けている場合は、ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に代えて、その月間累計額からそれ

	ぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額についてアからオの規定を適用します。 　ただし、第１（基本使用料）の⑸のエの規定の適用を受けるときは、この限りでありません。 キ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額を総合利用プランの場合に準じて日割して適用します。 ク　基本使用料の料金種別が定額データプラン64KのＦＯＭＡサービスの契約者回線から行った定額対象通信（当社が指定する端末設備及びソフトウェアを利用して、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信（特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールに係るものを含みます）をいいます。以下この欄において同じとします。）については、２（料金額）の規定にかかわらずその料金の支払いを要しません。 ケ　基本使用料の料金種別が定額データプランHIGH-SPEEDのＦＯＭＡサービスの契約者回線から行った定額対象通信に係る料金については、２（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から6,000円を控除した額を適用します。 　ただし、その月間累計額が6,000円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。 コ　ケの規定により算定した額が6,000円を超える場合は、ケの規定にかかわらず、 6,000円を超える部分の料金の支払いを要しません。 サ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、ケに規定する6,000円をその利用日数に応じて日割するものとし、「6,000円」を「6,000円を日割した額」に読み替えて適用します。 シ　定額データプランを選択している場合のア及びイの適用については、定額対象通信に関する料金を除いた月間累計額から控除可能額及びパケット繰越額を控除します。 （注）アに規定する当社が別に定める通信は、ＩＳＰ料金支払いに係る通信とします。
⑼の３　ＦＯＭＡユビキタスにおける通信料の適用	ア　ＦＯＭＡユビキタスのパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。）については、２（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。 　ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 １契約ごとに 基本使用料の料金種別 / 控除可能額 ユビキタスプランＳ / 120円 ユビキタスプランＭ / 960円 イ　アに規定する控除可能額は、料金種別ごとに適用します。

	ウ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額をＦＯＭＡの総合利用プランの場合に準じて日割して適用します。 （注）アに規定する当社が別に定める通信は、ＩＳＰ料金支払いに係る通信とします。
⑽　特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用	ア　当社又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス（当該契約約款に規定する旧プランＦＯＭＡに限ります。）、ｍｏｖａサービス（当該契約約款に規定する旧プランｍｏｖａに限ります。）及び衛星電話サービスに関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引（衛星電話サービスにあっては特定電話番号への通話料の月極割引をいいます。）が適用される通信（通信時間が３分を超えるものに限ります。）の着信を受けた場合（当社が別に定める場合を除きます。）、そのＦＯＭＡ（総合利用プランに限ります。）の通信に関する料金については、２（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とし、⑼に規定する控除可能額及び繰越額を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から、次表に規定する控除可能額とイに規定する繰越額を当社が別に定める方法により控除した額を適用します。 　ただし、契約の解除又は利用休止があったときは、この限りでありません。 **控　除　可　能　額** １通信につき３分を超える３分までごとに10円として算定した額を料金月単位で累計した額 ただし、月間累計額がその額と繰越額の合計額に満たない場合はその月間累計額 イ　この欄において繰越額とは、アの表中のただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいい、翌料金月又は翌々料金月の月間累計額から控除します。 ウ　総合利用プランのＦＯＭＡの通信に関する料金の月間累計額が控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのＦＯＭＡに係る国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料又は国際ＭＭＳ通信料から控除残額（控除可能額と繰越額の合計額からその月間累計額を控除した額をいいます。）を控除します。 エ　ｍｏｖａに係る契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合又はＦＯＭＡ契約者がその契約の解除と同時に新たにｍｏｖａに係る契約を締結した場合のそのＦＯＭＡに係る控除可能額及び繰越額の適用については、ＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。
⑽の２　複数回線複合割引の適用を受けているＦ	ア　総合利用プランを選択しているＦＯＭＡ契約者が、第１（基本使用料）の１の⑶に規定する複数回線複合割引の適用を受けている場合は、そのＦＯＭＡの通信に関する料金については、２（料金額）

OMAに係る繰越額の適用	の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とし、控除可能額及び繰越額（(9)及び(10)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 イ　この欄において繰越共有額とは、そのＦＯＭＡに係る割引回線群を構成する他の割引選択回線において、翌料金月又は翌々料金月に控除できなかった繰越額が生じたときに、その合計額をその割引回線群を構成する割引選択回線（データ専用プランに係るものを除きます。）に係る月間累計額（パケット通信サービスに係るものを含みます。）に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。 ウ　ア及びイの規定にかかわらず、割引選択回線に係る契約の解除、利用休止又は名義変更があった場合は、その割引選択回線に係る繰越共有額が適用されないことがあります。 エ　アのただし書の場合においては、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのＦＯＭＡに係る国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通話料又は国際MMＳ通信料から繰越残額（繰越共有額からその月間累計額を控除した額をいいます。)を控除します。 オ　指定割引回線群に属するＦＯＭＡ（基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの、２年定期契約を締結しているもの及び第１（基本使用料）の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。）に係る通信に関する料金については、アからエの規定に準じて取り扱います。
(11)　削　除	
(12)　特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用	ア　特定電話番号への通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、ＦＯＭＡの契約者回線からの特定電話番号（ＦＯＭＡ契約者があらかじめ指定したＦＯＭＡの契約者識別番号等、当社が提供する電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、(8)の２に規定する料金を除きます。）をいいます。以下この欄から(15)欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 １契約ごとに

区　　分	割　引　額	定額料(月額)
(ア)　当社又は特定事業者が提	その通信に関す	税抜額180円

供するＦＯＭＡ、ホームU、ローミング、専用回線等接続サービス（第８種接続装置に係るものに限ります。）及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信	る料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	(税込額189円)
(イ) (ア)以外の通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	

イ　別表（付加機能）に規定するビジュアルネット機能を利用している場合のビジュアルネットセンタから特定電話番号に係る契約者回線への通信については、本割引の適用対象となります。

ウ　特定電話番号の数は、１の契約について５以内とします。

エ　本割引は、⑭に規定する包括回線割引の適用を受けている場合は選択することができません。

オ　特定電話番号に係る契約回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

カ　本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

キ　特定事業者の契約約款の規定により特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けているＦＯＭＡサービスに係る契約を締結している者、又は当社若しくは特定事業者の契約約款の規定により特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けているｍｏｖａサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡに係る契約を締結した場合において、継続して本割引の適用を受けるときは、オの規定にかかわらずその申出を承諾した日を含む料金月から本割引を適用します。この場合において、契約者は、アの規定にかかわらず、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の定額料の支払いを要しません。

ク　当社は、本割引の適用を受けているＦＯＭＡについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）一般契約若しくは定期契約に係る名義変更があったとき。

（イ）利用休止があったとき。

（ウ）ＦＯＭＡの契約の解除があったとき。

ケ　クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表の１欄の左欄の規定により月極割引の適用を廃止した後、２欄の左欄に該当する場合が生じたときは、２欄の規定によるものとします。

区　　分	月 極 割 引 の 適 用
１　２以外により、本割引の適	本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等へ

	用を廃止したとき。	の通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
	2　一般契約又は定期契約に係る名義変更、利用休止又はＦＯＭＡの契約の解除があったとき。	その名義変更の承諾日、利用休止日又はＦＯＭＡの契約の解除日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。 　ただし、ＦＯＭＡ契約者がその契約の解除と同時にｍｏｖａに係る契約を締結し、ｍｏｖａサービス契約約款の規定により継続して特定電話番号に係る通信料の月極割引の適用を受ける場合は、契約の解除日までの通信に関する料金について、本割引の対象とします。

コ　本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

サ　本割引を選択した契約者は、本割引が適用される料金月について、利用の一時中断、利用停止等によりＦＯＭＡを利用することができなかった期間があった場合でも、アに規定する定額料の支払いを要します。

　ただし、契約者の責めによらない理由により、ＦＯＭＡを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以降の利用できなかった料金月（１料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

シ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス　定額料については、日割は行いません。

（注１）アに規定する当社が別に定める通信は、64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものを除きます。）、パケット通信モードによる通信、ショートメッセージ通信モードによる通信、ＰＴＴ通信モードによる通信、手動接続通信、⑹に規定する着もじに係る送信、⒀のイの適用を受ける通信、⒂の２の適用を受ける通信及び⒄に規定する通信等とします。

（注２）アの表中に規定する当社が別に定めるものは、第97条（情報提供サービス）に規定する情報提供サービスに係る電気通信設備等とします。

⒀　複数回線複合	ア　第１（基本使用料）の１に規定する複数回線複合割引の適用を受

割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用	けているＦＯＭＡの契約者回線から、その契約者が指定した割引回線群（以下この欄及び次欄において「指定割引回線群」といいます。）に係る契約者回線等及び特定電話番号（ウの規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した１の電気通信番号であって、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は当社若しくは特定事業者が提供する専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この欄及び次欄において同じとします。）に係る契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（⑿に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている通信に関する料金を除きます。）については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。この場合、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

１契約ごとに

区　　分	割　引　額
(ア)　指定割引回線群に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
(イ)　特定電話番号に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額

イ　アの規定にかかわらず、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡ（総合利用プランに係るものに限ります。）が１年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間（第１（基本使用料）の１の⑵に規定するものをいいます。）が 120ヶ月超であるときは、そのＦＯＭＡの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、次表のとおり取扱います。

１契約ごとに

区　　分		通信料の適用
指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

ウ　特定電話番号を指定又は変更するときは、割引代表回線に係る契約者から申し出ていただきます。

エ　特定電話番号に係る契約者回線等への通信に係る割引の適用の開始は、その特定電話番号の指定の申出があった日を含む料金月の翌料金月からとします。

　ただし、特定事業者の契約約款の規定により複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡサービス又は当社若しくは特定事業者の

	契約約款の規定により複数回線複合割引の適用を受けているｍｏｖａサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡサービスに係る契約を締結した場合において、継続して特定電話番号に係る契約者回線等への通信に係る割引の適用を受けるときは、その申出を承諾した日を含む料金月からこの割引を適用します。 オ　特定電話番号を変更する場合は、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金にあってはその変更の申出があった日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金にあってはその変更の申出があった日を含む料金月の翌料金月から、アに規定する割引を適用します。 カ　アからオの規定によるほか、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡのパケット通信モードによる通信の料金（特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールの料金を含みます。)のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線等のｉモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするｉモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、ｉモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、２（料金額）の規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。 　ただし、電波状態若しくはｉモード機能の利用に係る設定等によりｉモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのｉモード電子メールが送信されたときは、この限りでありません。 キ　指定割引回線群に属するＦＯＭＡに係るホームＵ（特定事業者のＦＯＭＡサービス契約約款に規定するものを含みます。)のＩＰ電話番号を利用して行われる通信に関する料金は、指定割引回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、ア及びイの規定を適用します。 ク　指定割引回線群に属するＦＯＭＡ（基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの、２年定期契約を締結しているもの及び第１（基本使用料）の１の⑺に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。）に係る通信に関する料金については、アからキの規定（そのＦＯＭＡの基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるときは、イの規定を除きます。）に準じて取り扱います。 （注１）ア及びイに規定する当社が別に定める通信は、64kb/sデジタル通信モードによる通信（特定電話番号に係る契約者回線への通信に限るものとし、3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものを除きます。)、パケット通信モードによる通信、ショートメッセージ通信モードによる通信、ＰＴＴ通信モードによる通信、手動接続通信、⑹に規定する着もじに係る送信及び⑰に規定する通信等とします。 （注２）ｉモード電子メールの本文に記述されたＵＲＬから接続した場合の通信に関する料金については、カの規定を適用しません。
⑬の２　特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用	⑬に規定する特定電話番号に係る契約者回線等からその契約者回線等に係る指定割引回線群を構成するＦＯＭＡ（ＦＯＭＡドコモコールを含みます。以下この欄において同じとします。)の契約者回線への相互接続通信（当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金（その通信に係る他社相互接続通信と合わせて当社がその料金を定めるものに

限ります。)については、２（料金額）の規定にかかわらず、次の料金額を適用します。
　ただし、指定割引回線群を構成するＦＯＭＡの契約者回線からその特定電話番号に係る契約者回線等への通信について、⒀のアに規定する料金の割引の対象とならないときは、この限りでありません。
ア　通話モードに係るもの

料　金　種　別	料　　金　　額
ＦＯＭＡ通信料	30秒までごとに税抜額10円（税込額10.5円）

イ　64kb/sデジタル通信モードに係るもの

料　金　種　別	料　　金　　額
ＦＯＭＡデジタル通信料	16.5秒までごとに税抜額10円（税込額10.5円）

（注１）当社が別に定める通信は、パケット通信モードによる通信、ショートメッセージ通信モードによる通信、ＰＴＴ通信モードによる通信、手動接続通信及び⒄に規定する通信等とします。
（注２）特定電話番号に係る協定事業者の付加機能等により、指定した特定電話番号と異なる電話番号等が送出されるときは、この欄の規定を適用しません。

⒁　回線群を単位とする通信料の月極割引の適用

ア　回線群を単位とする通信料の月極割引とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（通話料いっかつ割引については、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している２以上のＦＯＭＡ（総合利用プランに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）及びｍｏｖａ（以下この欄において「一括請求グループ」といいます。)に関する通信（その一括請求グループを構成する全てのＦＯＭＡ及びｍｏｖａからの通信（当社が別に定める通信を除きます。)をいいます。以下この欄において同じとします。)の料金の月間累計額に応じて、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、回線群を単位とする通信料の月極割引には、通話料いっかつ割引と包括回線割引とがあり、あらかじめいずれかを選択していただきます。
　ただし、包括回線割引を選択したときは、手数料として１の契約ごとに税抜額２,000円（税込額２,100円）の支払いを要します。
１一括請求グループごとに

区　　分			定額料(月額)	割　引　額
通話料いっか	その料金月の一括請	1,000,000円未満のとき	税抜額3,000円	１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.15を乗

つ割引	求グループに関する通信の料金の月間累計額		(税込額3,150円)	じて得た額の合計額
		1,000,000円以上10,000,000円未満のとき		１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.20を乗じて得た額の合計額
		10,000,000円以上のとき		１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.25を乗じて得た額の合計額
包括回線割引	包括回線割引５		――	１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.05を乗じて得た額の合計額

イ　通則第９項（全国一括請求）から第11項に規定する全国一括請求の取扱いにより特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービス（特定事業者の契約約款の規定により回線群を単位とする通信料の月極割引の適用を受けているものに限ります。)の料金等をその一括請求グループに含めて一括して請求している場合は、アの規定にかかわらず、一括請求グループに関する通信の料金の月間累計額にその特定事業者が提供するｍｏｖａサービスに関する通信（当社が別に定めるものに限ります。)の料金の月間累計額を加算した額に応じてこの月極割引を適用します。

ウ　この月極割引の適用を受けている一括請求グループに係る料金その他の債務が、特定事業者の契約約款の規定に基づき、その特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービス（特定事業者の契約約款に規定する回線群を単位とする通信料の月極割引の適用を受けているものに限ります。)に一括して請求されるときのその一括請求グループに関する通信の料金は、アの規定にかかわらず、その特定事業者のｍｏｖａサービス契約約款に規定する回線群を単位とする通信料の月極割引の額を割り引いて適用します。

エ　特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合（当社が別に定める場合に限ります。)の当該暦月における回線群を単位とする通信料の月極割引の適用については、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社がＦＯＭＡサービスを継続して提供したものとみなして計算した月間累計額に応じて、アに規定する額の割引を適用します。

オ　通話料いっかつ割引に係る適用は、次のとおりとします。

（ア）通話料いっかつ割引は、そのＦＯＭＡが２年定期契約に係るものである場合（そのＦＯＭＡに係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限ります。)、第１（基本使用料）の１（適用）の⑶に規定するオフィス割引の適用を受けている場合又は契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。以下この欄において同じとします。）の

業務の用に供されそれが業として行われるものと当社が認めるものである場合は、選択することができません。

（イ）通話料いっかつ割引を選択する契約者は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに一括請求グループを構成する申出であるときは、申出のあったその契約者に係るＦＯＭＡ又はｍｏｖａのうち、一括請求グループに係る料金その他の債務の一括請求先となる１のＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）又はｍｏｖａ（ウの規定による場合は、その一括請求先となる特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスをいいます。以下この欄において「一括代表回線」といいます。)を指定していただきます。この場合において、ＦＯＭＡを一括代表回線に指定しなかったときは、アに規定する定額料の支払いを要しません。

（ウ）当社は、(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

① その契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

② その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（エ）通話料いっかつ割引の計算は、料金月単位で行います。

（オ）通話料いっかつ割引の適用の開始は、(イ)に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、ｍｏｖａサービス契約約款の規定により通話料いっかつ割引の適用を受けているｍｏｖａの契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合において、継続してこの月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾した日を含む料金月からこの月極割引を適用します。

（カ）当社は、通話料いっかつ割引を選択している契約者からその割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、通話料いっかつ割引の適用を受けているＦＯＭＡが次に該当する場合には、通話料いっかつ割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあったＦＯＭＡが一括代表回線であるときは、新たに一括代表回線を指定していただきます。

① 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

② 利用休止があったとき。

③ 契約の解除があったとき。

④ (ア)の規定に該当することが判明したとき。

⑤ その他(ア)又は(ウ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

（キ）契約者からの申出により通話料いっかつ割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、割引適用の対象とします。

（ク）一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、そのＦＯＭＡに係る料金その他の債務は一括請求を行いません。

（ケ）当社は、アに規定する定額料（(イ)の規定による場合を除きます。以下この欄において同じとします。）を一括代表回線に係る通信料に合わせて請求します。

（コ）一括代表回線に係る契約者は、その割引が適用される料金月について、一括請求グループを構成するＦＯＭＡ又はｍｏｖａの利用の一時中断、利用停止その他の理由によりＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスを利用することができなかった期間があった場合でも、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その一括請求グループを構成する全てのＦＯＭＡ及びｍｏｖａについて、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＦＯＭＡサービス及びｍｏｖａサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りでありません。

（サ）当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（シ）当社は、次に該当する場合は、一括請求グループを構成する全てのＦＯＭＡについて通話料いっかつ割引の適用を廃止することがあります。

① 一括代表回線に係る契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

② 一括請求グループを構成するＦＯＭＡ又はｍｏｖａが(ア)の規定に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。

③ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（ス）本割引を選択している契約者からの申出によりＦＯＭＡに係る料金その他の債務を当社が別に定めるところにより分割して請求する場合については、当社はそれを一括請求とみなして、本割引を適用します。

（セ）(ス)の規定は、第１（基本使用料）の１の⑹の規定において準用します。

（ソ）定額料については、日割は行いません。

カ　包括回線割引に係る適用は、次のとおりとします。

（ア）包括回線割引は、そのＦＯＭＡが２年定期契約に係るものである場合（そのＦＯＭＡに係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限ります。)又は第１（基本使用料）の１に規定する複数回線複合割引若しくは⑿に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けているものである場合は、選択することができません。

（イ）当社は、包括回線割引を選択する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

① その申出のあったＦＯＭＡに係る請求書の送付先が、一括代表回線に係る契約者の氏名又は名称及び請求書の送付先と異なるとき。

② その契約者が、一括請求グループに係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

③ 指定した一括請求グループに係るＦＯＭＡ及びｍｏｖａの数が50以上とならないとき。

④ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

	（ウ）当社は、包括回線割引の適用を受けているＦＯＭＡについて、契約者から包括回線割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、包括回線割引の適用を廃止します。 ①　一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。 ②　利用休止があったとき。 ③　契約の解除があったとき。 ④　その他(ア)又は(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。 （エ）一括代表回線の指定、割引の計算単位並びに割引適用の開始及び廃止の取扱い（エの(ス)に規定する取扱いを除きます。）については、通話料いっかつ割引の場合に準ずるものとします。 （注）アに規定する当社が別に定める通信は、ＰＴＴ通信モードによる通信、ＩＳＰ料金支払いに係る通信、ｉモードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信、手動接続通信、⑹に規定する着もじに係る送信、⑺の２の適用を受ける通信、⑬のイの適用を受ける通信（通話モードによるものに限ります。）、⑮の２の適用を受ける通信及び⑰に規定する通信等とします。
⑮　定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用	ア　定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、定期包括割引（第１（基本使用料）の⑸に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているＦＯＭＡの通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金の月間累計額について、その月間累計額に当該月の定期包括割引に係る割引額の算定に用いた係数を乗じて得た額（以下この欄において「本割引に係る割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。 イ　アの規定にかかわらず、料金等が一括して請求（以下この欄において「一括請求」といいます。）されているＦＯＭＡ、ｍｏｖａ、パケット通信サービス及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。）の基本使用料及び通信に関する料金（ＦＯＭＡパケットパックに係る定額通信料を加算した額とし、当社が別に定めるものを除きます。）の合計額（以下この欄において「月間利用額」といい、特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス、ｍｏｖａサービス、パケット通信サービス及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。）の料金等と一括して請求されている場合はその月間利用額を加算した額とします。）が、第１（基本使用料）の⑸の規定によりあらかじめ申出のあった最低利用額に満たない場合の通信料の取扱いについては、第１（基本使用料）の⑸に定めるところによります。 ウ　契約者は、その一括請求に係るＦＯＭＡ又はｍｏｖａ（その一括請求に特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスの料金等が合わせて請求されている場合はそれを含みます。）について当該契約約款の規定により定期包括割引の適用が開始された暦月から起算して、第１（基本使用料）の⑸の規定によりあらかじめ申出のあった割引選択期間が経過する前に、その全てについて定期包括割引が廃止された場合は、その割引選択期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。 一括請求ごとに

割引選択期間	支払いを要する額
	定期包括割引の適用を開始した暦月から起算してその廃止のあった暦月までの本割引に係る割引額を一括請求に係るＦＯＭＡについて合計した額に次の係数を乗じて得た額
１年	0.75
２年	0.73
３年	0.71

エ　本割引の適用を受けているＦＯＭＡについては、⑿に規定する特定電話番号への通信料の月極割引及び⒁に規定する回線群を単位とする通信料の月極割引は適用しません。

オ　基本使用料の料金種別がタイプ2in1である共用ＦＯＭＡに関する料金等を、定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに一括請求している場合のその共用ＦＯＭＡに係る通信に関する料金については、アからエの規定に準じて取り扱います。

（注）アに規定する当社が別に定める通信は、ＩＳＰ料金支払いに係る通信、ｉモードパケットフリー通信、ＰＴＴ通信モードによる通信、国際ショートメッセージ通信、手動接続通信、⑹に規定する着もじに係る送信、⑺の２の適用を受ける通信、⒂の２の適用を受ける通信及び⒄に規定する通信等とします。

⒂の２　通話モードに係る定額通信料の適用

ア　ＦＯＭＡ契約者は、その契約者に係る契約者回線から、指定した定額回線群（イに規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者回線（以下この欄において「定額対象回線」といいます。）への通話モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い（以下「ビジネス通話・ホーダイ」といいます。）を選択することができます。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）
ビジネス通話・ホーダイ	税抜額 900円 (税込額 945円)

イ　この欄において定額回線群とは、ビジネス通話・ホーダイを選択する11以上 300以下のＦＯＭＡ（同一の契約者に係るものをいい、特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス（特定事業者の契約約款に規定するビジネス通話・ホーダイを選択しているものに限ります。）を含みます。）により構成される回線群をいいます。

ウ　ビジネス通話・ホーダイを選択するときは、あらかじめ１の定額回線群（その契約者が提供を受けているＦＯＭＡにより構成されるものに限ります。）を指定して当社に申し出ていただきます。

エ　ビジネス通話・ホーダイは、アの規定にかかわらず、次のいずれ

かに該当する場合は選択することができません。
(ア) そのＦＯＭＡの契約者名義が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。
(イ) そのＦＯＭＡの基本使用料の料金種別が、タイプM、タイプＬ、タイプＬＬ、タイプビジネス、タイプM 2in1、タイプＬ2in1、タイプＬＬ 2in1及びタイプビジネス 2in1（以下この欄において「適用対象プラン」といいます。）以外であるとき。
(ウ) そのＦＯＭＡが、第１（基本使用料）の１（適用）の⑶に規定するオフィス割引の適用を受けているとき。
(エ) そのＦＯＭＡが、別表２（付加機能）に規定する複数番号機能の提供を受けているとき。
(オ) そのＦＯＭＡが、ホームＵの提供を受けているとき。
(カ) ビジネス通話・ホーダイを選択した場合において、指定した定額回線群に係る定額対象回線の数が11以上300以下とならないとき。
(キ) 契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
(ク) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ　ビジネス通話・ホーダイの適用の開始は、アに規定する選択があった日を含む料金月の翌料金月からとします。
　ただし、当社又は特定事業者のＦＯＭＡサービス契約約款の規定によりビジネス通話・ホーダイを選択している契約者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結し、ビジネス通話・ホーダイを選択する場合は、アに規定する選択があった日を含む料金月からビジネス通話・ホーダイを適用します。この場合において、契約者は、新たに締結したＦＯＭＡ契約に係る定額通信料（その契約の締結があった料金月の定額通信料に限ります。）の支払いを要しません。

カ　当社は、ビジネス通話・ホーダイを選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ビジネス通話・ホーダイを廃止します。
(ア) 基本使用料の料金種別が適用対象プラン以外となったとき。
(イ) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき。
(ウ) 利用休止があったとき。
(エ) 契約の解除があったとき。
(オ) その他エの規定に該当することが判明したとき。

キ　ビジネス通話・ホーダイを廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について、ビジネス通話・ホーダイの適用対象とします。
　ただし、基本使用料の料金種別が適用対象プラン以外となったときは、ビジネス通話・ホーダイを適用しません。

ク　ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合のビジネス通話・ホーダイに係る定額通信料の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

ケ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

コ　クに規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。

<table>
<tr><td></td><td>サ　別表２（付加機能）に規定するワンナンバー機能により定額対象回線に係るＦＯＭＡの契約者識別番号を利用して行なわれる通信の料金は、アに規定する月間累計額に加えることとします。
（注）アに規定する当社が別に定める通信は、手動接続通信及び⑹に規定する着もじに係る送信等とします。</td></tr>
<tr><td>⑯　moperaセンタ等への通信に関する料金の適用</td><td>ア　契約者回線からmoperaセンタ（別表２（付加機能）に規定するmopera機能等の提供のための電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、ビジュアルネットセンタ又はｉモードセンタ（別表２に規定するｉモード機能の提供のために当社が設置した電気通信設備をいいます。以下同じとします。)への64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金は、２（料金額）の２－２の２－２－２の⑴のアの規定により算定した額を適用します。
イ　当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からビジュアルネットセンタへの通信に関する料金は、その通信をＦＯＭＡの契約者回線への通信とみなして適用します。
（注）イに規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑰　削　除</td></tr>
<tr><td>⑱　当社が提供する国際電話サービスの利用に係る通信の料金の適用</td><td>国際電話サービスの利用に係る通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金は、国際電話サービスに係る通話の料金と合わせて定めることとし、料金その他の取り扱いについては、国際電話サービス契約約款に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>⑲　列車公衆電話の電話機等との間の通信の料金の適用</td><td>ＦＯＭＡ（当社及び特定事業者以外の携帯電話事業者が指定を受けた契約者識別番号に係るものを除きます。）の契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に関する料金は、２（料金額）の規定にかかわらず、ｍｏｖａサービス契約約款に規定するｍｏｖａの契約者回線と列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に関する料金に準じて適用します。</td></tr>
<tr><td>⑳　協定事業者が提供する当社が別に定める機能に係る通信の料金の適用</td><td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する個人通信機能を利用して行われる協定事業者との間に設置した相互接続点からＦＯＭＡの契約者回線等への通話モードによる通信に関する料金は、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。
<table>
<tr><td rowspan="2">料　金　種　別</td><td>料　　金　　額</td></tr>
<tr><td>次の秒数までごとに税抜額10円（税込額10.5 円)</td></tr>
<tr><td>ＦＯＭＡ通信料</td><td>33.5秒</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>（注）上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支払いを要します。</td></tr>
<tr><td>㉑　付加機能の利用等に係る通信の料金の適用</td><td>ア　別表２（付加機能）に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けているＦＯＭＡの契約者回線以外の電気通信サービスの契約者回線等から行った通信の料金は、その電気通信サービスに係る契約約款の規定により算定した額（当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る額とします。)を適用します。
イ　契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。
(ア)　当社又は特定事業者が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの蓄積のために行った通信
(イ)　当社又は特定事業者が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能の利用により着信を拒否する旨の通知を受けた通信
(ウ)　当社又は特定事業者が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により着信者の設定に基づき発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知を受けた通信
ウ　別表２に規定するワンナンバー機能を利用して行なわれる、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との相互接続点から第８種接続装置の接続点への通信（当社が定めるものに限ります。）の料金は、その通信に係る他社相互接続通信の料金と合わせて当社が定めることとし、次表の規定により算定した額を適用します。
(ア)　(イ)以外のもの
<table><tr><th colspan="2">料　金　種　別</th><th>料　　金　　額</th></tr><tr><td>ＦＯＭＡ通信料</td><td>ＦＯＭＡへの通信料</td><td>33秒までごとに税抜額10円（税込額10.5円）</td></tr></table>
(イ)　東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">料　金　種　別</th><th colspan="2">料　　金　　額</th></tr><tr><th>昼間及び夜間</th><th>深夜・早朝</th></tr><tr><td>ＦＯＭＡ通信料</td><td>ＦＯＭＡへの通信料</td><td>20秒までごとに税込額10円</td><td>22.5秒までごとに税込額10円</td></tr></table>
（注）アに規定する当社が別に定める基本使用料の料金種別は、当社又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスにあってはプラン１５０、当社若しくは特定事業者が提供するｍｏｖａサービス又は当社が提供する衛星電話サービスにあってはプランＡとします。</td></tr>
<tr><td>㉒　ＦＯＭＡドコモコールの通信</td><td>ア　通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係るＦＯＭＡドコモコールの通信料については、その通信をそのＦＯＭＡカードの貸与者</td></tr>
</table>

料の適用	である特定事業者から提供を受けているＦＯＭＡサービスと同一の基本使用料の料金種別のＦＯＭＡに係る通信とみなして適用します。 イ　パケット通信モードに係るＦＯＭＡドコモコールの通信料については、その通信をＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスに係る通信とみなして適用します。この場合において、累計課金対象パケット数についてはＦＯＭＡの場合に準じて取り扱うものとし、そのＦＯＭＡドコモコール契約者がＦＯＭＡカードの貸与者である特定事業者から提供を受けているＦＯＭＡサービスと同一の基本使用料の料金種別等のＦＯＭＡサービスとみなして適用します。 ウ　特定事業者の契約約款の規定に基づきパケット定額を選択している場合のその適用対象となるＦＯＭＡドコモコールの通信料については、その特定事業者の契約約款に定めるところによります。 エ　特定事業者の契約約款の規定に基づきプッシュトーク定額を選択している場合のその適用対象となるＦＯＭＡドコモコールの通信料については、その特定事業者の契約約款に定めるところによります。
㉓　専用回線等への通信に関する料金等の適用	ア　当社又は特定事業者が提供する専用回線等接続サービスに係る接続点との間の通信（64kb/sデジタル通信モードによる通信に限ります。）に関する料金の適用については、２（料金額）の２－２の２－２－２の⑴のアの規定により算定した額を適用します。 イ　当社又は特定事業者が定めるｍｏｖａサービス契約約款の規定に基づき締結された専用回線等接続契約に係る接続点との間の通信（通話モードによる通信に限ります。）に関する料金の適用については、２（料金額）の２－１の２－１－２の⑴のアの(ア)の規定により算定した額を適用します。 ウ　当社又は特定事業者が提供する専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当社又は特定事業者の契約約款に規定する第８種接続装置を介して行われた通信に限ります。）に関する料金の適用については、２（料金額）の規定により算定した額を適用します。
㉔　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金については、次のとおり取り扱います。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

	⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の通信の料金又は故障等の回復後の７日間における１日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
㉕　通信料の減免等	ア　次の通信については、第66条（通信料の支払義務）及び第70条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 （ア）ｍｏｖａサービス契約約款に規定する緊急通報用電話又は当社が別に定める協定事業者が提供する緊急通報用電話の契約者回線等（110番、118番又は119番）への通信 （イ）災害が発生した場合に当社が指定する端末設備からり災者が行う通信 （ウ）別表２（付加機能）に規定するｉモード機能に係る災害用伝言板サービスの利用において情報の登録等に関する通信 （エ）ＦＯＭＡサービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、ＦＯＭＡサービスに関する問合せ、申込み若しくは通知等、付加機能の利用に係る設定等又は端末設備の修理等に係るソフトウェアのダウンロードのために行われるもの（当社が別に定めるものに限ります。） （オ）協定事業者に係る電気通信設備の修理等の請求のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信 イ　アの規定によるほか、契約者があらかじめ当社が別に定める条件により情報の送信を受けることに同意した場合、これに基づく情報（当社が別に定めるものに限ります。）の受信に係る料金については、その支払いを要しません。 ウ　第97条（情報提供サービス）に規定するｉチャネルを利用する際の情報（当社が指定した部分に限ります。）の受信に係る料金については、その支払いを要しません。

2　料金額

2－1　通話モードに係るもの

2－1－1　2－1－2以外のもの

⑴ ⑵以外のもの

ア　イ以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	
	タイプＳＳ	20円(　21円)
	タイプＳ	18円(18.9円)
	タイプM	14円(14.7円)
	タイプＬ	10円(10.5円)
	タイプＬＬ	7.5円(7.875円)
	タイプリミット	20円(　21円)
	ファミリーワイド及びファミリーワイドリミット	25円(26.25円)

イ　タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料　　金　　額		
	1分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼　　間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMA通信料	10円(10.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)

⑵ 衛星電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア 第１種衛星電話の契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	⑴に規定する料金額と同額

イ ア以外のもの

(ア) (イ)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	
	タイプＳＳ	50円(52.5円)
	タイプＳ	45円(47.25円)
	タイプＭ	35円(36.75円)
	タイプＬ	25円(26.25円)
	タイプＬＬ	19円(19.95円)
	タイプリミット	50円(52.5円)
	ファミリーワイド及びファミリーワイドリミット	63円(66.15円)

(イ) タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
ＦＯＭＡ通信料	25円(26.25円)	75円(78.75円)	75円(78.75円)

２－１－２　相互接続通信に係るもの

⑴　⑵から⑶以外のもの

ア　ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

(ア)　(イ)以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	２－１－１の⑴のアに規定する料金額と同額

(イ)　タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別		料　　金　　額		
		１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
		昼　　間	土曜日･日曜日･祝日	夜間及び深夜･早朝
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	15円(15.75円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)

イ　ＦＯＭＡサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア)　(イ)以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額			
		次の秒数までごとに税抜額10円(税込額10.5円)			
		昼　間	土曜日・日曜日・祝日	夜　間	深夜・早朝
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡへの通信				
	営業区域内通信	26秒	26秒	26秒	30秒
	営業区域外通信	22秒	22秒	22秒	25秒

(イ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料金額			
		次の秒数までごとに税込額10円			
		昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝
FOMA通信料	FOMAへの通信				
	営業区域内通信	15.5秒	17秒	17秒	22.5秒
	営業区域外通信	13.5秒	15秒	15秒	18.5秒

⑵ 特定事業者が提供するFOMAサービス若しくはmovaサービスの契約者回線等、ホームU回線又は専用回線等接続サービスに係る接続点（第８種接続装置に係るものに限ります。）への通信に係るもの

料金種別		料金額
FOMA通信料	FOMAからの通信	２－１－１の⑴に規定する料金額と同額

⑶ KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額
FOMA通信料	FOMAからの通信	⑴のアに規定する料金額と同額

２－２　64kb/sデジタル通信モードに係るもの

２－２－１　２－２－２以外のもの

⑴　⑵以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	
	タイプＳＳ	36円(37.8円)
	タイプＳ	32円(33.6円)
	タイプＭ	25円(26.25円)
	タイプＬ	18円(18.9円)
	タイプＬＬ	14円(14.7円)
	タイプリミット	36円(37.8円)
	ファミリーワイド及びファミリーワイドリミット	45円(47.25円)
	データ専用プラン	30円(31.5円)

⑵　タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別	料　　金　　額		
	１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼　　間		夜間及び深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日	
ＦＯＭＡデジタル通信料	18円(18.9円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)

２－２－２　相互接続通信に係るもの

⑴　⑵から⑶以外のもの

ア　ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

(ア)　(イ)以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	２－２－１の⑴に規定する料金額と同額

(イ)　タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別	料　　金　　額		
	１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼　　間	土曜日･日曜日･祝日	夜間及び深夜･早朝
ＦＯＭＡデジタル通信料	27円(28.35円)	54円(56.7円)	54円(56.7円)

イ　ＦＯＭＡサービスの契約者回線等への通信に係るもの

①　②以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額			
		次の秒数までごとに税抜額10円（税込額10.5円)			
		昼　間	土曜日・日曜日・祝日	夜　間	深夜・早朝
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡへの通信				
	営業区域内通信	14.5秒	14.5秒	14.5秒	16.5秒
	営業区域外通信	12秒	12秒	12秒	14秒

② 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料金額			
		次の秒数までごとに税込額10円			
		昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝
FOMAデジタル通信料	FOMAへの通信				
	営業区域内通信	8.5秒	9.5秒	9.5秒	12.5秒
	営業区域外通信	7.5秒	8.5秒	8.5秒	10.5秒

⑵ 特定事業者が提供するFOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料金額
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	2－2－1に規定する料金額と同額

⑶ KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	⑴のアに規定する料金額と同額

２－３　パケット通信モードに係るもの
２－３－１　２－３－２以外のもの
⑴　⑵又は⑶以外のもの
ア　イからエ以外のもの

１課金対象パケットごとに

料　　金　　種　　別	料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	
累計課金対象パケット数	
150,000課金対象パケット以下の部分	0.2円(　0.21円)
150,000課金対象パケットを超え600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円(　0.105円)
600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円(0.0525円)
2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円(　0.021円)

イ　１（適用）の⑺の２に規定するパケット定額の適用を受けた通信に係るもの

１課金対象パケットごとに

料　　金　　種　　別	料　金　額
ＦＯＭＡパケット通信料	税抜額 0.02円(税込額 0.021円)

ウ　データ専用プランに係るもの

１課金対象パケットごとに

料　　金　　種　　別		料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	データプランＳＳ	
	累計課金対象パケット数	
	600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円(　0.105円)
	600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円(0.0525円)
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円(　0.021円)
	データプランＳ	
	累計課金対象パケット数	
	2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円(0.0525円)
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円(　0.021円)
	データプランM	0.02円(　0.021円)
	データプランＬ	0.015円(0.01575円)
	データプランＬＬ	0.012円(0.0126円)
	定額データプラン64K	0.02円(　0.021円)
	定額データプランHIGH-SPEED	0.012円(0.0126円)

エ　ＦＯＭＡユビキタスに係るもの

１課金対象パケットごとに

料　　金　　種　　別		料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	ユビキタスプランＳ	0.15円(0.1575円)
	ユビキタスプランM	0.12円(　0.126円)

⑵　ＦＯＭＡパケットパックに係るもの

１課金対象パケットごとに

料　　金　　種　　別		料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	ＦＯＭＡパケットパック１０ 累計課金対象パケット数 600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円(　0.105円)
	600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円(0.0525円)
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円(　0.021円)
	ＦＯＭＡパケットパック３０ 累計課金対象パケット数 2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円(0.0525円)
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円(　0.021円)
	ＦＯＭＡパケットパック６０	0.02円(　0.021円)
	ＦＯＭＡパケットパック９０	0.015円(0.01575円)

⑶　ＩＳＰ料金支払いに係る通信又はｉモードパケットフリー通信に関するもの

１課金対象パケットごとに

料　金　種　別	料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	0.2円(0.21円)

２－３－２　相互接続通信に係るもの

⑴　⑵以外のもの

その相互接続通信に伴う特定事業者の他社相互接続通信と合わせて２－３－１の規定により算定した額から、特定事業者が定める契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

⑵　特定事業者との間に設置した相互接続点と専用回線等接続サービスに係る接続装置との間の通信に係るもの

１課金対象パケットごとに

料　金　種　別	料　金　額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	0.08円(0.084円)

（注）上記の料金のほか、協定事業者の定める料金の支払いが必要となります。

２－４　ショートメッセージ通信モードに係るもの

２－４－１　２－４－２以外のもの

送信１回ごとに

料　金　種　別		料　金　額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡショートメッセージ通信料	下欄以外のもの	5円(5.25円)
	送達通知希望に係るもの	7円(7.35円)

２－４－２　国際ショートメッセージ通信に係るもの

送信１回ごとに

料　金　種　別	料　金　額
ＦＯＭＡ国際ショートメッセージ通信料	50円

２－５　ＰＴＴ通信モードに係るもの

１の通信ごとに

料　金　種　別	料　金　額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＰＴＴ通信料	5円(5.25円)

第４　定期契約に係る解約金

１　適用

定　期　契　約　に　係　る　解　約　金　の　適　用	
定期契約に係る解約金の適用除外	ア　契約者は、次の場合には２（料金額）の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。 (ア)　１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結するとき。 (イ)　ＦＯＭＡに係る１年定期契約の解除と同時に新たにｍｏｖａに係る定期契約を締結するとき。 (ウ)　ＦＯＭＡに係る１年定期契約の解除と同時に新たに特定事業者とＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る定期契約を締結するとき。 (エ)　ＦＯＭＡに係る２年定期契約の解除と同時に新たにｍｏｖａに係る２年定期契約を締結するとき。 (オ)　ＦＯＭＡに係る２年定期契約の解除と同時に新たに特定事業者とＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る２年定期契約を締結するとき。 (カ)　２年定期契約の更新日を含む暦月において、その契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者とＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る１年定期契約を締結するとき。 (キ)　契約者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。 (ク)　対象者（第１（基本使用料）の⑴に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）のためにファミリーワイド又はファミリーワイドリミットを選択することに同意を得ている定期契約者に係る定期契約において、その契約に係る対象者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。 (ケ)　定期契約の解除と同時に一般契約を締結し、第１（基本使用料）に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。 イ　アの規定によるほか、定期契約者は、その契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結する際に、そのＦＯＭＡにおいてタイプ2in1を選択する場合は、２（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。 　ただし、解除した定期契約の満了日までの間に、その一般契約の解除があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、支払いを要します。 (ア)　１年定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結したＦＯＭＡ契約者が、その一般契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と定期契約を締結したとき。 (イ)　２年定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結したＦＯＭＡ契約者が、その一般契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と２年定期契約を締結したとき。

	(ウ)　定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結した者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。 (エ)　定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結したＦＯＭＡ契約者が、当該契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

2　料金額

１契約ごとに

区　　分	解　約　金　の　額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
１年定期契約に係るもの	3,000円（3,150円）
２年定期契約に係るもの	9,500円（9,975円）

第５　手続きに関する料金

１　適用

<table>
<tr><th colspan="2">手　続　き　に　関　す　る　料　金　の　適　用</th></tr>
<tr><td>⑴　手続きに関する料金の種別</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th>料金種別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>ア　契約事務手数料</td><td>ＦＯＭＡ契約及びＦＯＭＡユビキタス契約等の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>イ　カード発行手数料</td><td>ＦＯＭＡカードの貸与に関する請求（ア欄の申込み又はＦＯＭＡサービスの利用休止に係る再利用の請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ウ　名義変更手数料</td><td>ＦＯＭＡサービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>エ　携帯電話番号ポータビリティ手数料</td><td>第19条（一般契約者が行う一般契約の解除）第２項又は第24条（その他の提供条件）の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>オ　その他の手数料</td><td>利用休止の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき（イ欄に該当する場合を除きます。）、第91条の５（おまかせロック）に規定するおまかせロックを利用したとき又は第91条の６（ケータイお探しサービス）に規定するケータイお探しサービスを利用したときに支払いを要する料金</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑵　契約事務手数料の適用</td><td>ア　一般契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合及び定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。
イ　１年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結する場合及び２年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結する場合の契約事務手数料については、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。
ウ　ＦＯＭＡ契約若しくはＦＯＭＡ位置情報契約を締結している者が</td></tr>
</table>

	その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡユビキタス契約を締結する場合、ＦＯＭＡユビキタス契約若しくはＦＯＭＡ位置情報契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合及びＦＯＭＡ契約若しくはＦＯＭＡユビキタス契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ位置情報契約を締結する場合の契約事務手数料については、２（料金額）の規定にかかわらず１の契約ごとに税抜額 2,000円（税込額 2,100円）とします。 エ　特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスに係るＦＯＭＡ契約若しくはＦＯＭＡユビキタス契約等を締結している者又は当社若しくは特定事業者が提供するｍｏｖａサービスに係る一般契約若しくは定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に、新たに当社とＦＯＭＡ契約若しくはＦＯＭＡユビキタス契約等を締結する場合の契約事務手数料の額については、２（料金額）の規定にかかわらず１の契約ごとに税抜額2,000円（税込額 2,100円）とします。 　ただし、利用休止を行っている当社のｍｏｖａサービスの契約の解除に係る契約事務手数料については、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。 オ　一般契約の締結と同時に第１（基本使用料）に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなった場合の契約事務手数料については、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。 カ　当社又は特定事業者のｍｏｖａサービス契約約款の規定に基づき提供されているプリペイド携帯電話に係る契約者が、その契約の解除と同時に、新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結する場合の契約事務手数料については、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。 キ　当社又は特定事業者のｍｏｖａサービス契約約款の規定に基づき提供されている１．５Ｇデジタルのｍｏｖａサービスに係る契約者が、その契約の解除と同時に、新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結する場合の契約事務手数料については、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。 ク　ＦＯＭＡ契約の申込みの承諾を受けた者が、その承諾と同時に2in1利用の申出の承諾を受けた場合の契約事務手数料については、２（料金額）の規定にかかわらず、１の契約ごとに税抜額 1,000円（税込額 1,050円）とします。 　ただし、当社が別に定める場合は適用しません。
⑶　名義変更手数料の適用除外	ア　一般契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、名義変更と同時に第１（基本使用料）に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなった場合の名義変更手数料については、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。 イ　名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更手数料については、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。
⑷　携帯電話番号ポータビリティ手数料の適用除	ア　携帯電話番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯電話番号ポータビリティ手数料は、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。

外	イ　特定事業者との間において、携帯電話番号ポータビリティがあった場合の携帯電話番号ポータビリティ手数料は、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。
⑸　その他の手数料の適用除外	１の契約について、その支払いを要する手続きが、契約事務手数料又はカード発行手数料を要する手続きと同時に行われるものであるとき（当社が別に定める場合を除きます。)は、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。 （注）本欄に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。
⑹　手続きに関する料金の減免	当社は、⑴欄及び２（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

２　料金額

料　金　種　別	単　　位	料　金　額
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
⑴　契約事務手数料	１契約ごとに	3,000円 (3,150円)
⑵　カード発行手数料	１枚ごとに	3,000円 (3,150円)
⑶　名義変更手数料	１契約ごとに	2,000円 (2,100円)
⑷　携帯電話番号ポータビリティ手数料	１契約ごとに	2,000円 (2,100円)
⑸　その他の手数料		別に算定する実費

第６　ユニバーサルサービス料

１　適用

ユニバーサルサービス料の適用	
⑴　特定事業者の契約者が当社と契約を締結する場合のユニバーサルサービス料の適用	特定事業者のＦＯＭＡサービスに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料については、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社がＦＯＭＡサービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。
⑵　複数番号機能に係るユニバーサルサービス料の適用	複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて２（料金額）に規定する加算額を適用します。
⑶　ホームＵに係るユニバーサルサービス料の適用	ホームＵの提供を受けている場合は、２（料金額）に規定する加算額を適用します。

２　料金額

区　　分		単　　位	料　金　額（月額）
ユニバーサルサービス料	基本額	１契約ごとに	税抜額６円(税込額6.3円)
	加算額	１追加番号ごとに	税抜額６円(税込額6.3円)
		１ＩＰ電話番号ごとに	税抜額６円(税込額6.3円)

（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第２表　工事費

区　　分	工　事　費　の　額
ＦＯＭＡサービスに関する工事費	別に算定する実費

第３表　番号案内料等

１　適用

番　号　案　内　料　等　の　適　用	
⑴　番号案内接続通信料の適用	相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は２（料金額）に規定する額を適用します。
⑵　身体障がい者等割引の適用を受けている場合の番号案内料等の適用除外	第１表第１（基本使用料）の１の⑺に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのＦＯＭＡの契約者回線から行った相互番号案内の利用に係る通信（当該料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する番号案内料等については、２（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。
⑶　番号案内料等免除者の取扱い等	⑵の規定によるほか、番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

２　料金額

区　分	単　　位	料　金　額
番号案内料	１電話番号等ごとに	税抜額100円（税込額105円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

第４表　国際アウトローミング利用料

１　適用

国際アウトローミング利用料の適用	
⑴　通信の種類	ア　国際アウトローミングに係る通信の種類には、第54条（通信の種類等）第１項に規定するＦＯＭＡサービスの通信の種類と同一の種類（ＰＴＴ通信モードを除きます。）があります。 イ　国際アウトローミングにより利用できる通信の種類は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者ごとに異なるものとし、別表９に定めるところによります。 ウ　データ専用プランのＦＯＭＡに係る国際アウトローミングにおいては、通話モードによる通信を行うことができません。 エ　ウの規定によるほか、定額データプランのＦＯＭＡに係る国際アウトローミングにおいては、64kb/sデジタル通信モードによる通信を行うことができません。 オ　当社は、端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けたとき、又は一定時間内にその接続確認が取れなかったときはパケット通信モードによる通信を切断します。 （注１）国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、利用する外国の電気通信事業者により異なります。 （注２）注１の規定によるほか、国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、通信の状況等により変動します。 （注３）国際アウトローミングに係る通信の種類により、その外国の電気通信事業者の営業区域が異なる場合があります。
⑵　国際アウトローミング利用料の区分の適用	国際アウトローミング利用料の区分は、別表９に定めるその国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者のグループに応じて適用します。
⑶　国際アウトローミング利用料の適用等	ア　国際アウトローミング利用料は、その通信の種類に応じて第88条の２（国際アウトローミングの利用等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と２（料金額）の規定により算定した額を適用します。 イ　料金表第１表第３(通信料）の１(適用）の⑼及び⑽の２に規定する控除残額及び繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計（請求の際に確認できなかった料金については確認ができた料金月に累計）した額とします。)からその控除残額及び繰越残額を控除した額を適用します。 　ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 ウ　パケット通信モードの課金対象パケット数は、当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間を１のセッションとして、１セッションの情報量について128バイトごとに１の課金対象パケットとして測定します。 （注）ＦＯＭＡサービスにおいて通信料が無料となる場合であっても、国際アウトローミングを利用したときは無料とならないことがあります。

2　料金額

2－1　通話モードに係るもの

区　　分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	1分までごとに次の料金額			
グループ1	50円	125円	265円	──
グループ2	75円	175円	265円	──
グループ3	75円	175円	265円	75円
グループ4	75円	280円	280円	──
グループ5	75円	380円	380円	──
グループ6	75円	380円	380円	75円
グループ7	80円	180円	280円	──
グループ8	80円	180円	280円	80円
グループ9	80円	280円	280円	──
グループ10	80円	380円	380円	──
グループ11	80円	380円	380円	80円
グループ12	125円	140円	265円	125円
グループ13	80円	280円	280円	80円
グループ14	130円	380円	380円	──
グループ15	130円	580円	580円	130円
グループ16	125円	380円	380円	125円
グループ17	480円	880円	880円	480円
グループ18	130円	380円	380円	130円
グループ19	180円	480円	480円	──

（注）在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

２－２　64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区　　分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左２欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	１分までごとに次の料金額			
グループ１	100円	380円	380円	100円
グループ２	280円	480円	480円	──
グループ３	100円	280円	280円	100円
グループ４	100円	280円	280円	──
グループ５	210円	410円	410円	──
グループ６	280円	580円	580円	──
グループ７	280円	580円	580円	280円
グループ８	280円	680円	680円	──
グループ９	280円	480円	480円	100円

（注）在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

２－３　パケット通信モードに係るもの

２－３－１　２－３－２以外のもの

⑴　⑵以外のもの

１セッションごとに

料　　金　　額
１課金対象パケットごとに 0.2円

⑵　特定の外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードによる通信に係るもの

１日ごとに

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">料　金　額</th></tr>
<tr><td colspan="2">１日における課金対象パケット数</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>10,000課金対象パケット以下のとき</td><td colspan="2">１課金対象パケットごとに 0.2円</td></tr>
<tr><td>10,000課金対象パケットを超え120,000 課金対象パケット以下のとき</td><td colspan="2">2,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">120,000 課金対象パケットを超えるとき</td><td>120,000 課金対象パケット以下の部分</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>120,000 課金対象パケットを超える部分</td><td>１課金対象パケットごとに 0.2円</td></tr>
</table>

備考

１　上記の料金額は、別表９（国際アウトローミング、国際ショートメッセージ通信又は国際MMＳ通信に係る外国の電気通信事業者）において事業者名に◆が付された外国の電気通信事業者（以下この欄において「特定外国事業者」といいます。）が提供する国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードによる通信（ｉモード等通信を除きます。以下この欄において「対象通信」といいます。）を行った場合に適用となります。

２　特定外国事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行った対象通信に関する料金については、１のセッションの課金対象パケット数を、そのセッションの切断があった日における課金対象パケット数として１日における累計の課金対象パケット数を計算して、上記の料金額を適用します。

　ただし、対象通信に係るセッション設定が、当社が定める時刻において、24時間以上継続して設定されているときは、その時刻においてセッションの切断及び設定があったものとみなして、上記の料金額を適用します。

３　上記の料金額が適用される日について、利用の一時中断、利用停止その他の理由により国際アウトローミングサービスを利用することができない時間があった場合でも、上記の料金額の規定により計算した国際アウトローミング利用料の支払いを要します。

２－３－２　ｉモード等通信に係るもの

１セッションごとに

区　　分	料　　金　　額	
グループＡ	50課金対象パケット以下の部分	50円
	50課金対象パケットを超える部分	１課金対象パケットごとに 0.2円
グループＢ	100課金対象パケット以下の部分	100円
	100課金対象パケットを超える部分	１課金対象パケットごとに 0.2円

２－４　ショートメッセージ通信モードに係るもの

料　　金　　額
送信１回ごとに 100円

第５表　無線ＩＰアクセス定額料

１　適用

無線ＩＰアクセス定額料	
特定事業者の契約者が当社と契約を締結する場合の無線ＩＰアクセス定額料の適用	特定事業者のＦＯＭＡサービスに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合であって、継続して無線ＩＰアクセスサービスの提供を受けるときの当該暦月の無線ＩＰアクセス定額料については、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社が無線ＩＰアクセスサービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。

２　料金額

区　　分	料　　金　　額
無線ＩＰアクセス定額料（ＷＬＡＮアクセス利用料）	税抜額 300円（税込額 315円）

第６表　ホームUの利用に関する料金

第１　ホームU定額料

１　適用

ホ　ー　ム　U　定　額　料　の　適　用	
⑴　ホームU定額料の適用	ア　ＦOMA契約締結後、そのＦOMAにおいて最初にホームUの提供を開始したときに限り、その提供を開始した日を含む暦月の翌々暦月の１日をその提供開始日とみなして、２（料金額）に規定する額を適用します。この場合において、その提供開始日とみなす日においてホームUを廃止した場合のホームU定額料については、第88条の４（ホームUの利用等）第13項の規定にかかわらず支払いを要しません。 イ　当社とｍｏｖａサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦOMA契約を締結したときは、アの規定が適用とならない場合があります。
⑵　身体障がい者等割引の適用を受けている場合のホームU定額料の適用	第１表第１（基本使用料）の１の⑺に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているＦOMAに係るホームU定額料については、２（料金額）の規定の額からその額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。

２　料金額

区　　分	料　金　額　（月額）
ホームU定額料	税抜額 980円（税込額1029円）

第２　ホームU通信料

１　適用

ホームU通信料の適用	
⑴　ホームU通信料の適用	ア　当社又は特定事業者が提供する他のホームU回線への通信又は当社若しくは特定事業者の専用回線等接続サービス契約約款に定める第８種接続装置の専用回線等に係る接続点への通信については、支払いを要しません。 イ　第１表第３の⒀のイの規定により、ＦOMAの契約者回線からの通信において通信に関する料金の支払いを要さない場合は、そのＦOMAに係るホームU回線からの通信に関する料金の支払いを要しません。
⑵　ホームU通信料に関するその他の提供条件	第１表第３の⑷及び⑿の規定は、ホームU通信料について準用します。

2　料金額

2－1　2－2以外のもの

⑴　⑵以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ホームU通信料	タイプＳＳ	14円(　14.7円)
	タイプＳ	12.5円(13.125円)
	タイプM	9.5円(　9.975円)
	タイプＬ	7円(　7.35円)
	タイプＬＬ	5円(　5.25円)
	タイプリミット	14円(　14.7円)
	ファミリーワイド及びファミリーワイドリミット	17.5円(18.375円)

⑵　タイプビジネスのＦＯＭＡのホームUに係るもの

ア　イ以外のもの

料金種別	料金額		
	１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
ホームU通信料	10.5円(11.025円)	21円(22.05円)	21円(22.05円)

イ　当社又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る契約者回線等への通信に係るもの

料金種別	料金額		
	１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
ホームU通信料	7円(7.35円)	21円(22.05円)	21円(22.05円)

第７表　その他のサービスに関する料金等

第１　料金明細内訳書の発行手数料

１契約について１通ごとに

区　　分	手 数 料 の 額
料金明細内訳書の発行手数料	税抜額100円（税込額105円）

（注）料金明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

第２　支払証明書等の発行手数料

１　支払証明書又は預託金預り証明書１枚ごとに　　税抜額 400円（税込額 420円）

（注）支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。)及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

２　契約事項証明書１契約ごとに　　税抜額 300円（税込額 315円）

（注）契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

第３　情報料

１　適用

情　報　料　の　適　用	
⑴　特定事業者の契約者が当社と契約を締結する場合の情報料の適用	特定事業者のＦＯＭＡサービスに係る契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結した場合であって、継続してそのｉモード情報提供サービスの提供を受けるときの当該暦月の情報料については、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社がｉモード情報提供サービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。
⑵　身体障がい者等割引の適用を受けている場合の情報料の適用	第１表第１（基本使用料）の１の⑺に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る情報料については、２（料金額）の規定の額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。

２　料金額

１契約ごとに

区　　分		料　　金　　額　（月額）
情報料	トクだねニュース便	税抜額 150円（税込額 157.5円）
	ｉチャネル	税抜額 150円（税込額 157.5円）

第４　分割送付手数料

１契約について１分割送付ごとに　　税抜額 150円 (税込額 157.5円)

第５　用途別集計に係る手数料

１契約について１集計ごとに　　税抜額 100円 (税込額 105円)

別表１　営業区域

地域	通信を行うことができる地域
埼玉県	さいたま市、川口市、所沢市、越谷市、草加市、春日部市、新座市、三郷市、朝霞市、戸田市、蕨市、富士見市、鳩ヶ谷市、八潮市、志木市、川越市、狭山市、上尾市、蓮田市、入間市、桶川市、和光市、吉川市、熊谷市、行田市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、秩父市、ふじみ野市
千葉県	千葉市、船橋市、松戸市、市川市、柏市、習志野市、佐倉市、成田市、浦安市、四街道市、流山市、鎌ヶ谷市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、八千代市、野田市、我孫子市、白井市、銚子市、茂原市、東金市、旭市、君津市、富津市、八街市、印西市、館山市、鴨川市、勝浦市、富里市、匝瑳市、いすみ市、香取市、山武市
東京都	東京23区、八王子市、調布市、三鷹市、小平市、立川市、武蔵野市、日野市、東村山市、東久留米市、小金井市、西東京市、国分寺市、狛江市、国立市、清瀬市、東大和市、町田市、府中市、福生市、稲城市、武蔵村山市、昭島市、多摩市、青梅市、羽村市、あきる野市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、海老名市、綾瀬市、大和市、茅ヶ崎市、藤沢市、厚木市、座間市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、平塚市、小田原市、三浦市、秦野市、伊勢原市、南足柄市
茨城県	古河市、石岡市、水戸市、ひたちなか市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、日立市、筑西市、結城市、坂東市、笠間市、下妻市、北茨城市、常陸太田市、高萩市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、稲敷市、かすみがうら市、常総市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、つくばみらい市
栃木県	宇都宮市、小山市、佐野市、足利市、鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、真岡市、今市市、栃木市、日光市、さくら市、那須烏山市、下野市
群馬県	高崎市、藤岡市、前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、富岡市、安中市、渋川市、沼田市、館林市、みどり市
山梨県	甲府市、大月市、山梨市、韮崎市、富士吉田市、都留市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、甲州市、中央市
新潟県	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、小千谷市、妙高市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市
長野県	長野市、松本市、上田市、千曲市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、佐久市、小諸市、須坂市、伊那市、飯田市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、大町市、東御市、安曇野市
備考	

1　上記都市以外の地域（当社が別に定めるわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)であっても通信を行うことができる地域については、これをその周辺の当社が指定する営業区域に含めるものとします。
2　上記都市内であっても、市街地以外の地域では、通信を行うことができないことがあります。
3　周波数帯が異なる電波を使用する営業区域（ＦＯＭＡプラスエリア）があります。
4　通信を行うことができる地域のうち一部の地域については、特定の期間に限り通信を行うことができます。
5　当社は、技術上その他のやむを得ない理由により無線基地局設備の移設等を行うことがあります。この場合、営業区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
6　パケット通信モードによる384kb/sの通信は、一部の地域においてできないことがあります。
7　ハイスピードモードによる通信を行うことのできる地域は、当社が定める地域に限ります。
8　電気通信回線の一部に通信衛星が利用されている場合は、太陽雑音又は降雨等により一時的に通信を行うことができないことがあります。

別表２　付加機能

種　　類	提供条件
1　通信中着信機能（キャッチホン） 　通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作により、現に通信中の通信（通話モードによるものに限ります。以下１欄において同じとします。）を保留し、次の通信を行うことができるようにする機能をいいます。 ⑴　他の契約者回線からの着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。 ⑵　他の契約者回線等へ接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。	ＦＯＭＡに限り提供します。
2　自動着信転送機能（転送でんわ） 　その契約者回線に着信する通信（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによるものに限ります。以下２欄において同じとします。）を、あらかじめ指定された他の契約者回線等に、自動的に転送する機能をいいます。	⑴　ＦＯＭＡに限り提供します。 ⑵　通信時間は、この機能により転送される通信の相手（以下「転送先」といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線とこの機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。 ⑶　この機能により転送される通信の料金については、この機能を利用しているＦＯＭＡの契約者が支払いを要します。 ⑷　この機能を利用する場合において、転送が２回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 ⑸　この機能に係る転送先の契約者から、その転送される通信について間違い通信のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。 ⑹　この機能を利用している契約者回線への通信又はこの機能により転送される通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。
3　留守番電話及び不在案内機能	⑴　ＦＯＭＡに限り提供します。

⑴　その契約者回線に着信した通信（通話モードによる通信又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものに限ります。）に限ります。）のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージの再生又はその契約者回線に着信した通信（通話モードによるものに限ります。）に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能をいいます。 ⑵　この機能を利用している契約者は、電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下３欄において「着信通知」といいます。)を受けることができます。	⑵　蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。 ⑶　⑵の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージ及び着信通知に係る情報が消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージ及び情報の復元はできません。 ⑷　64kb/sデジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、当社若しくは特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス若しくはローミングの契約者回線又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの通信（当社が別に定める場合を除きます。）に限り、行うことができます。 ⑸　64kb/sデジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けているＦＯＭＡに係る在圏地域（在圏地域が確認できないときは、直前に確認できた在圏地域）が、国際アウトローミングに係る営業区域内である場合は、行うことができません。 ⑹　メッセージの再生等当社が別に定める機能の利用のために行った通信（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からの通信を含みます。)に係る料金は、この機能を利用しているＦＯＭＡ契約者が支払うものとします。この場合において、その通信が協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等からの通信であるときは、その通信に関する料金は、当社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。 ⑺　メッセージの再生等当社が別に定める機能の利用のために、その機能の提供を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行った通信の料金は、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。 ⑻　この機能を利用している契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。

	⑼　着信通知は、ショートメッセージ通信モードにより行います。 ⑽　蓄積できるメッセージの数、１のメッセージの蓄積時間、着信通知に係る通信の日時等に関する情報の数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
４　着信短縮ダイヤル機能（クイックナンバー） 　あらかじめ指定した契約者回線等（当社が提供するｍｏｖａ及び衛星電話サービスの契約者回線、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線等並びに専用回線等接続サービスに係る接続点を含みます。以下「指定契約者回線等」といいます。）へ着信する通信（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによるものに限ります。以下４欄において同じとします。）を着信短縮ダイヤル番号（契約者からの請求により当社が付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能をいいます。	⑴　ＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）に限り提供します。 ⑵　契約者が指定できる指定契約者回線等は、当社が別に定めるものに限ります。 ⑶　着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め５桁の数字からなるものとします。 ⑷　着信短縮ダイヤル番号による通信は、ＦＯＭＡサービス及びｍｏｖａサービスの契約者回線から行うことができます。 ⑸　契約者は請求の際、あらかじめ１の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社が提供するＦＯＭＡ及びｍｏｖａの営業区域内とするか又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス及びｍｏｖａサービスの営業区域内と併せた区域とする（以下「複数区域指定」といいます。)かを選択していただきます。この場合において、複数区域指定を選択したときは、その特定事業者と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなります。 ⑹　契約者は、１の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社が別に定める地域単位ごとに指定することができます。 ⑺　当社は、その請求の承諾後、契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。 ⑻　当社は、特定事業者が定めるＦＯＭＡサービス契約約款の規定に基づき着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた者が、その通信の発信を許容する地域として当社が提供するＦＯＭＡサービス及びｍｏｖａサービスの営業区域を選択したときは、当社とこの機能に係る契約を締結したものとみなします。 ⑼　着信短縮ダイヤル番号に関するその他の提供条件については、ＦＯＭＡの契約者識別番号の場合に準ずるものとします。

5　迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス） ⑴　当社又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等（当社が別に定めるものに限ります。）の契約者識別番号等を登録することにより、登録された契約者識別番号等からの以後の着信（通話モード、64kb/sデジタル通信モード又はＰＴＴ通信モードによるものに限ります。以下５欄において同じとします。）に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う又は切断を行う機能をいいます。 ⑵　この機能を利用しているＦＯＭＡ契約者は、登録された契約者識別番号からの以後のＰＴＴ通信モードに係るセッションの設定を自動的に切断することができます。	⑴　ＦＯＭＡ（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。 ⑵　契約者が登録できる契約者識別番号等の数は、当社が別に定める数以内とします。 ⑶　⑵に規定する数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者識別番号等のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録します。 ⑷　当社は、現に登録されている契約者識別番号等からの着信に対しておことわりする旨を案内する場合、着信した時刻から当社が別に定める時間が経過した後、その通信を打ち切ります。 ⑸　⑷に規定する通信に関する料金は、第66条（通信料の支払義務）及び第70条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により支払いを要する者が、支払っていただきます。 ⑹　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録されている契約者識別番号等を消去することがあります。 ⑺　当社は、現に登録されている契約者識別番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うこと又は切断を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 ⑻　契約者識別番号等の登録方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
6　mopera機能 当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。以下「インターネット接続サービス」といいます。）を利用できるようにする機能（moperaネットサーフィン）及び他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）から送信された文字メッセージの一時蓄積又は読出しを行うことができるようにする機能（moperaLiveサービス）をいいます。	⑴　ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスに限り提供します。 ⑵　当社は、この機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 ⑶　電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 ⑷　この機能を利用した場合のハイスピードモードによる通信の伝送速度は、第54条（通信の種類等）の規定にかかわらず384Kb/s以下となります。 ⑸　契約者は、15欄に規定するmoperaU 機能においてレベルロックを利用している場合又は23欄に規定するビジネスmoperaインターネット機能を利用している場合は、この

	機能を利用することができません。 　ただし、ビジネスmoperaインターネット機能を利用している契約者から、この機能を利用する旨の申出があった場合は、この限りでありません。 ⑹　この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注）⑹に規定する当社が別に定めるところは、「モペラご利用規則」に定めるところによります。
7　ｉモード機能 ⑴　端末設備のボタン操作により、あらかじめ指定した情報又は選択した情報をｉモードセンタを経由して受信（パケット通信モード又は64kb/sデジタル通信モードによるものに限ります。)することができるようにする機能（基本機能）をいいます。 ⑵　この機能を利用しているＦＯＭＡ契約者はｉモードマイボックスサービス（あらかじめ情報提供者と契約を締結することによりその情報提供者の提供する情報を受信できるようにするサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。 ⑶　この機能を利用しているＦＯＭＡ契約者は、当社が別に定めるところにより、インターネットサービスをパケット通信モードにより利用することができます。 ⑷　この機能を利用しているＦＯＭＡ契約者は、ｉモード電子メール（ｉモード機能用に当社が割り当てたメールアドレス及び当社が別に定めるメール・プロトコルを使用して当社が設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、受信又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)をパケット通信モードにより利用することができます。 ⑸　この機能を利用しているＦＯＭＡ契約者は、災害用伝言板サービス（災害が発生した場合であって当社が必要と認めたときに、安否に関する情報の登録等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。	⑴　ＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）に限り提供します。 ⑵　この機能により受けられる情報は、当社が別に定める者により作成されます。 ⑶　ｉモードマイボックスサービスを利用して情報の提供を受けるときは、その契約者回線に係る契約者識別番号に対応したユーザＩＤ（情報提供者によりあらかじめ指定された数字及び記号等を組み合わせたものをいいます。)をその情報提供者に通知します。 ⑷　当社は、ｉモード電子メールを利用するためのメールアドレスを当社が別に定めるところにより契約者識別番号１番号ごとに割り当てます。 　ただし、被共用ＦＯＭＡについては、２のメールアドレスを割り当てます。 ⑸　メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 ⑹　蓄積できるｉモード電子メール（ｉモード電子メールに添付された画像等の情報を含みます。以下７欄において同じとします。)の情報量又は数等は、当社が別に定めるところによります。 ⑺　契約者回線から送信できるｉモード電子メールの数は、当社が別に定める数以内とします。 ⑻　蓄積したｉモード電子メールは、当社が別に定める時間が経過したとき又は当社が別に定める回数の受信があったときは、消去されます。 ⑼　⑻の規定によるほか、この機能の利用の中止又はこの機能の提供を受けている被共用ＦＯＭＡに係る共用ＦＯＭＡの契約の解除等があったときは、既に蓄積されているｉモード電子メールが消去されることがあります。この場合、消去されたメールの復

⑹　この機能を利用しているＦＯＭＡ契約者は、次の①から③に定める機能を追加機能として利用することができます。

①　自動取得情報受信機能

当社が定める機能を有する端末設備を利用して、情報提供者が提供する情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。

②　ｉモード電子メール転送機能

ｉモード電子メールのメールアドレスを変更した場合において、変更前のメールアドレスへ送信されたｉモード電子メールを変更後のメールアドレスへ転送できるようにする機能をいいます。

③　ＰＣ送受信機能

インターネットサービスを介して、ｉモード電子メールの利用のために当社が割り当てたメールアドレス（被共用ＦＯＭＡとなることを承諾した際に割り当てられるメールアドレスを除きます。）を使用した電子メールの送信及び蓄積したｉモード電子メールの受信を行うことができる機能をいいます。

④　音声文字変換機能

当社が定める機能を有する端末設備を利用して、パケット通信モードにより、音声（当社が定める言語等に限ります。）に係る情報を送信し、その情報を文字、数字及び記号等（以下この欄において「音声文字列」といいます。）に変換して受信する機能をいいます。

元はできません。

⑽　当社が別に定める方法により指定した電子メールの蓄積を行わないようにすることができます。

⑾　⑽の規定によるほか、１の契約者回線から当社が別に定める数を超えるｉモード電子メールの送信があった場合に、その数を超える部分のｉモード電子メールの蓄積を行わないようにすることができます。

⑿　この機能を利用して、契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報から特定された区域に関する情報を、当社が別に定める方法により送出することができます。

⒀　当社は、この機能の利用に関して相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

⒁　電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。

⒂　この機能を利用している契約者は、当社が指定する方法に限り情報（当社が別に定めるものに限ります。)を受信できるようにすること、又は当社が指定する方法により分類された区分の属性を有する文字及び記号等を含む情報であると当社が認定したもの（以下「指定属性情報」といいます。）を受信できないようにすること、並びに当社が別に定める時間帯において情報を受信することができないようにすること（以下この欄において「アクセス制限」といいます。)ができます。

⒃　⒂の規定にかかわらず、アクセス制限をしている契約者がｉモード機能の廃止をした後、新たにｉモード機能を利用するときは、アクセス制限をすることとなります。

ただし、アクセス制限の廃止に関する請求があったときは、この限りでありません。

⒄　契約者（未成年者である場合に限ります。)がアクセス制限の廃止に関する請求を行うときは、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。

⒅　災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。

⒆　災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。

⑳　災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等については、当社が別に定めるところによります。
㉑　当社は、他の契約者回線から災害用伝言板サービスに係る情報の登録の希望があった旨をｉモード電子メールを利用して送信します。
㉒　当社は、災害伝言板サービスを利用して登録された情報について、その情報を登録した契約者回線に係る指定割引回線群（料金表第１表第３（通信料）に規定するものをいいます。）を構成する他の契約者回線及び㉑に規定する情報の登録の希望があった契約者回線へｉモード電子メールを利用して送信します。
　ただし、情報を登録した者が送信を希望しない場合はこの限りでありません。
㉓　契約者は、自動取得情報受信機能を利用する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
㉔　自動取得情報受信機能は、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の⑺の２に規定するパケ・ホーダイの適用を受けている場合に限り利用することができます。
㉕　自動取得情報受信機能を利用して自動的に取得できる情報提供者に係る情報は、当社が指定したものに限ります。
㉖　当社は、自動取得情報受信機能の利用により、情報提供者に係る情報を自動的に取得できることを保証するものではありません。
㉗　契約者は、ｉモード電子メール転送機能を利用するときは、当社が定める方法により、その機能の利用に係る請求をしていただきます。
㉘　当社は、㉗に規定する請求があったときは、その請求を当社が承諾した日から起算して60日間（以下この欄において「転送期間」といいます。）に限り、ｉモード電子メール転送機能を提供します。
㉙　ｉモード電子メール転送機能は、転送期間が経過した場合又は契約者識別番号の変更があった場合等に限り、廃止されます。
㉚　契約者は、ＰＣ送受信機能を利用する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
㉛　契約者は、ＰＣ送受信機能を利用して電子メールの送受信を行うときは、当社が定

	める方法により、ＰＣ送受信機能の利用を開始するための認証（以下この欄において「利用開始認証」といいます。）を受けていただきます。 ⑶2　当社は、利用開始認証が完了したときは、その旨を契約者の契約者回線へｉモード電子メールを利用して送信します。 ⑶3当社は、ＰＣ送受信機能を利用して蓄積されたｉモード電子メールが、当社が定める情報量、蓄積期間又は蓄積可能数を超えた場合は、その電子メールを削除します。 ⑶4　契約者は、音声文字変換機能を利用する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 ⑶5　当社は、音声文字変換機能を利用して行う音声文字列への変換の精度について、保証しません。 ⑶6　当社が一定時間内に大量又は多数の通信があったと認めた場合には、この機能の一部又は全部の利用を中止することがあります。 ⑶7　この機能を利用している契約者は、国際ローミング機能の提供を受けている場合において、パケット通信モードによる国際アウトローミングを利用して外国からこの機能を利用することができます。 　ただし、一部の情報の受信又は送出ができない等、利用できる機能が制限されることがあります。 ⑶8　この機能を利用している契約者は、64kb/sデジタル通信モードによりmopera機能を利用して特定された情報を受信するための番号の通知を受けることができます。 ⑶9　一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）はこの機能は廃止されます。 ⑷0　この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注）⑴5に規定する当社が別に定めるもの及び⑷0に規定する当社が別に定めるところは、「ｉモードご利用規則」に定めるところによります。
8　接続先限定機能 パケット通信モードによる通信を、契約者があらかじめ登録した当社又は特定事業者が提供する専用回線等接続サービス	⑴　ＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）及びＦＯＭＡユビキタスに限り提供します。 ⑵　契約者が登録できる専用回線等接続サー

（別に定める接続装置に係るものに限ります。)に係る接続点並びにＩＳＰ接続通信に係る相互接続点との間の通信に限り、行うことができるようにする機能をいいます。 （注）別に定める接続装置は、当社又は特定事業者が定める専用回線等接続サービス契約約款に規定する第１種接続装置及び第５種接続装置とします。	ビスに係る接続点及びＩＳＰ接続通信に係る相互接続点の数は当社が別に定める数以内とします
９　削　除	
10　グループ機能 当社又は特定事業者の提供する専用回線等接続サービス（当社が別に定める機能を利用するものに限ります。)に係る接続点との間の通信を行うことができるようにする機能をいいます。	⑴　ＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）及びＦＯＭＡユビキタス（当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。 ⑵　ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡユビキタス契約に係る名義変更（相続又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。)があった場合は、グループ機能は廃止されます。 ⑶　この機能を利用した場合のハイスピードモードによる通信の伝送速度は、第54条（通信の種類等）の規定にかかわらず384Kb/s 以下となります。
11　デュアル機能 端末設備からの切替操作により、契約者識別番号と同一の電話番号で当社又は特定事業者が提供するｍｏｖａサービスを利用することができるようにする機能をいいます。	⑴　ＦＯＭＡ（当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。 ⑵　この機能により利用することができるｍｏｖａサービスの種類は、当社が別に定めるものに限ります。 ⑶　この機能に係るｍｏｖａサービスによる通信の利用に関する提供条件は、当社又は特定事業者が定めるｍｏｖａサービス契約約款（以下11欄において「当該約款」といいます。)の規定に準じて取り扱うものとし、通信に関する料金はこの機能の提供を受けている契約者が当該約款の規定に基づき支払いを要します。この場合において、ｍｏｖａサービスの通信に関する料金はＦＯＭＡサービスの通信に関する料金に合算して請求するものとし、料金の計算方法及び料金の支払いに関する提供条件についてはこの約款に定めるところによります。 ⑷　この機能に係るｍｏｖａサービスの契約者回線からの通信に関する料金については、そのＦＯＭＡと同一の基本使用料の料金種別のｍｏｖａサービスに係る通信とみなして当該約款の規定を適用します。

	⑸　この機能の提供を受けている契約者が、料金表第１表第３（通信料）の⑺の２に規定するパケット定額の適用を受けている場合であっても、ｍｏｖａサービス契約約款に規定する料金の支払いを要します。 ⑹　この機能の提供を受けている契約者は、この約款の規定によりこの機能以外の付加機能の提供を受けている場合は、当該約款の規定に基づきその機能に相当する機能をｍｏｖａサービス等において利用することができます。 ⑺　⑹の規定によるほか、この機能の提供を受けている契約者は、この機能に係るｍｏｖａサービス（当社が別に定めるものに限ります。)において当該約款の規定に基づきショートメール機能を利用することができます。 ⑻　ｍｏｖａサービス等の契約者回線への自営端末設備又は自営電気通信設備の接続については、当該約款の規定に準じて取り扱います。 ⑼　この機能の提供を受けている契約者が、そのＦＯＭＡサービスにおいて当社が提供する国際電話サービスの提供を受けている場合は、国際電話サービス契約約款の規定に基づいてこの機能に係るｍｏｖａサービスの契約者回線から国際電話サービスを利用することができます。 ⑽　当社の責めに帰すべき理由によりｍｏｖａサービス等の提供をしなかった場合は、当該約款の規定にかかわらず、この約款の規定に基づき契約者の損害を賠償します。この場合において、ｍｏｖａサービス等に係る賠償額の算定方法については通信料の場合に準ずるものとします。 ⑾　当社は、この機能の提供を受けているＦＯＭＡにおいて第98条（料金明細内訳書の発行等）の規定に基づき料金明細内訳書の発行等を行うときは、その内訳書にｍｏｖａサービス等の料金明細内訳をあわせて記載します。 ⑿　切替方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
12　ビジュアルネット機能 　当社が設置したビジュアルネットセンタに接続することにより、当社又は特定事業者が提供する複数のＦＯＭＡサービスの契約者回線並びに当社が別に定める	⑴　ＦＯＭＡに限り提供します。 ⑵　同時接続回線の数は、当社が別に定める数以内とします。 ⑶　同時接続回線とビジュアルネットセンタとの接続方法には、同時接続回線からそれ

協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等（以下12欄において「同時接続回線」といいます。)との間で通信（64kb/sデジタル通信モードによるものに限ります。)を行うことができるようにする機能をいいます。 （注）当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。	ぞれビジュアルネットセンタへ発信して接続する方法（ダイヤルイン）及びビジュアルネットセンタから同時接続回線（当社又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスの契約者回線に限ります。)に発信して接続する方法（ダイヤルアウト）があります。 ⑷　ビジュアルネットセンタからの発信により接続された通信の料金は、ＦＯＭＡの契約者回線から当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とし、この機能の提供を受けている契約者がその支払いを要します。 ⑸　契約者は、この機能を利用する場合は、当社が別に定める方法によりあらかじめ同時接続回線の契約者識別番号、同時接続回線との間の接続方法及びこの機能を利用する日時等を登録していただきます。 ⑹　契約者は、同時接続回線に係る契約者に⑶の規定により登録した内容を当社が別に定める方法により通知することができます。この場合において、通知の遅延又は不達等に伴い発生する損害については､当社は一切の責任を負わないものとします。 ⑺　当社は、あらかじめ登録された利用時間が経過したときは、この機能に係る通信を打ち切ります。 ⑻　この機能の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注１）⑷に定める当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。 （注２）⑸及び⑹に定める当社が別に定める方法並びに⑻に定める当社が別に定めるところは､「ビジュアルネットご利用規則」に定めるところによります。
13　国際ローミング機能 ＦＯＭＡカードを装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、そのＦＯＭＡの契約者回線に着信（通話モード、64kb/sデジタル通信モード又はショートメッセージ通信モードによるものに限ります。）があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。	⑴　ＦＯＭＡ（当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。 ⑵　国際アウトローミングに係る電気通信回線への転送は、当社が提供する国際電話サービスを利用して行います。 ⑶　この機能の利用に係る通信の料金については、発信者の契約者回線からこの機能を利用しているＦＯＭＡの契約者回線への通信（当社がその直前に確認できた日本国内の地域にそのＦＯＭＡが在圏するものとみなして取り扱います。)と、そのＦＯＭＡの

	契約者回線から当社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱います。
14　呼出音選択機能（メロディコール） その契約者回線へ着信があった場合において、その呼出し中に、発信者の契約者回線等へ契約者があらかじめ選択した音楽等を送出する機能をいいます。	⑴　ｉモード機能の提供を受けているＦＯＭＡに限り提供します。 ⑵　この機能の利用のために当社が提供する音楽等は、当社が別に定める者により作成されます。 ⑶　契約者が選択できる音楽等には、その作成者等の承諾が必要なものがあります。 ⑷　この機能を利用した音楽等の送出は、ＦＯＭＡサービス、ｍｏｖａサービス、衛星電話サービス又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等から着信があった場合（当社が別に定める場合を除きます。)に限り行うことができます。 ⑸　選択した音楽等の確認のために行った通信に係る料金は、東日本電信電話株式会社が提供する電話サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。 ⑹　この機能を利用して送出できる音楽等は、その音楽等に係る権利上の理由その他当社又は作成者等の都合により消去又は変更されることがあります。この場合において、当社は、その消去又は変更により生じた損害については、責任を負いません。 ⑺　一般契約又は定期契約に係る名義変更があった場合（相続又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。）は、この機能は廃止されます。 ⑻　この機能を利用して送出できる音楽等の選択方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注１）⑷に規定する当社が別に定める協定事業者及び当社が別に定める場合、⑻に規定する当社が別に定めるものは、当社のメロディコール設定サイトに定めるところによります。 （注２）当社は、⑹の規定により音楽等を消去又は変更するときは、メロディコール設定サイトへの掲載によりその旨を周知します。
15　mopera U機能 ⑴　当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社が	⑴　ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタス（当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。

その協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。以下「インターネット接続サービス」といいます。)を利用できるようにする機能（基本機能）をいいます。

⑵　この機能を利用しているスタンダードプランに係る契約者は、当社が割り当てた電子メール（インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。）のアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの蓄積、受信又は転送等を行うことができるようにする機能（以下この欄において「インターネットメール機能」といいます。）を利用することができます。

⑶　この機能を利用しているスタンダードプランに係る契約者は、次の①から⑤に定める機能を追加機能として利用することができます。

①　メールアドレス追加機能

インターネットメール機能に係るメールアドレスを当社が定める数以内で追加することができる機能をいいます。

②　メールウイルスチェック機能

インターネットメール機能に係る電子メールの送受信時において、コンピュータウイルス（コンピュータについてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録をいいます。以下15欄において同じとします。)について当社が認定したものを検知し、それを消去又はそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する機能をいいます。

③　アクセス制限機能

インターネット接続サービスを利用する場合に、指定属性情報又はコンピュータウイルスを含む情報等であることを、当社が認定したものを受信できないようにする機能をいいます。

④　ＩＰ網接続機能

⑵　当社は、インターネットメール機能を利用するためのメールアドレスを、当社が別に定めるところにより契約者識別番号１番号ごとに割り当てます。

⑶　メールアドレス追加機能、メールウイルスチェック機能、アクセス制限機能及びＩＰ網接続機能を契約者が利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

⑷　当社は、契約者識別番号の変更があったときその他技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。

⑸　蓄積できる電子メールの情報量は当社が別に定めるところによります。

⑹　契約者回線から送信できる電子メールの数は、当社が別に定める数以内とします。

⑺　ＦＯＭＡ契約若しくはＦＯＭＡユビキタス契約に係る名義変更があったとき（当社が定める場合を除きます。)又は利用中止等があったときは、既に蓄積されている電子メールが消去されることがあります。この場合、消去された電子メールの復元はできません。

⑻　当社が別に定める方法により、指定した電子メールの蓄積を行わないようにすることができます。

⑼　当社が指定する接続方法によりmoperaU機能を利用した場合は、当社がコンピュータウイルスに係る通信と認定したものを検知し制限します。

⑽　メールウイルスチェック機能を利用する場合には、電子メールアドレスごとに申し出ていただきます。

⑾　メールウイルスチェック機能により、コンピュータウイルスを検知し、消去したときは、そのことをその契約者（その電子メールの相手先となる送信者又は受信者がインターネットメール機能を利用している契約者であった場合は、その契約者を含みます。)に、電子メールアドレスごとに通知します。

⑿　アクセス制限機能を利用している契約者は、アクセス制限機能に係る一部操作の制限（以下「レベルロック」といいます。）を利用することができます。

⒀　レベルロックを利用している契約者（未成年者である場合に限ります。）がレベルロックの廃止に関する請求を行うときは、

当社が別に定める協定事業者が提供するＩＰ通信網サービス（当社が定めるものに限ります。)の契約者回線等からインターネット接続サービス及びインターネットメール機能を利用できるようにする機能をいいます。

⑤　メール着信通知機能

インターネットメール機能に係る電子メールの受信に関する通知を、ＦＯＭＡサービスの契約者回線等へ行うことができるようにする機能をいいます。

その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。

⑭　当社は、moperaU機能の利用に関して相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

⑮　電波状態等により、moperaU機能を利用して送受信された情報等又は電子メールが破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。

⑯　契約者は、インターネット接続サービスを利用する場合において、当社が定める方法によりデータの一部を変更又は削除して受信することができます。

⑰　スタンダードプランに係る契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより第88条の３（無線ＩＰアクセスサービスの利用等）に規定する無線ＩＰアクセスサービスを利用してこの機能を利用することができます。

ただし、一部の情報の受信又は送信を制限する機能等が制限されることがあります。

⑱　ＩＰ網接続機能には、タイプ１（そのＩＰ通信網サービスに係る伝送方式がＡＤＳＬ方式を使用するものをいいます。)とタイプ２（そのＩＰ通信網サービスに係る伝送方式がタイプ１以外のものをいいます。)があり、契約者はいずれか１つを選択していただきます。

⑲　契約者は、メール着信通知機能を利用する場合は、通知先となるＦＯＭＡサービスの契約者識別番号をあらかじめ登録していただきます。

⑳　メール着信通知機能に係る通知は、当社が定める方法により行います。

㉑　特定事業者との間において、携帯電話番号ポータビリティがあったときは、当該料金月における当社又はその特定事業者のメール着信通知機能に係る債権を、その料金月の末日においてＦＯＭＡ契約を締結している会社へ譲渡されることについて承認していただきます。この場合において、当社及びその特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略することとし、譲り受けた債権は、この機能の料金とみなして取り扱います。

㉒　当社が第80条（責任の制限）の規定により損害の賠償を行う場合において、メール

	着信通知機能に係る加算額に関する賠償額の算定方法については通信料の場合に準ずるものとします。 ㉓ moperaU機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注１）㉓に規定する当社が別に定めるところは、「moperaUご利用規則」に定めるところによります。 （注２）当社は、メールウイルスチェック機能によって全てのコンピュータウイルスを検知し消去すること、アクセス制限機能によって全てのコンピュータウイルスを含む情報の受信を制限すること又は当社が指定する接続方法によりmoperaU 機能を利用した場合において、全てのコンピュータウイルスに係る通信と認定したものを検知し制限することを保証するものではありません。
16　複数番号機能（マルチナンバー） 契約者からの請求により、この機能の提供のために当社が付与した契約者識別番号以外の番号（以下「追加番号」といいます。）を通知又は追加番号により当該契約者回線へ着信できるようにする機能をいいます。	⑴ ＦＯＭＡ（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。 ⑵ 追加番号による契約者回線との間の通信については、通話モード又は64kb/sデジタル通信モードに限り行うことができます。 ⑶ 契約者は、追加番号を登録する場合であって、当該月における追加番号の登録回数が当社が定める回数を超えるときは、第５（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 ⑷ 追加番号に関するその他の提供条件についてはＦＯＭＡの契約者識別番号の場合に準ずるものとします。 （注）追加番号による通信を行う場合、一部の機能について、その利用が制限されることがあります。
17　即時接続機能 パケット通信モードによる通信を当社又は特定事業者の提供する専用回線等接続サービス（専用回線等接続サービス契約約款に規定する即時接続機能の提供を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る接続点との間に限り行うことができるようにする機能をいいます。	⑴ ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタス（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。 ⑵ この機能の提供を受けている契約者回線と専用回線等に係る接続点との間のパケット通信モードによる通信の伝送速度は、第54条（通信の種類等）の規定にかかわらず契約者回線からの通信は64kb/s以下、契約者回線への通信は32kb/s以下となります。 ⑶ この機能を利用した通信の接続方法等については、当社の定める方法にしたがっていただきます。

	（注）⑵の伝送速度は通信の状況等により変動します。
18　プッシュトークプラス機能 ⑴　ＰＴＴ通信グループに所属する20以内のＦＯＭＡサービス（特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスを含みます。以下この欄において同じとします。）の契約者回線の間において、ＰＴＴ通信モードに係るセッションを同時に設定することができる機能をいいます。 ⑵　この機能を利用している契約者は、プレゼンス機能（ＰＴＴ通信グループに所属するＦＯＭＡサービスに係る契約者が登録した情報を共有できる機能をいいます。)を利用することができます。	⑴　ＦＯＭＡ（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。 ⑵　この機能を利用したＰＴＴ通信モードによる通信は、当社が定める方法により行っていただきます。 ⑶　プッシュトークプラス機能を利用して登録した情報等が変化又は消失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を追わないものとします。 ⑷　契約者は、プッシュトークプラス機能を廃止する場合は、あらかじめその旨をＰＴＴ通信グループに所属する全ての契約者へ通知していただきます。
19　位置情報通知機能 ＦＯＭＡ位置情報受信機能（当社又は特定事業者が定めるＦＯＭＡサービス契約約款、ｍｏｖａサービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款に規定するものをいいます。以下19欄において同じとします。）に係る電気通信設備へ、位置情報（ＦＯＭＡサービスの契約者回線に接続された端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報をいいます。以下19欄及び20欄において同じとします。）を送出できるようにする機能をいいます。	⑴　ＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）及びＦＯＭＡ位置情報に限り提供します。 ⑵　ＦＯＭＡ位置情報受信機能（当社又は特定事業者が定める専用回線等接続サービス契約約款に規定するものを除きます。）に係る電気通信設備への位置情報の送出は、ｉモード機能の提供を受けている場合に限り、ＦＯＭＡ位置情報受信機能に係る位置情報送出の求めに応じて行うことができます。 ⑶　ＦＯＭＡ位置情報受信機能（当社又は特定事業者が定める専用回線等接続サービス契約約款に規定するものに限ります。）に係る電気通信設備への位置情報の送出は、当社の定める機能を有する端末設備が接続されている場合に限り行うことができます。 ⑷　契約者は、ＦＯＭＡ位置情報受信機能に係る位置情報送出の求めがあった場合の位置情報の送出方法を設定することができます。 ⑸　当社は、位置情報の送出があった際に、契約者識別番号を合わせて送出します。 ⑹　契約者は、位置情報の送出を行ったときは、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する位置情報通知機能に係る付加機能使用料の支払いを要します。 ただし、ＦＯＭＡ位置情報受信機能に係る位置情報送出の求めに応じて位置情報の送出があった場合の位置情報通知機能に係

	る付加機能使用料は、そのＦＯＭＡ位置情報受信機能の提供を受けている契約者が支払いを要します。 ⑺　当社は、この機能を利用して送出される位置情報の精度について、保証しません。 ⑻　当社はこの機能により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 ⑼　当社が第80条（責任の制限）の規定により損害の賠償を行う場合において、位置情報通知機能に係る付加機能使用料に関する賠償額の算定方法については、通信料の場合に準ずるものとします。 ⑽　位置情報の送出方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注）⑽に定める当社が別に定めるところは、「ｉモードご利用規則」及び当社のインターネットホームページに定めるところによります。
20　ＦＯＭＡ位置情報受信機能 　契約者からの求めに応じて、当社又は特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスの位置情報通知機能により送出された位置情報を蓄積し受信できる機能をいいます。	⑴　ｉモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）に限り提供します。 ⑵　ＦＯＭＡ位置情報受信機能には、接続方法により、タイプ１とタイプ２の２種類があります。この場合において、タイプ１を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 ⑶　当社は、この機能を利用して位置情報送出の求めがあったときは、位置情報送出の要求先となるＦＯＭＡサービス（特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスを含みます。以下この欄において「要求先回線」といいます。）へ、その旨及び契約者識別番号を通知します。 ⑷　当社は、蓄積された位置情報が当社の定める蓄積期間又は蓄積可能数を超えた場合は、その位置情報を削除します。 ⑸　⑷の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されている位置情報等が消去されることがあります。この場合、消去された位置情報等の復元はできません。 ⑹　契約者は、蓄積した位置情報を、その周辺の地図情報と合わせて受信することができます。 ⑺　この機能を利用して位置情報の送出を求

め、その求めに応じて送出された位置情報を蓄積した場合は、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定するＦＯＭＡ位置情報受信機能に係る１位置情報蓄積ごとの付加機能使用料及び当社又は特定事業者が提供する位置情報通知機能に係る付加機能使用料の支払いを要します。

⑻　当社は、契約者が要求先回線に接続された端末設備の所持者から位置情報の受信に関する同意を取得していないと認める相当の理由があるときは、この機能の提供を中止することがあります。

⑼　当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

⑽　当社が第80条（責任の制限）の規定により損害の賠償を行う場合において、ＦＯＭＡ位置情報受信機能のうち１位置情報蓄積ごとの付加機能使用料に関する部分の賠償額の算定方法については、通信料の場合に準ずるものとします。

⑾　契約者は、タイプ１を利用するときは、要求先回線の契約者識別番号を、当社が別に定めるところにより、あらかじめ登録していただきます。

⑿　当社は、⑾の登録に関する申出を受けたときは、要求先回線へその旨及び契約者識別番号を通知します。

⒀　当社は、⑾に規定する要求先回線の契約者から申出があったときは、その契約者識別番号の登録を削除します。この場合において、要求先回線の登録がなくなった場合は、タイプ１を廃止します。

⒁　⑶及び⑿の規定にかかわらず、要求先回線における設定、電波状況、ｉモード機能の廃止又はその他の理由により、要求先回線への通知ができない場合があります。

⒂　契約者は、タイプ１を利用する場合において、あらかじめ設定を行うことにより、自動的に位置情報の送出を求め、その結果の通知を受け取ることができます。

　ただし、電波状況等により、通知の遅延又は不達となる場合があります。

⒃　契約者は、当社の定める方法により、インターネットホームページから、タイプ１を利用することができます。

⒄　タイプ２を利用した位置情報の送出の求めは、１日間において、当社が別に定める

	回数に限り行うことができます。 ⑱ 位置情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注）⑾、⑰及び⑱の当社が別に定めるところは、「イマドコサーチご利用規約」若しくは「イマドコかんたんサーチご利用規約」及び「イマドコかんたんサーチ&イマドコサーチサービスガイド」に定めるところによります。
21 電話帳お預かり機能 契約者回線に接続されている端末設備（この機能を利用するために必要な機能を有するものに限ります。以下この欄において同じとします。）に記録されたデータの一部を、当社が設置した電気通信設備（以下この欄において「蓄積装置」といいます。）において保存、編集若しくは削除等の管理又はその蓄積装置に保存されたデータを受信できる機能をいいます。	⑴ ｉモード機能の提供を受けているＦＯＭＡに限り提供します。 ⑵ 蓄積装置に保存できるデータの種類及び容量は、当社が別に定めるところによります。 ⑶ 契約者は、当社が定める条件により、端末設備に記録されたデータの一部を蓄積装置に自動的に保存するための信号を受信することができます。 ⑷ ＦＯＭＡ契約に係る名義変更、利用中止又は契約者識別番号の変更があったときは、既に蓄積されているデータが消去されることがあります。この場合、消去されたデータの復元はできません。 ⑸ 電波状態等により、この機能を利用して送受信されたデータが破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 ⑹ 契約者は、そのＦＯＭＡに係るｉモード電子メールアドレスの変更に関する通知を、蓄積装置に保存された電子メールアドレスに係る契約者回線等へ、ｉモード電子メールを利用して送信することができます。 ⑺ この機能の利用に係るデータの保存方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注）⑵及び⑺に規定する当社が別に定めるところは、「ｉモードご利用規則」に定めるところによります。
22 グループ管理機能（ビジネスmoperaあんしんマネージャー） ⑴ 当社のインターネットホームページから、第91条の５（おまかせロック）に規定するおまかせロック、７欄に規定するｉモード機能及び21欄に規定する電話帳お預かり機能に係る一部の操	⑴ ｉモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。 ⑵ 契約者は、基本機能又は追加機能の利用の請求又は廃止の請求を行うときは、管理グループ（そのＦＯＭＡ並びにそのＦＯＭ

作を、その契約者が当社又は特定事業者から提供を受けている他のＦＯＭＡ及びｍｏｖａに係る操作と合わせて行うことができる機能（基本機能）をいいます。

⑵　この機能を利用している契約者は、次の①から④に定める機能を追加機能として利用することができます。

①　予備管理機能

基本機能において指定した契約者回線以外の契約者回線において、グループ管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を、受信できるようにする機能をいいます。

②　共通管理機能

所属する管理グループ以外の管理グループのグループ管理機能（その契約者が提供を受けているものに限ります。）に係る操作を行うために必要となる暗証番号を、受信できるようにする機能をいいます。

③　ブラウザ利用制限機能

ｉモード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにする機能をいいます。

④　一斉同報機

能当社が定める方法により契約者識別番号を使用して送信するｉモード電子メールを受信できるようにする機能をいいます。

Ａの料金と一括して料金が請求されるＦＯＭＡ及びｍｏｖａ（特定事業者が提供するＦＯＭＡ及びｍｏｖａを含みます。）をいいます。以下この欄において同じとします。）ごとに、請求していただきます。

⑶　契約者は、グループ管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を受信する１の契約者回線を管理グループ内から、あらかじめ指定していただきます。

⑷　契約者は、ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。

⑸　契約者は、⑷の登録に先立って、管理グループごとに登録できる契約者識別番号等（当社又は特定事業者が提供するＦＯＭＡの契約者識別番号又はｍｏｖａの電話番号をいいます。以下同じとします。）の数(当社が定める数に限ります。以下「登録可能数」といいます。）をあらかじめ申し出ていただきます。

⑹　一斉同報機能を利用している契約者は、この機能を利用して送信したｉモード電子メールの送信に係る当社が定める情報を確認することができます。

⑺　当社は、管理グループに新たにＦＯＭＡが追加された場合又は削除された場合は、そのＦＯＭＡについて、この機能（追加機能を含みます。）の利用の請求又は廃止の請求があったものとみなして取り扱います。

⑻　契約者は、１の管理グループごとに料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要するものとし、その管理グループを代表する１のＦＯＭＡに請求します。

⑼　⑻の規定にかかわらず予備管理機能又は共通管理機能に係る付加機能使用料は、その機能に係る暗証番号を受信することができる契約者回線（以下「管理回線」といいます。）ごとに支払いを要するものとし、その管理回線が含まれる管理グループを代表する１のＦＯＭＡに請求します。

⑽　当社が提供するＦＯＭＡ以外が管理グループを代表するものである場合は、その契約約款の規定により料金の支払いを要するものとし、⑻又は⑼の規定は適用しません。

⑾　ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能を利用したときは、それぞれの登録可能数

	に応じて、料金表第１表第２に規定する加算額の支払いをそれぞれの機能ごとに要します。 ⑿　この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注）⑿に規定する当社が別に定めるところは、「ビジネスmoperaあんしんマネージャー規約」に定めるところによります。
23　ビジネスmoperaインターネット機能 ⑴　インターネット接続サービスを利用できるようにする機能であって、接続方法又は受信する情報を制限して、利用できるようにするもの（基本機能）をいいます。 ⑵　この機能を利用している契約者は、ＩＰ網接続機能（当社が別に定める協定事業者が提供するＩＰ通信網サービス（当社が定めるものに限ります。）の契約者回線等からインターネット接続サービスを利用できるようにする機能（追加機能）をいいます。）を利用することができます。	⑴　ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタス（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。 ⑵　この機能には、ＶＰＮ限定タイプ（ＦＯＭＡサービスの契約者回線からこの機能を利用する際の通信プロトコルを、当社が別に定めるものに限定するためのもの）とＵＲＬ制限タイプ（指定属性情報又はあらかじめ指定した情報以外の情報を制限するためのもの）があり、契約者はあらかじめいずれかを選択し、当社に申し出ていただきます。 ⑶　当社が指定する接続方法によりこの機能（ＵＲＬ制限タイプにに限ります。）を利用する場合は、当社がコンピュータウイルスに係る通信と認定したものを検知し制限します。 ⑷　ＵＲＬ制限タイプを選択している契約者は、インターネット接続サービスを利用する場合において、当社が定める方法によりデータの一部を変更又は削除して受信することができます。 ⑸　契約者は、ＩＰ網接続機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 ⑹　契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより第88条の３（無線ＩＰアクセスサービスの利用等）に規定する無線ＩＰアクセスサービスを利用してこの機能を利用することができます。 　ただし、一部の情報の受信又は送信を制限する機能等が制限されることがあります。 ⑺　15欄に定めるmoperaU 機能の⒁、⒂及び⒅に規定する提供条件については、この機能において準用します。 ⑻　この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

	（注１）⑵及び⑻に規定する当社が別に定めるところは、「ビジネスmoperaインターネットご利用規則」又は「ビジネスmoperaインターネットご利用上の注意」に定めるところによります。 （注２）当社は、当社が指定する接続方法によりこの機能を利用した場合において、全てのコンピュータウイルスに係る通信と認定したものを検知し制限することを保証するものではありません。
24　ブラックベリー接続機能 　ＦＯＭＡの契約者回線から、リサーチ　イン　モーション　リミテッド（以下この欄において、「ＲＩＭ社」といいます。）が設置する電気通信設備にパケット通信モードにより接続して、ＲＩＭ社が提供するブラックベリーサービスを利用できるようにするための機能をいいます。	⑴　ＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）に限り提供します。 ⑵　当社は、この機能を廃止した場合は、ＲＩＭ社にその旨を通知します。 ⑶　当社は、この機能の利用に関して、ＲＩＭ社との間の接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を、保証しません。 ⑷　この機能を利用して行う通信は、第61条の２（通信時間等の測定等）の規定において、ＲＩＭ社との間の接続点を通信の相手先として取り扱います。 ⑸　電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。
25　ワンナンバー機能 　ＦＯＭＡの契約者識別番号を使用して行なわれる通信（当社が定めるものに限ります。）を、あらかじめ指定したＩＰ電話番号（当社又は特定事業者の専用回線等接続サービス契約約款に規定するワンナンバー通知機能の提供を受けているビジネスmoperaサービスに係るものをいいます。以下この欄において「着信先番号」といいます。）に係る専用回線等の接続点に接続させることができる機能をいいます。	⑴　ＦＯＭＡ（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。 ⑵　当社は、ワンナンバー通知機能により通知された専用回線等への通信の可否に関する情報等に基づいて、ＦＯＭＡの契約者回線又は専用回線等に係る接続点へ通信を接続します。 ⑶　当社は、着信先番号に係る契約者の承諾がある場合に限り、この機能を提供します。 ⑷　着信先番号に係る契約者の承諾が得られなくなったと当社が認める場合は、この機能を廃止します。 ⑸　当社は、一般契約又は定期契約の名義変更があったとき又は契約者識別番号の変更があったときは、この機能を廃止します。 ⑹　この機能に係る設定方法その他の条件は、当社が定めるところによります。
26　遠隔接続機能（ポケットＵ） 　パケット通信モード又は64kb/sデジタ	⑴　ＦＯＭＡ（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。

ル通信モードにより、インターネット接続サービスを介して、契約者があらかじめ指定した接続先との間で、当社が定める通信プロトコルに変換して通信を行うための機能をいいます。	⑵　当社は、この機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 ⑶　電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は減失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。 ⑷　一般契約又は定期契約に係る名義変更があったときはこの機能は廃止されます。 ⑸　この機能の利用に係る請求方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 （注）⑸に規定する当社が別に定めるところは、「ポケットUご利用規約」に定めるところによります。

別表３　ＦＯＭＡサービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区　　別	技術基準及び技術的条件
ＦＯＭＡサービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

別表４　新聞社等の基準

区　　分	基　　準
１　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ⑴　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 ⑵　発行部数が１の題号について、8,000部以上であること。
２　放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第２条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第２条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
３　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

別表５　ＦＯＭＡサービスに関する技術資料の項目

１　サービスの枠組み
２　端末動作の概要
３　接続動作の概要
４　接続シーケンス概要
５　サービス制御シーケンス概要
６　パケット通信概要

別表６　通信の優先的取扱いに係る機関名

機　　関　　名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別表４に定める基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

別表７　他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内　　容
１　固定電気通信事業者	２から４以外の電気通信事業者
２　ＰＨＳ事業者	電気通信番号規則第９条第４号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
３　携帯電話事業者	電気通信番号規則第９条第３号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
４　国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気通信事業者

（注）当社は他社相互接続通信に係る協定事業者名を、当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所において閲覧に供します。

別表８　相互接続通信の料金の取扱い

１　相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

⑴　⑵以外のもの

接続形態		料金の取扱い等
１	発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線 着信側の電気通信設備	料金設定事業者 ：当社 料金を請求する事業者 ：当社（第76条（ＦＯＭＡドコモコールに係る債権の譲渡）

	：固定電気通信事業者に係る電気通信設	に規定する場合を除きます。) 料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ：この約款に定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備 ：固定電気通信事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線等	料金設定事業者 ：当社又は固定電気通信事業者 料金を請求する事業者 ：固定電気通信事業者 料金の支払いを要する者 ：その固定電気通信事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い ：その固定電気通信事業者の契約約款に定めるとろによります。
3	削　除	
4	発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 ：ＰＨＳ事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 ：当社 料金を請求する事業者 ：当社（第76条（ＦＯＭＡドコモコールに係る債権の譲渡）に規定する場合を除きます。) 料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ：この約款に定めるところによります。
5	削　除	
6	発信側の電気通信設備 ：ＰＨＳ事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	料金設定事業者 ：ＰＨＳ事業者 料金を請求する事業者 ：ＰＨＳ事業者 料金の支払いを要する者 ：そのＰＨＳ事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い ：そのＰＨＳ事業者の契約約款に定めるところによります。
7	発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 ：当社 料金を請求する事業者 ：当社（第76条（ＦＯＭＡドコモコールに係る債権の譲渡）に規定する場合を除きます。) 料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ：この約款に定めるところによります。

8	発信側の電気通信設備 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	料金設定事業者 ：携帯自動車電話事業者 料金を請求する事業者 ：携帯自動車電話事業者 料金の支払いを要する者 ：携帯電話事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い ：その携帯電話事業者の契約約款に定めるところによります。

⑵　本邦外との間に係る相互接続通信（当社が提供する国際電話サービスに係るものを除きます。）

その通話と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

2　1以外のもの

⑴　⑵以外のもの

ア　相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めることとします。

イ　契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払を要します。

ウ　他社契約者回線又は公衆電話の電話機等から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者が支払を要します。

ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払を要することとなります。

⑵　パケット通信モードによる相互接続通信

ア　契約者回線との間の通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

イ　専用回線等又は接続利用回線に係る接続装置との間の通信に係る料金は、その通信に係る特定事業者の電気通信サービスの契約者回線の契約者が支払いを要します。

別表９　国際アウトローミング、国際ショートメッセージ通信又は国際ＭＭＳ通信に係る外国の電気通信事業者

事業者名、利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分に係るグループ		地　域
南・北アメリカ地方	アラスカ　ディジテル（Alaska DigiTel, LLC） ：△通話（12)、△ＳＭＳ	アメリカ合衆国
	オールテル　コミュニケーションズ （ALLTEL Communications, Inc.） ：通話（16)、ＳＭＳ	
	◆エーティーアンドティー　モビリティ（AT&T Mobility LLC） ：通話（12)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
	ティーモバイル　ユーエスエー（T-Mobile USA,Inc.） ：通話（12)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
	ドブソン　セルラー　システムズ （Dobson Cellular Systems Inc.） ：通話（16)、ＳＭＳ	
	テレフォニカ　モビレス　アルゼンティナ （Telef nica M viles Argentina SA） ：通話（８)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ	アルゼンチン共和国
	アドミニストレーション　ナショナル　デ　テレコミュニケーションズ（Administracion Nacional de Telecomunicaciones） ：通話（７)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	ウルグアイ東方共和国
	ケーブルアンドワイヤレス（Cable & Wireless（West Indies）） ：△通話（９)、△パケット（Ａ)、△ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	英領ケイマン諸島
	シーティーイー　テレコム　ペルソナル （CTE TELECOM PERSONAL,S.A.DE C.V.） ：通話（18)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ	エルサルバドル共和国
	ロジャース　ワイヤレス（Rogers Wireless Inc.） ：通話（12)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	カナダ
	エテクサ（Unidad de Negocios Movil ETECSA） ：通話（11)、△パケット（Ｂ)、ＳＭＳ	キューバ共和国
	セルビシオス　デ　コミュニカシオネス　ペルソナレス　イナランブリカス （Servicios de Comunicaciones Personales Inalambricas,S.A.） ：通話（18)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ	グアテマラ共和国

オレンジ　カリブ（ORANGE CARAIBE） ：通話（９）、△パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	グアドループ島・マルティニク・仏領ギアナ
ハファテル（Guam Cellular and Paging Inc. dba HafaTEL） ：通話（８）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	グアム
パルス　モバイル（Pulse Mobile） ：通話（８）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	
インスティチュート　コスタリエンス （INSTITUTO COSTARRICENSE DE ELECTRICIDAD） ：通話（７）、ＳＭＳ	コスタリカ共和国
コロンビア　モービル（COLOMBIA MOVIL S.A. E.S.P） ：通話（13）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	コロンビア共和国
モセル（Mossel（Jamaica）Limited） ：通話（９　ただし、バミューダ諸島での利用は13）、 パケット（Ａ）、ＳＭＳ	ジャマイカ
エンテル　ピーシーエス　テレコミュニケーションズ （Entel PCS Telecomunicaciones S.A.） ：通話（９）、パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	チリ共和国
オレンジ　ドミニカ（ORANGE DOMINICANA, S.A.） ：通話（11）、ＳＭＳ	ドミニカ共和国
エンプレサ　ニカラゲンセ　デ　テレコミュニカシオネス （EMPRESA NICARAG ENSE DE TELECOMUNICACIONES, S.A.） ：△通話（15）、△パケット（Ａ）、△ＳＭＳ	ニカラグア共和国
ケーブルアンドワイヤレス　パナマ （Cable&Wireless Panama,S.A.） ：通話（13）、パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	パナマ共和国
エムスリー　ワイヤレス（M3 Wireless Ltd） ：通話（13）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	バミューダ諸島
ホラ　パラグアイ（HOLA PARAGUAY S.A.） ：通話（９）、△パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	パラグアイ共和国
ティム　セルラー（TIM CELULAR S.A.） ：通話（９）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	ブラジル連邦共和国
ブラジル　テレコム　セルラー（14 Brasil Telecom Celular S/A） ：通話（９）、パケット（Ｂ）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
ベーリーズ　テレコミュニケーションズ	ベーリーズ

	(Belize Telecommunications Limited) ：通話（15)、ＳＭＳ	
	ディジテル（CORPORACION DIGITEL, C.A) ：通話（14)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ	ベネズエラ・ボリバル共和国
	アメリカ　モビル　ペルー（AMERICA MOVIL PERU SAC..） ：通話（９)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	ペルー共和国
	ヌーバテル　ピーシーエス（NUEVATEL PCS DE BOLIVIA S.A.） ：通話（９)、△パケット（Ａ)、ＳＭＳ	ボリビア共和国
	セルコム　ホンジュラス（SERCOM HONDURAS S.A de C.V.） ：通話（18)、ＳＭＳ	ホンジュラス共和国
	ペガソ　ピーシーエス（PEGASO PCS S.A. de C.V.） ：通話（11)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ	メキシコ合衆国
	レディオモビル　ディプサ （Radiomóvil DIPSA S.A. de C.V.Telcel） ：通話（11)、パケット（Ｂ)、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
アジア地方	アフガン　ワイヤレス （Afghan Wireless Communication Company） ：通話（11)、ＳＭＳ	アフガニスタン・イスラム共和国
	エミレーツ　テレコミュニケーション （EMIRATES TELECOMMUNICATIONS CORPORATION） ：通話（７)、デジタル（６)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	アラブ首長国連邦
	スペーステル　イエメン（Spacetel Yemen） ：通話（７)、ＳＭＳ	イエメン共和国
	セルコム（Cellcom Israel Ltd.） ：通話（10)、デジタル（６)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ	イスラエル国
	パートナー　コミュニケーションズ （Partner Communications Company Ltd.） ：通話（10)、△デジタル（６)、△パケット（Ａ)、ＳＭＳ	
	オラスコム　テレコム　イラク（ORASCOM Telecom Iraq Corp.） ：通話（９)、ＳＭＳ	イラク共和国
	モバイル　カンパニー　オブ　イラン(Mobile Company of Iran) ：通話（７)、ＳＭＳ	イラン
	ラフサジャン　インダストリアル　コンプレクス （Rafsajan Industrial Complex (Coop)）	

：△通話（7）、△ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
イデア　セルラー（IDEA Cellular Limited） ：通話（8）、△パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	インド
バーティー　エアテル（Bharti Airtel Ltd.） ：通話（8）、パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
バーティー　ヘキサコム（Bharti Hexacom Ltd.） ：通話（8）、パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
バラト　サンチャル　ニガム　リミテッド （Bharat Sanchar Nigam Limited） ：△通話（8）、△ＳＭＳ	
ボーダフォン　エッサー　モバイル　サービス　リミテッド （Vodafone Essar Mobile Service Limited） ：通話（8）、パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
ボーダフォン　エッサー　リミテッド（Vodafone Essar Limited） ：通話（8）、パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
ボーダフォン　エッサー　イースト　リミテッド （Vodafone Essar East Limited ） ：通話（8）、パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
ビーティーエー　セルコム（BTA Cellcom Limited） ：通話（8）、ＳＭＳ	
ビーピーエル　モバイル　コミュニケーションズ （BPL Mobile Communications Ltd,） ：通話（8）、パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
ボーダフォン　エッサー　セルラー　リミテッド （Vodafone Essar Cellular Limited） ：通話（8）、パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
ボーダフォン　エッサー　グジャラト　リミテッド （Vodafone Essar Gujarat Limited） ：通話（8）、パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
マハンガル　テレフォン　ニガム　リミテッド （Mahanagar Telephone Nigam Limited） ：△通話（8）、△ＳＭＳ	
◆ピーティー　インドサット（P.T.INDOSAT Tbk） ：通話（6）、デジタル（9）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	インドネシア共和国

ピーティー　テレコミュニカシ　セルラー （PT Telekomunikasi Selular） ：通話（6）、デジタル（9）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
オマーン　モバイル　テレコミュニケーションズ （Oman Mobile Telecommunications Company L.L.C,） ：通話（7）、△パケット（A）、ＳＭＳ	オマーン国
カタール　テレコム（Qatal Telecom（Qtel）Q.S.C,） ：通話（7）、デジタル（6）、パケット（A）、ＳＭＳ	カタール国
カム　ジーエスエム（CamGSM Company Limited.） ：通話（5）、パケット（A）、ＳＭＳ	カンボジア王国
ナショナル　モバイル　テレコミュニケーションズ （National Mobile Telecommunications Co.） ：通話（11）、△デジタル（7）、パケット（B）、ＳＭＳ	クウェート国
エティハッド　エティサラット　カンパニー （Etihad Etisalat Company） ：通話（7）、△デジタル（6）、パケット（B）、ＳＭＳ	サウジアラビア
サウジテレコムカンパニー（Saudi Telecom Company） ：通話（7）、△デジタル（6）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
アレーバ　シリア（Areeba Syria） ：通話（10）、ＳＭＳ	シリア
シンガポール　テレコム　モバイル （Singapore Telecom Mobile Pte Ltd） ：通話（3）、デジタル（3）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ、国際ＭＭＳ	シンガポール共和国
◆スターハブ　モバイル（StarHub Mobile Pte Ltd,） ：通話（3）、デジタル（3）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ、△国際ＭＭＳ	
モービルワン（MobileOne Ltd） ：通話（3）、デジタル（3）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
ダイヤログ　テレコム（Dialog Telecom PLC.） ：通話（11）、デジタル（9）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	スリランカ民主社会主義共和国
ティーゴ　リミテッド（Tigo（Private）Limited）	

：通話（11)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
アドバンスト　インフォ　サービス （Advanced Info Service Plc.） ：通話（３)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ、 △国際ＭＭＳ	タイ王国
トゥルームーヴ　カンパニー（True Move Company Limited） ：通話（３)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
トータル　アクセス　コミュニケーション （Total Access Communication Public Company Limited） ：通話（３)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
エスケー　テレコム（SK Telecom Co.,Ltd.） ：通話（１)、デジタル（５)、パケット（A)、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	大韓民国
◆ケーティー　フリーテル（KT Freetel Co.,Ltd.） ：通話（１)、デジタル（５)、パケット（A)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
ヴィーボ　テレコム（VIBO Telecom Inc.） ：通話（３)、デジタル（３)、パケット（A)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	台湾
タイワン　モバイル（Taiwan Mobile Co., Ltd.） ：通話（３)、デジタル（３)、パケット（A)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
チュンガ　テレコム（Chunghwa Telecom Co.,Ltd.,） ：通話（３)、デジタル（３)、パケット（A)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
◆ファー　イーストン　テレコミュニケーションズ （Far Easton Telecommunications Co.,Ltd） ：通話（３)、デジタル（３)、パケット（A)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
チャイナ　モバイル　コミュニケーションズ （China Mobile Communications Corporation） ：通話（３)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	中華人民共和国
チャイナ　ユナイテッド　テレコミュニケーションズ （China United Telecommunications Corporation） ：通話（３)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
ネパール　テレコミュニケーション （Nepal Telecommunication Corporation）	ネパール王国

：通話（８）、ＳＭＳ	
パキスタン　モバイル　コミュニケーションズ （Pakistan Mobile Communications Limited） ：通話（８）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	パキスタン・イスラム共和国
パク　テレコム（Pak Telecom Mobile Limited） ：通話（８）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
バーレーン　テレコミュニケーション （Bahrain Telecommunication Company） ：通話（７）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	バーレーン王国
グラミーンフォン（GrameenPhone Limited） ：通話（８）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	バングラデシュ人民共和国
ティモール　テレコム(Timor Telecom) ：通話（10）、ＳＭＳ	東ティモール
グローブ　テレコム（GLOBE TELECOM,INC.） ：通話（３）、デジタル（１）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	フィリピン共和国
◆スマート　コミュニケーション （SMART Communications,Inc.,） ：通話（３）、デジタル（１）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ、△国際ＭＭＳ	
デジタル　テレコミュニケーションズ　フィリピン （Digital Telecommunications Philippines,Inc.） ：通話（３）、△パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
ビーモバイル（B-Mobile） ：△通話（11）、△ＳＭＳ	ブータン王国
ディーエスティー　コミュニケーションズ （DST Communications Sdn.Bhd.） ：通話（13）、パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	ブルネイ・ダルサラーム国
ビーモバイル　コミュニケーションズ （B-Mobile Communications Sdn Bhd） ：通話（13）、デジタル（１）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	
ベトナム　テレコム　サービス （Vietnam Telecom Services Company） ：通話（４）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	ベトナム社会主義共和国
ベトナム　モバイル　テレコム　サービス	

(Vietnam Mobile Telecom Services) ：通話（4）、△パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
ピーシーシーダブリュー　モバイル (PCCW Mobile HK Limited) ：通話（3）、デジタル（1）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	香港
スマートーン　モバイル　コミュニケーションズ (SmarTone Mobile Communications Limited) ：通話（3）、デジタル（1）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ、△国際ＭＭＳ	
◆ハチソン　スリージー　ホンコン (Hutchison 3G HK Limited,) ：通話（3）、デジタル（1）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ、国際ＭＭＳ	
◆ハチソン　テレフォン (Hutchison Telephone Co.,Ltd.) ：通話（3）、パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ、国際ＭＭＳ	
ホンコン　シーエスエル (Hong Kong CSL Limited,) ：通話（3）、デジタル（1）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
コンパニア　デ　テレコミュニカショエス　デ　マカオ (Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.) ：通話（3）、デジタル（1）、パケット（A）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	マカオ
ハチソン　テレフォン（マカオ） (Hutchison Telephone (Macau) Company Limited) ：通話（3）、デジタル（1）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ、国際ＭＭＳ	
セルコム (Celcom (Malaysia) Berhad) ：通話（2）、デジタル（3）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	マレーシア
マクシス　モバイル　サービス (Maxis Mobile Services Sdn Bhd) ：通話（2）、デジタル（3）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
ユーモバイル (U-Mobile Sdn Bhd) ：通話（2）、デジタル（3）、△パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
ディベヒ　ラジイグ　ガルフン (Dhivehi Raajjeyge Gulhun Private Limited)	モルディヴ共和国

	：通話（11)、△パケット（A)、ＳＭＳ	
	ワタニヤ　テレコム　モルディブ（Wataniya Telecom Maldives) ：通話（11)、パケット（A)、ＳＭＳ	
	モビコム（MobiCom Corporation) ：通話（10)、パケット（B)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	モンゴル国
	ペトラ ジョルダニアン モバイル テレコミュニケーション カンパニー（Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.) ：通話（９)、△パケット（A)、ＳＭＳ	ヨルダン
	ラオ　テレコミュニケーションズ（Lao Telecommunications,） ：通話（９)、ＳＭＳ	ラオス人民民主共和国
	モバイル　インテリウム　カンパニー　ワン （Mobile Interim Company 1 SAL) ：通話（９)、ＳＭＳ	レバノン
オセアニア地方	オプタス（Optus Mobile Pty Ltd.) ：通話（７)、デジタル（４)、パケット（A)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	オーストラリア
	テルストラ（Telstra Corporation Limited) ：通話（７)、△デジタル（３)、パケット（B)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
	ハチソン　スリージー　オーストラリア （Hutchison 3G Australia) ：通話（７)、デジタル（４)、パケット（A)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
	ボーダフォン　ネットワーク（Vodafone Network Pty Ltd) ：通話（７)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
	オーピーティー　ニューカレドニア（OPT New Caledonia) ：通話（９)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	ニューカレドニア
	ボーダフォン　ニュージーランド （Vodafone New Zealand Limited) ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（A)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	ニュージーランド
	テリコム　ピーエヌジー　リミテド（Telikom PNG Ltd) ：△通話（15)、△ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	パプアニューギニア
	パラオ　モバイル（Palau Mobile Corporation) ：通話（17)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	パラオ共和国

	ボーダフォン　フィジー（Vodafone Fiji Limited） ：通話（7）、パケット（B）、ＳＭＳ	フィジー共和国
	ティキフォン（Tikiphone S.A.S.） ：通話（7）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	仏領ポリネシア
ヨーロッパ地方	ランズシミ　アイスランド（Landssími Íslands hf.） ：通話（7）、△デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	アイスランド共和国
	◆オーツー　コミュニケーションズ （O2 Communications（Ireland）Limited） ：通話（9）、パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	アイルランド
	アゼルセル　テレコム（Azercell Telecom B.M.） ：通話（10）、パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	アゼルバイジャン共和国
	アルバニア　モバイル　コミュニケーションズ （ALBANIAN MOBILE COMMUNICATIONS S.A.） ：通話（10）、△パケット（B）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	アルバニア共和国
	ケイ　テレコム（K Telecom CJSC） ：△通話（19）、△パケット（A）、△ＳＭＳ	アルメニア共和国
	テレコミュニケーション　ド　アンドラ （Servei de Telecomunicacions d'Andorra） ：通話（14）、△デジタル（6）、△パケット（B）、ＳＭＳ	アンドラ公国
	ウィンド（WIND Telecomunicazioni S.p.A） ：通話（9）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	イタリア共和国
	テレコム　イタリア（Telecom Italia S.p.A.） ：通話（9）、デジタル（2）、パケット（B）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
	ウクラニアン　モバイル　コミュニケーションズ （Ukrainian Mobile Communications） ：通話（11）、パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	ウクライナ
	キフスター　ジーエスエム　ジェイエスシー （Kyivstar GSM JSC） ：通話（11）、パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
	ユニテル（Unitel LLC） ：通話（11）、パケット（A）、ＳＭＳ	ウズベキスタン共和国
	イーエムティー（AS EMT,） ：通話（10）、パケット（A）、デジタル（2）、ＳＭＳ、	エストニア共和国

国際ＳＭＳ	
テレツー　エストニア(Tele2 Eesti AS) ：通話（10)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ	
◆ティーモバイル　オーストリア（T-Mobile Austria GmbH,) ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	オーストリア共和国
ハチソン　スリージー　オーストリア （Hutchison 3G Austria GmbH) ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	
モビルコム　オーストリア（mobilkom austria AG & Co KG) ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（Ｂ)、ＳＭＳ	
ケーピーエヌ（KPN B.V.) ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	オランダ王国
ティーモバイル　オランダ（T-mobile Netherlands BV,) ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	
カザフテレコム（KaR-Tel LLC,) ：通話（10)、△パケット（Ａ)、ＳＭＳ	カザフスタン共和国
キプロス　テレコミュニケーション （Cyprus Telecommunication Authority) ：通話（７)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ	キプロス共和国
コスモ　モバイル　テレコミュニケーションズ （COSMOTE Mobile Telecommunications S.A.) ：通話（７)、△デジタル（２)、パケット（Ｂ)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	ギリシャ共和国
ウィンド　ヘラス　テレコミュニケーションズ （WIND HELLAS TELECOMMUNICATIONS S.A.) ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	
スカイ　モバイル（Sky Mobile LLC.) ：通話（11)、ＳＭＳ	キルギス共和国
◆オーツー　ユーケー（O2（UK) Limited) ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（Ａ)、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国

オレンジ　パーソナル　コミュニケーションズ　サービス （Orange Personal Communications Services Limited） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
ジャージー　テレコム（Jersey Telecom Limited） ：通話（7）、パケット（A）、ＳＭＳ	
ティーモバイル　ユーケー（T-Mobile UK） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
ハチソン　スリージー　ユーケー（Hutcison 3G UK Ltd） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
マンクス　テレコム（Manx Telecom） ：通話（7）、パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
ティーモバイル　クロアチア（T-Mobile Croatia LLC） ：通話（10）、デジタル（2）、パケット（B）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	クロアチア共和国
オレンジ　コミュニケーションズ （Orange Communications S.A.） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	スイス連邦
サンライズ　コミュニケーションズ(Sunrise Communications AG) ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	
テリア　ソネラ　モバイル　ネットワークス　スウェーデン （Teliasonera Mobile Networks AB, Sweden） ：通話（7）、△デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ	スウェーデン王国
テレツー　スベリッジ（Tele2 Sverige AB,） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
ハイスリージー　アクセス（Hi3G Access AB） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
フランス　テレコム　エスパーニャ （France Telecom Espana, S.A） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	スペイン

◆テレフォニカ　モビレス（Telefónica Móviles España,S.A.） ：通話（７）、デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
ティーモバイル　スロベンスコ（T-Mobile Slovensko, a.s.） ：通話（７）、デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	スロバキア共和国
モビテル（Mobitel d.d.） ：通話（９）、デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	スロベニア共和国
テレノール　ディー　オー　オー（Telenor d.o.o） ：通話（10）、△パケット（Ａ）、ＳＭＳ	セルビア
テレコム　セルビア（Telekom Srbija） ：通話（10）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	
バビロン　モバイル（Babilon-Mobile） ：通話（11）、△デジタル（７）、パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	タジキスタン共和国
ティーモバイル　チェコ（T-Mobile Czech Republic a.s.,） ：通話（９）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	チェコ共和国
◆テレフォニカ　オーツー　チェコ （Telefonica O2 Czech Republic,a.s.） ：通話（９）、△デジタル（２）、パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	
ダンスク　モビル　テレフォン　アンド　ソノフォン （Dansk MobilTelefon I/S & SONOFON A/S） ：通話（７）、△パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	デンマーク王国
ティーディーシー　モバイル（TDC Mobil A/S） ：通話（７）、△デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	
イープラス　モービルフンク （E-Plus Mobilfunk GmbH & Co.KG.） ：通話（７）、デジタル（２）、パケット（Ｂ）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	ドイツ連邦共和国
オーツー　ジャーマニー（O2 (Germany) GmbH & Co. OHG） ：通話（７）、△デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
◆ティーモバイル　ドイツ（T-Mobile Deutschland GmbH） ：通話（７）、デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
タークセル（TURKCELL Iletisim Hizmetleri A.S.） ：通話（７）、パケット（Ｂ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	トルコ共和国

ボーダフォン　テレコミュニケーション （VODAFONE TELEKOMUNIKASYON A.S.） ：通話（7）、パケット（A）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
バラシュ　コミュニケーション　テクノロジーズ （Barash Communication Technologies Inc.） ：△通話（17）、△ＳＭＳ	トルクメニスタン
テレノール　モビル（Telenor Movil AS,） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	ノルウェー王国
ネットコム（NetCom as） ：通話（7）、パケット（A）、ＳＭＳ	
パノン　ジーエスエム　テレコミュニケーションズ （Pannon GSM Telecommunications） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（B）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	ハンガリー共和国
マグヤー　テレコム　テレコミュニケーションズ　パブリック　リミテッド （Magyar Telekom Telecommunications Public Limited Company） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（B）、ＳＭＳ	
テリアソネラ　フィンランド（TeliaSonera Finland Oyj） ：通話（7）、パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	フィンランド共和国
ディーエヌエー　フィンランド　リミテッド （DNA Finland Ltd.） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
フェロー　テレコム（Faroese Telecom A/S） ：通話（7）、パケット（A）、ＳＭＳ	フェロー諸島
オレンジ　フランス（Orange France） ：通話（7）、デジタル（2）、パケット（A）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	フランス共和国
ブイグ　テレコム（Bouygues Télécom） ：通話（7）、パケット（A）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
コスモ　ブルガリア　モバイル（COSMO BULGARIA MOBILE EAD） ：通話（9）、パケット（B）、ＳＭＳ	ブルガリア共和国
モビルテル（MobilTel EAD） ：通話（9）、デジタル（6）、パケット（B）、ＳＭＳ	

モバイル　デジタル　コミュニケーションズ （JV Mobile Digital Communications Ltd.） ：通話（11)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	ベラルーシ
リミテッド　ライアビリティー　カンパニー　モバイル　テレシステムズ（Limited Liability Company Mobile TeleSystems） ：通話（10)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	
ベース（BASE NV/SA） ：通話（７)、パケット（A)、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	ベルギー王国
ベルガコム　モバイル（Belgacom Mobile NV/SA） ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（A)、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	
モビスター（Mobistar S.A） ：通話（７)、デジタル（２)、パケット（A)、ＳＭＳ	
ポルコムテル（POLKOMTEL S.A.,） ：通話（９)、デジタル（２)、パケット（A)、ＳＭＳ	ポーランド共和国
ポルスカ　テレフォニア　サイフロア （Polska Telefonia Cyfrowa Sp. z o.o.） ：通話（９)、デジタル（２)、パケット（B)、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	
アールエス　テレコミュニケーションズ （RS TELECOMMUNICATIONS, JOINT STOCK COMPANY BANJA LUKAMOBI'S） ：通話（10)、ＳＭＳ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
オプティマス　テレコミュニケーションズ （Optimus Telecomunicações,S.A.） ：通話（９)、デジタル（２)、パケット（A)、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	ポルトガル共和国
テレコミュニケーションズ　モビ　ナシオネ （Telecomunicações Móveis Nacionais,S.A.） ：通話（９)、デジタル（２)、パケット（A)、ＳＭＳ	
コスモフォン（COSMOFON-AD Skopje,） ：通話（13)、ＳＭＳ	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
モビル　コミュニケーションズ （MOBISLE COMMUNICATIONS LIMITED） ：通話（10)、△デジタル（８)、パケット（B)、ＳＭＳ	マルタ共和国
オレンジ　モルドバ（ORANGE MOLDOVA S.A.） ：通話（９)、パケット（A)、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	モルドバ共和国

ドルーストゥヴォ　ザ　テレコミュニカーツェ　エムテル （Drustvo za telekomunikacije MTEL d.o.o） ：通話（10）、△デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	モンテネグロ共和国
テレツー　ラトビア（Tele2 Latvia） ：通話（９）、△デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	ラトビア共和国
ラトビア　モバイル　テレフォン （Latovijas Mobilais Telefons SIA,） ：通話（９）、△デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	
オムニテル　テレコミュニケーション　ネットワーク （OMNITEL Telecommunication Networks） ：通話（10）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	リトアニア共和国
ユーエービー　テレツー（UAB Tele2） ：通話（10）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	
テレツー　エージー　リヒテンシュタイン （Tele2 AG Liechtenstein） ：通話（７）、パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	リヒテンシュタイン公国
オレンジ　ルーマニア（Orange Romania S.A） ：通話（10）、デジタル（６）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、 国際ＳＭＳ	ルーマニア
ボーダフォン　ルーマニア（Vodafone Romania S.A.） ：通話（10）、デジタル（６）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、 △国際ＳＭＳ	
タンゴ（TANGO S.A,） ：通話（７）、デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	ルクセンブルク大公国
ヴィムペル　コミュニケーションズ（Vimpel Communications） ：通話（11）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	ロシア連邦
ジェーエスシー　ニューテレフォン （JSC New Telephone Company） ：通話（11）、ＳＭＳ	
メガフォン（Megafon） ：通話（11）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	
モバイル　テレシステムズ（MOBILE TELESYSTEMS OJSC） ：通話（10）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	

アフリカ地方	オラスコム　テレコム　アルジェリア （ORASCOM Telecom Algerie Spa） ：通話（９）、△パケット（Ａ）、ＳＭＳ	アルジェリア民主人民共和国
	ユニテル　エスエー（Unitel SA） ：△通話（14）、△ＳＭＳ	アンゴラ共和国
	エジプシャン　カンパニー　フォー　モバイル　サービス （The Egyptian Company for Mobile Service） ：通話（９）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、国際ＳＭＳ	エジプト・アラブ共和国
	ボーダフォン　エジプト （Vodafone Egypt Telecommunications S.A.E） ：通話（９）、△デジタル（８）、△パケット（Ａ）、ＳＭＳ	
	エチオピアン　テレコミュニケーションズ （Ethiopian Telecommunications） ：△通話（10）、△ＳＭＳ	エチオピア連邦民主共和国
	スキャンコム（ScanCom Limited） ：通話（７）、ＳＭＳ	ガーナ共和国
	セルテル　ガボン（Celtel Gabon S.A.） ：△通話（９）、△パケット（Ａ）、△ＳＭＳ	ガボン共和国
	エムティエヌ　カメルーン（MTN Cameroon） ：△通話（19）、△パケット（Ａ）、△ＳＭＳ	カメルーン共和国
	セルテル　ケニヤ（Celtel Kenya Limited） ：通話（10）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	ケニア共和国
	オレンジ　コートジボワール（Orange Cote d'lvoire S.A.） ：△通話（14）、△パケット（Ｂ）、△ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	コートジボワール
	セルテル　ザンビア（Celtel Zambia Limited,） ：通話（10）、△パケット（Ａ）、ＳＭＳ	ザンビア共和国
	セルテル　シエラレオネ　リミテド （Celtel Sierra Leone Ltd） ：△通話（９）、△ＳＭＳ	シエラレオネ共和国
	エコネット　ワイアレス（Econet Wireless） ：△通話（15）、△ＳＭＳ	ジンバブエ共和国
	スダニーズ　モバイル　テレフォン （SUDANESE MOBILE TELEPHONE CO. LTD） ：△通話（９）、△パケット（Ａ）、△ＳＭＳ	スーダン共和国
	ソナテル　モビレス（Sonatel Mobiles）	セネガル共和国

：通話（９）、△パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	
ボーダコム　タンザニア（Vodacom Tanzania Limited） ：通話（10）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	タンザニア連合共和国
オラスコム　テレコム　チュニジア （Orascom Telecom Tunisie. S.A） ：通話（７）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	チュニジア共和国
チュニジア　テレコム（Tunisie Telecom） ：通話（８）、△パケット（Ａ）、ＳＭＳ、△国際ＳＭＳ	
トーゴ　セルラー（TOGO CELLULAIRE） ：通話（９）、ＳＭＳ	トーゴ共和国
エムティーエヌ　ナイジェリア　コミュニケーションズ （MTN Nigeria Communications Limited） ：通話（７）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	ナイジェリア連邦共和国
モバイル　テレコミュニケーションズ （Mobile Telecommunications Limited） ：通話（９）、△パケット（Ａ）、ＳＭＳ	ナミビア共和国
セルテル　ブルキナファソ（Celtel Burkina Faso S.A.） ：△通話（14）、△ＳＭＳ	ブルキナファソ
オレンジ　マダガスカル（Orange Madagascar） ：通話（10）、△パケット（Ｂ）、ＳＭＳ	マダガスカル共和国
セルテル　マラウイ（Celtel Malawi） ：△通話（９）、△ＳＭＳ	マラウイ共和国
モバイル　テレフォン　ネットワークス （Mobile Telephone Networks（Pty）Ltd） ：通話（７）、△デジタル（２）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	南アフリカ共和国
エムテル　リミテッド(Emtel Limited) ：通話（13）、△デジタル（１）、パケット（Ａ）、ＳＭＳ	モーリシャス共和国
セルプラス　モバイル　コミュニケーションズ （Cellplus Mobile Communications Ltd） ：△通話（13）、△ＳＭＳ	
ボーダコム　モザンビーク（Vodacom Mozambique S.A.R.L.） ：△通話（９）、△パケット（Ａ）、△ＳＭＳ	モザンビーク共和国
イティサラット　アル　マグリブ（ITISSALAT AL MAGHRIB S.A） ：通話（９）、△パケット（Ａ）、ＳＭＳ	モロッコ王国

	メディ　テレコム（Médi Telecom, S.A.） ：通話（9)、パケット（A)、ＳＭＳ	
	セルコム　テレコミュニケーションズ （Cellcom Telecommunications Inc.） ：△通話（14)、△ＳＭＳ	リベリア共和国
	エムティーエヌ　ルワンダ　セル（MTN RWANDA CELL） ：△通話（9)、△ＳＭＳ	ルワンダ共和国
	オレンジ　レユニオン（Orange Reunion） ：通話（9)、△パケット（A)、ＳＭＳ	レユニオン島

備考

1　上記の国際アウトローミング、国際ショートメッセージ通信又は国際ＭＭＳ通信に係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

2　この表の規定中、利用できる通信の種類については、国際アウトローミングにあっては、「通話」は通話モード、「デジタル」は64kb/sデジタル通信モード、「パケット」はパケット通信モード、「ＳＭＳ」はショートメッセージ通信モードとし、国際ショートメッセージ通信にあっては「国際ＳＭＳ」、国際ＭＭＳ通信にあっては「国際ＭＭＳ」とします。

3　上記以外に国際ショートメッセージ通信のみを行うことができる外国の電気通信事業者があります。当社はその電気通信事業者をインターネットを利用して掲示します。

（注）通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成20年７月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附　則

（実施期日）

第１条　この約款は、平成13年10月１日から実施します。

ただし、料金情報通知に関する規定（料金一定額到達通知に関する部分を除きます。)は、当社が別に定める日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

第２条　この約款実施前に、「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により生じたＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債権については、この約款実施の日において、この約款の規定により生じたＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債権に移行したものとみなし、その請求その他の取り扱いについてはこの約款の規定に準じて取り扱います。

（基本使用料の減額適用に関する経過措置）

第３条　この約款実施の際現に、「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定によりＦＯＭＡ契約を締結している者が、この約款実施の日において、この約款の規定によりＦＯＭＡ契約を締結した場合（当社が別に定める場合を除きます。)は、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する基本使用料の減額適用に係る経過期間については、「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により締結していたＦＯＭＡサービスの起算月から通算するものとします。

（通信料の控除可能額に関する経過措置）

第４条　この約款実施の日から平成14年３月31日までの間において、料金表第１表第４（通信料）の１（適用）の⑼のアに規定する控除可能額は、この約款の規定にかかわらず、次に定める額とします。この場合において、料金表通則第２項（料金の計算方法等）及び第３項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、料金表第１表第４（通信料）の１（適用）の⑼のエの規定に準じて日割して適用します。

基本使用料の料金種別	控　除　可　能　額
ＦＯＭＡプラン３９	1,700円
ＦＯＭＡプラン４９	3,000円
ＦＯＭＡプラン６７	5,000円
ＦＯＭＡプラン１００	8,300円
ＦＯＭＡプラン１５０	12,600円
ＦＯＭＡデータプラン２２	1,000円

（契約事務手数料に関する経過措置）

第５条　この約款実施の日から平成14年３月31日までの間に、ＦＯＭＡサービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときの契約事務手数料については、料金表第１表第６（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

（端末設備の貸与に関する経過措置）

第６条　この約款実施の際現に、「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により貸与されている端末設備に関する提供条件については、この約款実施の際に「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款に規定されている端末設備に関する提供条件と同様とします。

ただし、その端末設備の貸与は当社が別に定める日までの間とし、その期間が終了したときは速やかに当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所へ返還していただきます。

附　則（平成13年11月９日経企第490号）

この改正規定は、平成13年11月13日から実施します。

附　則（平成13年11月29日経企第492号、第493号）

この改正規定は、平成13年12月１日から実施します。

附　則（平成13年12月６日経企第549号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年１月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、定期包括割引の適用に関する部分については、平成14年２月20日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年12月27日経企第608号）

この改正規定は、平成14年１月７日から実施します。

ただし、この改正規定中、北摂ケーブルネット株式会社及び株式会社ケーブルネット神戸芦屋の部分については、平成14年２月４日から実施します。

附　則（平成14年２月７日経企第664号）

この改正規定は、平成14年３月１日から実施します。

附　則（平成14年２月22日経企第697号）

この改正規定は、平成14年３月２日から実施します。

附　則（平成14年２月22日経企第698号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（複数回線複合割引の適用等に関する経過措置）

３　料金表第１表第１（基本使用料）の⑶欄に規定する複数回線複合割引の適用については、この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間において、料金表の規定にかかわらず、当該規定中「0.20」を「0.40」に読み替えて適用します。

（複数契約割引の適用に関する経過措置）

４　料金表第１表第１（基本使用料）の⑷に規定する複数契約割引の適用については、この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間において、料金表の規定にかかわらず、割引額中「0.10」、「0.11」、「0.12」、「0.13」、「0.15」、「0.17」及び「0.20」をそれぞれ「0.40」に読み替えて適用します。

（定期契約に係る解約金に関する経過措置）

５　料金表第１表第５（定期契約に係る解約金）に規定する定期契約に係る解約金については、この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間において、料金表の規定にかかわらず、当社が別に定める場合に限り支払いを要しません。

（契約事務手数料に関する経過措置）

６　この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間に、ＦＯＭＡサービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときの契約事務手数料については、料金表第１表第６（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附　則（平成14年３月６日経企第730号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年３月18日経企第749号）

この改正規定は、平成14年３月25日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社エスティネットの部分については、平成14年４月１日から実施します。

附　則（平成14年４月11日経企第４号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年６月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年４月24日経企第24号）

（実施期日）

1　この附則は、平成14年７月１日から実施します。

（通信料の特例）

2　平成14年７月10日から平成14年７月19日までの間におけるＦＯＭＡ又はＦＯＭＡドコモコールの契約者回線からの通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金（料金表第４表に規定する番号案内接続通信料を含みます。)については、料金表第１表第４（通信料）の１（適用）の(4) の規定にかかわらず、その通信に係る時間帯の区分をお得タイムとみなして同表第４の２（料金額）の規定を適用します。

3　この附則の実施日から平成14年７月31日までの間におけるパケット通信モードによる通信料（特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールの利用に係るものを含みます。)のうち、課金対象パケットが300課金対象パケットまでの部分については、当社が別に定めるところによりその支払いを要しません。

4　平成14年７月10日から平成14年７月19日までの間におけるＦＯＭＡ又はＦＯＭＡドコモコールの契約者回線からのショートメッセージ通信モードによる通信料については、料金表第１表第４（通信料）の２（料金額）の２－４の規定により算定した額からその額に0.15を乗じて得た額を差し引いた額を適用します。

5　平成14年７月31日までの間においてそのＦＯＭＡサービスに係る契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。)又は利用休止があった場合は、前３項の規定にかかわらずその規定は適用しません。

附　則（平成14年４月30日経企第38号）

この改正規定は、平成14年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社スーパーネットワークユーの部分については、平成14年６月１日から実施します。

附　則（平成14年５月28日経企第48号）

この改正規定は、平成14年６月10日から実施します。

附　則（平成14年６月18日経企第88号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第１表第４（通信料）の２（料金額）に規定する64kb/sデジタル通信モードに係る通信料の部分については、平成14年６月30日から実施します。

（経過措置）

2　デュアル機能に係る携帯自動車電話サービス等の契約者回線への自営端末設備又は自営電気通信設備の接続請求に係る手続きに関する料金については、この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間において、料金表第１表第６（手続きに関する料金）の２（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附　則（平成14年７月９日経企第109号）

この改正規定は、平成14年７月16日から実施します。

附　則（平成14年７月19日経企第116号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年８月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年７月29日経企第122号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年８月23日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（付加機能の提供に関する経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している映像情報受信機能の提供を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているインフォゲート機能の提供を受けているものとみなします。

附　則（平成14年８月20日経企第143号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年９月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年９月24日経企第173号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年10月１日から実施します。

（電話帳の掲載に関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が発行する電話帳へ普通掲載として掲載されている又は掲載される予定となっているＦＯＭＡ（利用休止中のものを除きます。）の契約者識別番号等については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定により電話帳へ普通掲載として掲載することができます。

ただし、そのＦＯＭＡの契約者から電話帳掲載の廃止又は利用休止に関する請求があった場合は、この限りでありません。

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が発行する電話帳へ重複掲載として掲載されている又は掲載される予定となっているＦＯＭＡ（利用休止中のものを除きます。）の電話番号等については、改正後の規定にかかわらず、次の⑴及び⑵の規定により電話帳へ重複掲載として掲載することができます。

ただし、そのＦＯＭＡの契約者から電話帳掲載の廃止又は利用休止に関する請求があった場合は、この限りでありません。

⑴　重複掲載料

重複掲載料は、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

電話帳発行のつど１掲載ごとに　　500円

⑵　⑴以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年９月24日経企第177号）

この改正規定は、平成14年10月１日から実施します。

附　則（平成14年10月10日経企第192号）

この改正規定は、平成14年10月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、ブラステル株式会社の部分については、平成14年11月１日から実施します。

附　則（平成14年10月25日経企第206号）

この改正規定は、平成14年11月１日から実施します。

附　則（平成14年10月28日経企第209号、第210号）

この改正規定は、平成14年12月１日から実施します。

附　則（平成14年11月８日経企第225号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年12月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、メール着信通知機能の部分については、平成14年12月６日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（インターネットメール機能の提供に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供するインフォゲート機能に係る基本機能及びインターネットメール機能の提供を受けているものとみなします。この場合において、インフォゲート機能に係るインターネットメール機能の種類は、改正前の規定により提供を受けていたインターネットメール機能の種類に相当するものとします。

附　則（平成14年11月21日経企第241号、第242号）

この改正規定は、平成14年12月１日から実施します。

附　則（平成14年12月５日経企第257号）

この改正規定は、平成14年12月13日から実施します。

附　則（平成15年１月20日経企第286号）

この改正規定は、平成15年２月17日から実施します。

附　則（平成15年１月24日経企第291号）

この改正規定は、平成15年２月１日から実施します。

附　則（平成15年２月21日経企第315号）

この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。

附　則（平成15年３月13日経企第359号）

この改正規定は、平成15年３月24日から実施します。

ただし、この改正規定中、平成電電株式会社に係る部分は、平成15年３月20日から実施します。

附　則（平成15年３月20日経企第372号、第373号）

この改正規定は、平成15年３月27日から実施します。

附　則（平成15年３月20日経企第375号）

この改正規定は、平成15年４月１日から実施します。

附　則（平成15年４月17日経企第86-2号）

この改正規定は、平成15年４月24日から実施します。

附　則（平成15年４月24日経企第121-1号）

この改正規定は、平成15年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ｉモード機能に係る所在に関する情報の送出の部分は、平成15年５月12日から実施します。

附　則（平成15年５月８日経企第201号）

この改正規定は、平成15年５月９日から実施します。

附　則（平成15年３月27日経企第408号、第409号）

この改正規定は、平成15年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定実施の日から平成15年６月30日までの間、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する複数回線複合割引に係る割引回線群は、当社が提供するＦＯＭＡサービス、

携帯自動車電話サービス及びＰＨＳサービスにより構成するものとします。

附　則（平成15年５月８日経企第202-3号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年６月１日から実施します。ただし、この改正規定中、身体障害者等割引に係る部分については、平成15年８月21日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（通信料に関する経過措置）

３　別表（付加機能）に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けているＦＯＭＡの契約者回線以外の契約者回線等から行った通信の料金は、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成15年９月30日までの間、次表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

料　金　種　別	料　　金　　額	
	次の秒数までごとに10円	
	標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	24秒	26秒

（身体障害者等割引の適用に関する経過措置）

４　平成15年９月１日から平成15年９月30日までの間において、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する身体障害者等割引を選択する申出があった場合は、料金表第１表第１の規定にかかわらず、その申出があった日を含む暦月から身体障害者等割引を適用します。この場合において、その申出があった暦月に定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したときの定期契約に係る基本使用料については、身体障害者等割引を適用するものとし、料金表第１表第１に規定する定期契約に係るＦＯＭＡの基本使用料の減額を適用しません。

附　則（平成15年５月15日経企第232号）

この改正規定は、平成15年５月26日から実施します。

附　則（平成15年５月19日経企第244-1号、第244-2号）

この改正規定は、平成15年６月１日から実施します。

附　則（平成15年６月12日経企第358-4号）

この改正規定は、平成15年６月20日から実施します。

附　則（平成15年６月17日経企第383-3号）

この改正規定は、平成15年６月18日から実施します。

附　則（平成15年６月20日経企第404号）

この改正規定は、平成15年６月28日から実施します。

附　則（平成15年６月24日経企第424-1号、第424-2号）

この改正規定は、平成15年７月１日から実施します。

附　則（平成15年７月10日経企第535-2号）

この改正規定は、平成15年７月17日から実施します。

附　則（平成15年７月24日経企第607号）

この改正規定は、平成15年８月１日から実施します。

附　則（平成15年８月21日経企第745-2号）

この改正規定は、平成15年８月28日から実施します。

ただし、この改正規定中、別表（付加機能）に規定するビジュアルネット機能に係る部分は平成15年９月１日、別表に規定するｉモード機能の提供条件の⑹の部分は平成15年10月20日か

ら実施します。

附　則（平成15年８月22日経企第746-2号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　料金表第１表第３（付加機能使用料）に規定する呼出音選択機能に係る付加機能使用料は、音楽等追加機能を利用する場合に限り、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成15年10月31日までの間、その基本額の支払いを要しません。

附　則（平成15年９月４日経企第844号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年９月17日経企第888-2、888-3号）

この改正規定は、平成15年10月１日から実施します。

附　則（平成15年９月２日経企第825-2号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年11月１日から実施します。

（繰越額に関する経過措置）

２　料金表第１表第４（通信料）の１（適用）の⑼及び⑽に規定する繰越額のうち、この改正規定実施前に生じたものについては適用しません。

（料金の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年10月10日経企第1021-2号）

この改正規定は、平成15年10月17日から実施します。

附　則（平成15年10月24日経企第1105-2号）

この改正規定は、平成15年11月１日から実施します。

附　則（平成15年11月13日経企第1212-3号）

この改正規定は、平成15年12月１日から実施します。

附　則（平成15年11月19日経企第1238号）

この改正規定は、平成15年12月１日から実施します。

附　則（平成15年12月１日経企第1294-2号）

この改正規定は、平成15年12月８日から実施します。

附　則（平成15年12月16日経企第1391号）

この改正規定は、平成15年12月16日から実施します。

附　則（平成15年12月22日経企第1431号）

この改正規定は、平成15年12月26日から実施します。

附　則（平成15年11月５日経企第1167-2号）

この改正規定は、平成16年１月８日から実施します。

附　則（平成16年１月８日経企第1476号）

この改正規定は、平成16年１月８日から実施します。

附　則（平成16年１月９日経企第1477-2号）

この改正規定は、平成16年１月17日から実施します。

附　則（平成16年１月16日経企第1507-2号）

この改正規定は、平成16年１月23日から実施します。

ただし、株式会社ぷららネットワークスに関する部分については、平成16年１月22日から実施します。

附　則（平成16年１月19日経企第1522-3号）

この改正規定は、平成16年１月26日から実施します。

附　則（平成16年１月21日経企第1530-2号）

この改正規定は、平成16年２月２日から実施します。

附　則（平成16年１月29日経企第1586号）

この改正規定は、平成16年２月２日から実施します。

附　則（平成16年１月29日経企第1589-2号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年２月19日から実施します。

ただし、第１（基本使用料）の⑶のア及びサ並びに第４（通信料）の⑿のアの規定に係る割引額の算出に関する部分については、平成16年４月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年２月６日経企第1617号）

この改正規定は、平成16年２月14日から実施します。

附　則（平成16年２月16日経企第1661号）

この改正規定は、平成16年２月16日から実施します。

附　則（平成16年２月19日経企第1674-2号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年３月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年２月26日経企第1722号）

この改正規定は、平成16年３月１日から実施します。

附　則（平成16年３月15日経企第1816号）

この改正規定は、平成16年３月22日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分は、平成16年３月16日から実施します。

附　則（平成16年３月30日経企第1932号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年４月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により行ったＦＯＭＡサービスに関する手続きその他の行為は、改正後のこの約款中の相当する規定に基づいて行ったものとみなします。

附　則（平成16年４月16日経企第85号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、電子証明書の利用による通信に係る部分については、平成16年４月26日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡパケットパックに係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する種類のＦＯＭＡパケットパックを選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する種類のＦＯＭＡパケットパックを選択したものとみなします。

ＦＯＭＡパケットパック２０ ＦＯＭＡパケットパック４０ ＦＯＭＡパケットパック８０	ＦＯＭＡパケットパック１０ ＦＯＭＡパケットパック３０ ＦＯＭＡパケットパック６０

附　則（平成16年５月18日経企第224号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年６月１日から実施します。

（経過措置）

2　料金表第１表第３（付加機能使用料）に規定するインフォゲート機能に係る付加機能使用料については、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成16年７月31日までの間、ウイルスチェック機能に係る加算額の支払いを要しません。

附　則（平成16年６月23日経企第451号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、別表９（国際アウトローミングに係る国の電気通信事業者）の部分については、平成16年６月29日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（定期包括割引の適用に関する経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、料金表第１表第１（基本使用料）の⑸及び第４（通信料）の⑺並びに⑮に規定する適用を受けている契約者が、その適用を廃止した場合に支払いを要する額については、改正前の規定により適用された割引額に係る部分に限り、次表に規定する係数により算出します。

割　引　選　択　期　間	支払いを要する額の算出に係る係数
１年	0.68
２年	0.66
３年	0.64

附　則（平成16年７月22日経企第619号）

(実施期日)

1　この附則は、平成16年７月30日から実施します。

（ギリシャ共和国アテネにおけるＦＯＭＡ試験サービスの提供）

2　ＦＯＭＡ契約者及びＦＯＭＡドコモコール契約者は、この附則の実施日から平成16年８月30日までの間、ギリシャ共和国のアテネ（当社が定める一部地域に限ります。)におけるＦＯＭＡサービスの試験サービス（以下この附則において「ＦＯＭＡ試験サービス」といいます。)を、次に定める条件により利用することができます。

⑴　緊急通報用電話への通信は行うことができません。

⑵　ｉモード機能の利用において一部の情報を受信できないことがあります。

⑶　前２号の規定によるほか、ＦＯＭＡ試験サービスにおいてはＦＯＭＡサービスの一部の機能等が制限されます。

⑷　前３号の規定によるほか、ＦＯＭＡ試験サービスの利用についてはギリシャ共和国の法令等により制限されることがあります。

⑸　通信のふくそう等によりＦＯＭＡ試験サービスを利用できないことや、予告なくその提

供を中止することがあります。この場合において当社は一切の責任を負いません。

⑹　ＦＯＭＡ試験サービスを利用したときに支払いを要する料金の額は、東京都においてＦＯＭＡサービスを利用したときに支払いを要する通信に関する料金の額と同額とします。

ただし、パケット通信モードの利用に係る通信料については、料金表第１表第４（通信料）の㉕の規定を適用しません。

⑺　ＦＯＭＡ試験サービスの利用に係る料金に関するその他の取扱いは、ＦＯＭＡサービスの通信料とみなして取り扱います。

⑻　ＦＯＭＡ試験サービスに係る提供条件は、この附則に定めるほか当社が別に定めるところによります。

3　ＦＯＭＡ試験サービスの提供区域に在圏したときに、ＦＯＭＡサービスの契約者回線に着信があった場合は、当社は、その通信をＦＯＭＡ試験サービスの契約者回線に接続します。この場合の通信に関する料金は、東京都に在圏するＦＯＭＡサービスへの通信とみなして取り扱います。

（注１）ＦＯＭＡサービスを利用した際に無料となる通信であっても、ＦＯＭＡ試験サービスにおいては無料とならないことがあります。

（注２）この附則の第２項第８号に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

附　則（平成16年８月２日経企第671号）

この改正規定は、平成16年８月10日から実施します。

附　則（平成16年８月23日経企第757号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年９月１日から実施します。

ただし、この附則の第７項の部分については、平成16年８月23日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（呼出音選択機能の料金に関する経過措置）

3　この改正規定の実施日から平成16年10月31日までの間において、別表２（付加機能）に規定する呼出音選択機能に係る請求をしその提供を受けたときは、料金表第１表第３（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、その提供を開始した日を含む暦月及びその翌暦月に係る付加機能使用料（基本額に限ります。)の支払いを要しません。

ただし、その暦月の翌暦月の３日までの間に契約の解除があった場合、この改正規定の実施日からその暦月の末日までの間にこの機能の廃止があった場合又は料金表第１表第１（基本使用料）の⑺に規定する身体障害者等割引（ハーティ割引）の適用を受けている場合はこの限りでありません。

4　ｍｏｖａ又はＦＯＭＡに係る契約者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ又はｍｏｖａに係る契約を締結した場合は、継続して当該契約を締結し呼出音選択機能の提供を受けたものとみなして前項の規定を適用します。

5　一般契約又は定期契約に係る契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結した場合は、継続して当該契約を締結し呼出音選択機能の提供を受けたものとみなして第３項の規定を適用します。

6　呼出音選択機能の提供を受けているＦＯＭＡについて、名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、名義変更と同時に呼出音選択機能の提供を受けたときは、継続して呼出音選択機能の提供を受けたものとみなして第３項の規定を適用します。

（その他）

7　経企第619号（平成16年７月22日）の附則第２項（ギリシャ共和国アテネにおけるＦＯＭＡ試験サービスの提供）中「平成16年９月30日までの間」を「平成16年８月30日までの間」に改めます。

附　則（平成16年８月27日経企第782号）

この改正規定は、平成16年９月６日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分については、平成16年９月７日から実施します。

附　則（平成16年９月16日経企第857号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月１日から実施します。

ただし、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分については、平成16年９月21日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

（64kb/sデジタル通信モードによる通信料の特例）

３　この改正規定実施の際現にＦＯＭＡに係る契約を締結している場合（利用休止をしている場合を除きます。)において、この改正規定実施日を含む暦月及びその翌暦月における64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものであって、料金表第１表第４（通信料）の１の⑱に規定するもの以外に限ります。以下この附則において同じとします。)に関する料金については、その月間累計額から 500円（その月間累計額が 500円に満たない場合はその額とします。以下この附則において同じとします。)を控除します。

４　この改正規定の実施日から平成17年３月31日までの間にＦＯＭＡ契約の申込み又はＦＯＭＡの利用休止に係る再利用の請求をし、その承諾を受けた場合において、その64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金については、その承諾日を含む暦月及びその翌暦月における通信料の月間累計額から 500円を控除します。

ただし、その暦月において第３項の適用を受けている場合の当該月の通信料については、この限りでありません。

５　前２項の規定にかかわらず、ＦＯＭＡの利用休止又は契約の解除があった場合の取扱いについては、次に定めるところによります。

⑴　その暦月においてＦＯＭＡの利用休止又は契約の解除があった場合（その暦月の末日において、そのＦＯＭＡが再利用されている場合を除きます。)は、その利用休止又は契約の解除までの当該月の通信料については、前３項の規定を適用しません。

⑵　前号の規定によるほか、その暦月の翌暦月の３日（平成16年12月及び平成17年４月については、その翌暦月の５日）までの間にＦＯＭＡの利用休止又は契約の解除があった場合の当該月の通信料については、前３項の規定を適用しません。

６　一般契約又は定期契約に係る契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結した場合は、継続して当該契約を締結したものとみなして前２項の規定を適用します。

７　料金表第１表第４（通信料）に規定する通信料の割引の適用については、それぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額について第３項及び第４項の規定を適用します。

８　料金表第１表第４に規定する控除可能額及び繰越額の適用については、第３項及び第４項の規定を適用した後の月間累計額から控除可能額及び繰越額を控除します。

（注）当社は、この附則の第５項第２号に規定する期日を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。

附　則（平成16年10月６日経企第946号）

この改正規定は、平成16年10月12日から実施します。

附　則（平成16年10月21日経企第1016号）

この改正規定は、平成16年11月１日から実施します。

附　則（平成16年11月24日経企第1220号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年12月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分（台湾に係る部分を除きます。)は、平成16年11月26日から実施します。

（専用回線等接続サービスに係る契約に関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、当社が定める専用回線等接続サービス契約約款に規定する同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

専用回線等接続契約 第１種接続利用契約 第２種接続利用契約	専用回線等接続契約 ビジネスmopera契約 第１種接続装置に係る契約 第５種接続装置に係る契約

（料金等の支払いに関する経過措置）

3　この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた専用回線等接続サービスに係る料金その他の債権については、この改正規定実施の日において、改正後の専用回線等接続サービス契約約款の規定により生じた専用回線等接続サービスに係る料金その他の債権に移行したものとみなし、その請求その他の取扱いについては、専用回線等接続サービス契約約款の規定に準じて取り扱います。

4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、前項に規定する場合を除き、なお従前のとおりとします。

（改正規定実施前に行った手続き等の効力等）

5　この改正規定実施前に、改正前の規定により行った専用回線等接続サービスに係る手続きその他の行為は、改正後の専用回線等接続サービス契約約款にこれに相当する規定があるときは、専用回線等接続サービス契約約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

6　この改正規定実施の際現に､改正前の規定により提供している専用回線等接続サービスは、改正後の専用回線等接続サービス契約約款中にこれに相当する規定があるときは、専用回線等接続サービス契約約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則（平成16年12月17日経企第1341号）

この改正規定は、平成16年12月25日から実施します。

附　則（平成17年１月21日経企第1486号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年２月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年２月４日経企第1565号）

この改正規定は、平成17年２月15日から実施します。

ただし、この改正規定中、営業区域に関する部分は、平成17年２月13日から実施します。

附　則（平成17年２月23日経企第1653号）

この改正規定は、平成17年３月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際ＳＭＳに関する部分は、平成17年３月２日から実施します。

附　則（平成17年３月25日経企第1843号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年４月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、通信料金明細内訳の部分については、平成17年４月20日から実施します。

（ＦＯＭＡパケットパックに係る経過措置）
2　この改正規定実施前に、改正前の規定により料金表第１表第３（通信料）の⑺に規定するＦＯＭＡパケットパックの適用並びに⑺の２に規定するパケ・ホーダイの適用を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、ＦＯＭＡパケットパックの適用を廃止したものとみなします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年３月30日経企第1884号）

この改正規定は、平成17年４月８日から実施します。
ただし、この改正規定中、デジタル　テレコミュニケーションズ　フィリピンの部分は平成17年４月９日から実施します。

附　則（平成17年４月７日経企第37号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年４月12日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年４月20日経企第94号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年５月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分については平成17年４月22日から、契約者確認に関する部分については平成17年５月５日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年４月20日経企第94号）

（実施期日）
この改正規定は、平成17年５月５日から実施します。

附　則（平成17年４月28日経企第132号）

この改正規定は、平成17年５月13日から実施します。
ただし、この改正規定中、マレーシア及び香港に関する部分については、平成17年５月14日、イスラエル及びスペインに関する部分については、平成17年５月16日から実施します。

附　則（平成17年５月24日経企第204号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年６月１日から実施します。
ただし、データバックアップ機能の提供は、当社が定める日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（インターネットメール機能の提供に係る経過措置）
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているインターネットメール機能に係る提供条件は次のとおりとします。
⑴　付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区　　分	単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ

			内は税込額）
インターネットメール機能	POPメール機能	加算額（１契約ごとに）	400円(　420円)
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量５メガバイト追加ごとに）	300円(　315円)
	IMAPメール機能	加算額（１契約ごとに）	1,400円(1,470円)
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量５メガバイト追加ごとに）	300円(　315円)

⑵　削　除

⑶　⑴以外のインターネットメール機能に係るその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、メール着信機能及びウイルスチェック機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、次表の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

ただし、特定事業者との間において、携帯電話番号ポータビリティがあったときの、メール着信通知機能に係る債権に関する取り扱いについては、改正後の規定におけるmoperaU 機能の場合に準じるものとします。

区　　分	単　　位	料　金　額　(月額) 次の税抜額（かっこ内は税込額）
メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	５円(5.25円)
ウイルスチェック機能	加算額（１契約ごとに）	200円(　210円)

（ＦＯＭＡデータプラン２２の料金に係る経過措置）

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりＦＯＭＡデータプラン２２を選択している場合の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

⑴　基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額　(月額) 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	ＦＯＭＡデータプラン２２	2,200円(　2,310円)

イ　定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準じます。

⑵　通信料については、経企第848号（平成17年10月25日）の附則に定めるＦＯＭＡプラン３９のＦＯＭＡに係る通信とみなしてその規定により算定した額を適用します。

⑶　基本使用料の料金種別を料金表に定めるデータ専用プランへ変更した場合は、その変更のあった料金月及びその前料金月に生じた繰越額は無効とし、変更のあった料金月の翌料金月以降における控除は行いません。
⑷　ＦＯＭＡデータプラン２２に係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る一般契約を締結する場合の解約金については、支払いを要しません。
⑸　ＰＴＴ通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
⑹　経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
⑺　ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。
⑻　ＦＯＭＡデータプラン２２に係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
⑼　契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
⑽　特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いについては、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。
⑾　その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（moperaU機能に係る付加機能使用料に関する経過措置）

6　この改正規定実施の日から平成17年８月31日までの間において、別表２（付加機能）に規定するmoperaU機能に係る請求をし、その提供を受けたときは、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、その機能の提供を開始した日を含む暦月、その翌月及び翌々月に係る付加機能使用料（スタンダードプランに係る基本額及びＩＰ網接続機能に係る加算額に限ります。)の支払いを要しません。

ただし、契約の解除があった場合又はこの機能の廃止があった場合のその暦月以降の料金については、この限りでありません。

附　則（平成17年５月26日経企第230号）

この改正規定は、平成17年５月27日から実施します。

ただし、この改正規定中、カタールテレコムに関する部分は、平成17年５月30日から実施します。

附　則（平成17年６月３日経企第265号）

この改正規定は、平成17年６月10日から実施します。

附　則（平成17年６月20日経企第324号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年７月１日から実施します。

ただし、ｉモード機能に関する部分については、平成17年７月７日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第３項に定めるインターネットメール機能は、インフォゲート機能の廃止後においても提供するものとし、同項第１号及び第２号を次のように改めます。

⑴　付加機能使用料については、次表のとおりとします。

		料金額（月額）

区　　分		単　　位	次の税抜額（かっこ内は税込額）
インターネットメール機能	POPメール機能	基本額（１契約ごとに）	500円(　525円)
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量５メガバイト追加ごとに）	300円(　315円)
	IMAPメール機能	基本額（１契約ごとに）	1,500円(1,575円)
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量５メガバイト追加ごとに）	300円(　315円)

⑵　ｍｏｖａサービス契約約款又はパケット通信サービス契約約款に規定するインターネットメール機能の提供を受けている契約者が、そのインターネットメール機能に係る契約の解除と同時にＦＯＭＡ契約を締結する場合には、この改正後の規定にかかわらず、改正前の規定によりインターネットメール機能に係る付加機能の提供を請求をすることができます。

ただし、その請求がＦＯＭＡ契約の締結に係る請求と同時に行われないときは、この限りでありません。

（グループ機能に関する付加機能使用料の経過措置）

４　１のＦＯＭＡについて、グループ機能及びインターネットメール機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、身体障がい者等割引の適用を受ける場合を除き、付加機能使用料の合計額から100円（月額）を減額して適用します。

附　則（平成17年７月４日経企第428号）

この改正規定は、平成17年７月12日から実施します。

ただし、ケータイ払いに関する部分については平成17年７月29日から実施します。

附　則（平成17年７月20日経企第482号）

この改正規定は、平成17年８月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ケーティー　フリーテルに関する部分については、平成17年７月26日から実施します。

附　則（平成17年８月24日経企第598号）

この改正規定は、平成17年９月１日から実施します。

附　則（平成17年９月５日経企第652号）

この改正規定は、平成17年９月９日から実施します。

附　則（平成17年９月22日経企第709号）

この改正規定は、平成17年10月１日から実施します。

附　則（平成17年10月25日経企第848号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年11月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、複数番号機能（マルチナンバー）及び即時接続機能に係る部分については平成17年11月10日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（旧プランＦＯＭＡに関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているＦＯＭＡ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているもの及び第５項の規定により提供するものを含みます。以下この附則において「旧プランＦＯＭＡ」といいます。）の料金その他の提供条件は、

次のとおりとします。

⑴ 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区分		料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA	FOMAプラン３９	3,850円 (4,042.5円)
	FOMAプラン４９	4,850円 (5,092.5円)
	FOMAプラン６７	6,650円 (6,982.5円)
	FOMAプラン１００	9,950円 (10,447.5円)
	FOMAプラン１５０	14,950円 (15,697.5円)
	ビジネスプラン	9,750円 (10,237.5円)
	リミットプラス	4,250円 (4,462.5円)

イ アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については次の(ア)から(ウ)に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

(ア) 基本使用料の減額適用

経過期間	基本使用料の減額（月額） アの規定の額に次の係数を乗じて得た額	
	一般契約に係るもの（継続利用割引サービス）	定期契約に係るもの（いちねん割引）
12か月まで	——	0.10
12か月超え24か月まで	0.07	0.11
24か月超え36か月まで	0.08	0.12
36か月超え48か月まで	0.10	0.13
48か月超え60か月まで	0.12	0.14
60か月超	0.15	0.15

(イ) 複数回線複合割引（ファミリー割引）、複数契約割引（ビジネス割引）、定期包括割引（ビジネスセーバー）、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額、身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(ウ) 旧プランＦＯＭＡの基本使用料の料金種別は、変更することができません。

⑵ 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B以外のもの

料金種別		料金額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	17円 (17.85円)	12円 (12.6円)
	ＦＯＭＡプラン４９	15.5円 (16.275円)	11円 (11.55円)
	ＦＯＭＡプラン６７	14.5円 (15.225円)	10円 (10.5円)
	ＦＯＭＡプラン１００	13.5円 (14.175円)	9.5円 (9.975円)
	ＦＯＭＡプラン１５０	12円 (12.6円)	8.5円 (8.925円)
	リミットプラス	20円 (21円)	20円 (21円)

B 衛星電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a 第１種衛星電話の契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料金額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	②のＣのａのＩに規定する料金額と同額

b ａ以外のもの

料金種別		料金額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		

	ＦＯＭＡプラン３９	41.5円 (43.575円)	29円 (30.45円)
	ＦＯＭＡプラン４９	38.5円 (40.425円)	27円 (28.35円)
	ＦＯＭＡプラン６７	35.5円 (37.275円)	25円 (26.25円)
	ＦＯＭＡプラン１００	32.5円 (34.125円)	23円 (24.15円)
	ＦＯＭＡプラン１５０	30円 (31.5円)	21円 (22.05円)
	リミットプラス	50円 (52.5円)	50円 (52.5円)

② 相互接続通信に係るもの

Ａ ＢからＤ以外のもの

ａ ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

Ⅰ Ⅱ以外のもの

料金種別		料金額			
		営業区域内通信及び営業区域隣接県通信		その他の通信	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）			
		標準タイム	お得タイム	標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡプラン３９	15.5円 (16.275円)	10.5円 (11.025円)	17円 (17.85円)	11.5円 (12.075円)
	ＦＯＭＡプラン４９	14円 (14.7円)	10円 (10.5円)	15.5円 (16.275円)	11円 (11.55円)
	ＦＯＭＡプラン６７	13円 (13.65円)	9円 (9.45円)	14.5円 (15.225円)	10円 (10.5円)
	ＦＯＭＡプラン１００	12円 (12.6円)	8.5円 (8.925円)	13円 (13.65円)	9円 (9.45円)
	ＦＯＭＡプラン１５０	11円 (11.55円)	7.5円 (7.875円)	12円 (12.6円)	8.5円 (8.925円)
	リミットプラス	20円 (21円)	20円 (21円)	20円 (21円)	20円 (21円)

Ⅱ　フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＳＴＮｅｔ、ソフトバンクＢＢ株式会社又はZIP Telecom株式会社が提供するが提供する電気通信サービス（別に定めるものに限ります。）の契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡプラン３９	16円（　16.8円）	11円（11.55円）
	ＦＯＭＡプラン４９	15円（　15.75円）	10.5円（11.025円）
	ＦＯＭＡプラン６７	14円（　14.7円）	9.5円（9.975円）
	ＦＯＭＡプラン１００	12.5円（13.125円）	９円（　9.45円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	11.5円（12.075円）	８円（　8.4円）
	リミットプラス	20円（　21円）	20円（　21円）

ｂ　旧プランＦＯＭＡの契約者回線等への通信に係る料金については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて適用します。

Ｂ　協定事業者が提供するＰＨＳサービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	22円（　23.1円）	15.5円（16.275円）
	ＦＯＭＡプラン４９	20.5円（21.525円）	14.5円（15.225円）
	ＦＯＭＡプラン６７	19円（19.95円）	13円（13.65円）
	ＦＯＭＡプラン１００	17.5円（18.375円）	12円（　12.6円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	15.5円（16.275円）	11円（11.55円）
	リミットプラス	20円（　21円）	20円（　21円）

C　協定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又は携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ａ　特定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスの契約者回線等への通信に係るもの

Ⅰ　Ⅱ以外のもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	18.5円 (19.425円)	13円(13.65円)
	ＦＯＭＡプラン４９	17.5円 (18.375円)	12円(12.6円)
	ＦＯＭＡプラン６７	16円 (16.8円)	11円(11.55円)
	ＦＯＭＡプラン１００	14.5円 (15.225円)	10円(10.5円)
	ＦＯＭＡプラン１５０	13.5円 (14.175円)	9.5円(9.975円)
	リミットプラス	20円 (21円)	20円(21円)

Ⅱ　着信側の他社契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏する地域が営業区域に隣接する県内となる通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	①のＡに規定する料金額と同額

ｂ　特定事業者以外の協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	ａのⅠに規定する料金額と同額

Ｄ　ＫＤＤＩ株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うＫＤＤＩ株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、ＫＤＤＩ株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額			
		営業区域内通信及び営業区域隣接県通信		その他の通信	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）			
		標準タイム	お得タイム	標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡプラン３９	19.5円 (20.475円)	13.5円 (14.175円)	21.5円 (22.575円)	14.5円 (15.225円)
	ＦＯＭＡプラン４９	18円 (18.9円)	12.5円 (13.125円)	19.5円 (20.475円)	14円 (14.7円)
	ＦＯＭＡプラン６７	16.5円 (17.325円)	11.5円 (12.075円)	18.5円 (19.425円)	12.5円 (13.125円)
	ＦＯＭＡプラン１００	15円 (15.75円)	11円 (11.55円)	16.5円 (17.325円)	11.5円 (12.075円)
	ＦＯＭＡプラン１５０	14円 (14.7円)	9.5円 (9.975円)	15円 (15.75円)	11円 (11.55円)
	リミットプラス	20円 (21円)	20円 (21円)	20円 (21円)	20円 (21円)

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料金種別		料金額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信		
	FOMAプラン３９	30.5円 (32.025円)	21.5円 (22.575円)
	FOMAプラン４９	28円 (29.4円)	19.5円 (20.475円)
	FOMAプラン６７	26円 (27.3円)	18円 (18.9円)
	FOMAプラン１００	24円 (25.2円)	16.5円 (17.325円)
	FOMAプラン１５０	21.5円 (22.575円)	15円 (15.75円)
	リミットプラス	36円 (37.8円)	36円 (37.8円)

② 相互接続通信に係るもの

A BからD以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額			
		営業区域内通信及び営業区域隣接県通信		その他の通信	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）			
		標準タイム	お得タイム	標準タイム	お得タイム
FOMAデジタル通信料	FOMAプラン３９	27.5円 (28.875円)	19.5円 (20.475円)	30円 (31.5円)	21円 (22.05円)
	FOMAプラン４９	25.5円 (26.775円)	18円 (18.9円)	28円 (29.4円)	19.5円 (20.475円)
	FOMAプラン６７	23.5円 (24.675円)	16.5円 (17.325円)	26円 (27.3円)	18円 (18.9円)
	FOMAプラン１００	21.5円 (22.575円)	15円 (15.75円)	23.5円 (24.675円)	16.5円 (17.325円)
	FOMAプラン	19.5円	14円	21.5円	15円

	１５０	(20.475円)	(14.7円)	(22.575円)	(15.75円)
	リミットプラス	36円 (37.8円)	36円 (37.8円)	36円 (37.8円)	36円 (37.8円)

ｂ　ＦＯＭＡサービスの契約者回線等への通信に係る料金については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて適用します。

Ｂ　協定事業者が提供するＰＨＳサービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	39.5円 (41.475円)	27.5円 (28.875円)
	ＦＯＭＡプラン４９	36.5円 (38.325円)	25.5円 (26.775円)
	ＦＯＭＡプラン６７	34円 (　35.7円)	23.5円 (24.675円)
	ＦＯＭＡプラン１００	31円 (32.55円)	22円 (　23.1円)
	ＦＯＭＡプラン１５０	28円 (　29.4円)	20円 (　　21円)
	リミットプラス	36円 (　37.8円)	36円 (　37.8円)

C　協定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又は携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ａ　特定事業者が提供するＦＯＭＡサービスの契約者回線等への通信に係るもの

Ⅰ　Ⅱ以外のもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	33.5円 (35.175円)	23.5円 (24.675円)
	ＦＯＭＡプラン４９	31円 (32.55円)	21.5円 (22.575円)
	ＦＯＭＡプラン６７	28.5円 (29.925円)	20円 (21円)
	ＦＯＭＡプラン１００	26.5円 (27.825円)	18.5円 (19.425円)
	ＦＯＭＡプラン１５０	24円 (25.2円)	16.5円 (17.325円)
	リミットプラス	36円 (37.8円)	36円 (37.8円)

Ⅱ　着信側の他社契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏する地域が営業区域に隣接する県内となる通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	①に規定する料金額と同額

ｂ　特定事業者以外の協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	ａのⅠに規定する料金額と同額

Ｄ　ＫＤＤＩ株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うＫＤＤＩ株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、ＫＤＤＩ株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別			料金額			
			営業区域内通信及び営業区域隣接県通信		その他の通信	
			30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）			
			標準タイム	お得タイム	標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	ＦＯＭＡプラン３９	31.5円 (33.075円)	22円 (23.1円)	34.5円 (36.225円)	24円 (25.2円)
		ＦＯＭＡプラン４９	29円 (30.45円)	20.5円 (21.525円)	32円 (33.6円)	22.5円 (23.625円)
		ＦＯＭＡプラン６７	27円 (28.35円)	19円 (19.95円)	29.5円 (30.975円)	20.5円 (21.525円)
		ＦＯＭＡプラン１００	24.5円 (25.725円)	17円 (17.85円)	27円 (28.35円)	19円 (19.95円)
		ＦＯＭＡプラン１５０	22.5円 (23.625円)	15.5円 (16.275円)	24.5円 (25.725円)	17円 (17.85円)
		リミットプラス	36円 (37.8円)	36円 (37.8円)	36円 (37.8円)	36円 (37.8円)

(ウ)　パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、パケット定額の適用については、次のとおりとします。

①パケ・ホーダイについては、基本使用料の料金種別がＦＯＭＡプラン６７、ＦＯＭＡプラン１００、ＦＯＭＡプラン１５０及びビジネスプランのＦＯＭＡに係る契約者に限り選択することができます。

②パケ・ホーダイフル及びＢｉｚ・ホーダイについては、選択することができません。

イ　アの規定にかかわらず、ビジネスプランのＦＯＭＡに係る通信料は、改正後の規定におけるタイプビジネスのＦＯＭＡに係る通信とみなした場合に適用される料金額を適用します。

ウ　ア及びイに規定する通信料の適用については、次の(ア)から(エ)の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

(ア) 旧プランＦＯＭＡに係る控除可能額は、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

基本使用料の料金種別	控　除　可　能　額
ＦＯＭＡプラン３９	750円
ＦＯＭＡプラン４９	2,050円
ＦＯＭＡプラン６７	4,050円
ＦＯＭＡプラン１００	7,350円
ＦＯＭＡプラン１５０	11,650円
ビジネスプラン	5,200円
リミットプラス	2,200円

(イ) 通信料の月間累計額に応じた通信料の月極割引（ボリュームディスカウント）の適用は、次に定めるところによります。

１契約ごとに

区　　分		割　　引　　額
その料金月のＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累額	5,000円以上10,000円未満のとき	ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額
	10,000円以上50,000円未満のとき	ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額
	50,000円以上100,000円未満のとき	ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額
	100,000円以上のとき	ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額

(ウ) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用については、料金表第１表第３（通信料）の⒀のイの規定を適用しません

(エ) 当社又は特定事業者が提供するホームＵ回線又は専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に定める第８種接続装置を介して行われた通信に限ります。）に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

(オ)　特定事業者と旧プランＦＯＭＡに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社と旧プランＦＯＭＡに係る契約を締結した場合は、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社がＦＯＭＡサービスを継続して提供したものとみなして、(イ)の規定を適用した額を適用します。

(カ)　身体障がい者等割引の適用を受けている場合は、そのＦＯＭＡの契約者回線からの64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金（当社が別に定める通信を除きます。）について、アの(ア)に規定する額を適用します。

⑶　定期契約に係る解約金

ア　定期契約に係る解約金は、その契約に係る経過期間に基づき、次表に規定する額を適用します。　１契約ごとに

区　　分		解約金の額
契約の解除があったＦＯＭＡ	経過期間	次の税抜額（かっこ内は税込額）
	12か月未満	4,600円（4,830円）
	12か月以上60か月未満	1,600円（1,680円）

イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。ただし、定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

⑷　ｉモード機能に係る付加機能使用料は、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡのｉモード機能に係る付加機能使用料と同額とします。

⑸　ＰＴＴ通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

⑹　⑷の規定によるほか、旧プランＦＯＭＡに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

⑺　ｉモード通信履歴の閲覧については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

⑻　旧プランＦＯＭＡに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。ただし、ホームＵについてはこの限りでありません。

⑼　契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

⑽　特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いについては、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

⑾　身体障がい者等割引の適用を受けている場合の番号案内料等の適用については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じます。

⑿　⑴から⑾以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（旧プランＦＯＭＡに係るＦＯＭＡドコモコールの通信料に関する経過措置）

4　特定事業者が提供する旧プランＦＯＭＡに係るＦＯＭＡドコモコールの通信料については、その通信を旧プランＦＯＭＡ（基本使用料の料金種別が同一のものとします。）に係る通信とみなして適用します。

（旧プランＦＯＭＡに係る契約申込の承諾に関する経過措置）

5　当社は、新たに旧プランＦＯＭＡに係る契約申込みがあった場合は、その契約申込が当社

若しくは特定事業者と締結している旧プランＦＯＭＡに係る契約の解除と同時に新たに当社と締結するためのものであるときに限り、改正前の規定によりその申込を承諾します。
　この場合において、新たに契約を締結した旧プランＦＯＭＡの基本使用料の料金種別は契約の解除に係る旧プランＦＯＭＡと同一とします。
（その他）
6　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第２号中「通信料については、ＦＯＭＡプラン３９」を「通信料については、経企第848号（平成17年10月25日）の附則に定めるＦＯＭＡプラン３９」に、「料金表第１表第３（通信料）の２（料金額）の」を「その」に改め、同項第５号を第７号とし、第４号の次に次の二号を加えます。
⑸　経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
⑹　ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能の提供条件については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。
附　則（平成17年11月４日経企第879号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年11月11日から実施します。
（ＰＴＴ通信料に関する特例）
2　この改正規定実施の日から平成17年12月31日までの間にセッションが終了したＰＴＴ通信モードによる通信の料金については、改正後の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
（その他）
3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第７号中「⑴から⑹」を「⑴から⑺」に改め、同項第５号を第６号、第６号を第７号、第７号を第８号とし、第４号の次に次の一号を加えます。
⑸　ＰＴＴ通信モードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
4　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第５号を同項第６号、第６号を第７号、第７号を第８号とし、第４号の次に次の一号を加えます。
⑸　ＰＴＴ通信モードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
附　則（平成17年11月24日経企第961号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年12月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、電気通信事業者への情報の通知に関する部分については、平成18年３月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ファミリーワイドの提供に関する経過措置）
3　この改正規定中、平成18年３月31日までに満15歳に満たない者又は満15歳に満たない者のためにファミリーワイドを選択することに同意を得ている者としてファミリーワイドを選択した定期契約者であって、その定期契約者が平成18年４月１日において満15歳に満たない者に該当しなくなる場合は、当社が定める日において、そのファミリーワイドに係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別をタイプＳＳへ変更します。
　ただし、その前に契約者が他の料金種別へ変更した場合はこの限りでありません。
（mopera U機能に係る付加機能使用料に関する特例）
4　この改正規定実施の日から平成18年３月31日までの間において、別表２（付加機能）に規定するmopera U機能のスタンダードプランに係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、その請求のあった日を含む暦月、その翌暦月及び翌々暦月に係る付加機能使用料

（moperaU機能のスタンダードプランに係る基本額に限ります。）の支払いを要しません。
ただし、この改正規定実施前にmoperaU機能のスタンダードプランの利用に関する請求を行っている場合、ｍｏｖａサービスに係る契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡサービスに係る契約を締結した者がmoperaU機能のスタンダードプランの利用に関する請求を行っている場合又はその暦月の翌暦月の７日までの間に契約の解除若しくはこの機能の廃止があった場合（その暦月以降の料金に限ります。）は、この特例が適用されない場合があります。

（無線ＩＰアクセス定額料に係る特例）

5　前項の適用を受けているＦＯＭA契約者が無線ＩＰアクセスサービスを利用しているときは、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の規定にかかわらず、前項の適用を受けている期間に限りそのＦＯＭAに係る無線ＩＰアクセス定額料の支払いを要しません。

（その他）

6　経企第324号（平成17年６月20日）及び経企第848号（平成17年10月25日）の附則中、「身体障害者等割引」を「身体障がい者等割引」に改めます。

附　則（平成17年11月30日経企第994号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年12月９日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（インターネットメール機能に係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、経企第204号（平成17年５月24日）の附則第３項及び第４項の規定により当社が提供している次の表の左欄に規定するインターネットメール機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により提供する同表の右欄の規定に移行したものとみなします。

インターネットメール機能 メール着信通知機能 ウイルスチェック機能	moperaU機能 スタンダードプラン メール着信通知機能 メールウイルスチェック機能

4　前項の場合において、契約者がライトプランに係るmoperaU機能を利用しているときは、当社は、この改正規定実施の日において、その機能に係る廃止の請求があったものとみなして取り扱います。

（その他）

5　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第３項２号を次のように改めます。

⑵　削　除

附　則（平成17年12月５日経企第1012号）

この改正規定は、当社が別に定める日から実施します。

附　則（平成17年12月15日経企第1038号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年12月21日から実施します。

（その他）

2　通信モジュール以外の移動無線装置であっても、当社が定める日までの間に限り、ＦＯＭAユビキタスの契約者回線に接続できるものとし、接続した場合にはその日までに取り外していただきます。

3　経企第1012号（平成17年12月５日）の附則中、「平成17年12月22日」を「当社が別に定める日」に改めます。

附　則（平成17年12月22日経企第1074号）

この改正規定は、平成18年１月１日から実施します。

附　則（平成18年１月24日経企第1167号）

この改正規定は、平成18年２月１日から実施します。

附　則（平成18年２月９日経企第1209号）

この改正規定は、平成18年２月20日から実施します。

附　則（平成18年２月22日経企第1255号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年３月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ファミリーワイドリミットの提供に関する経過措置）

３　この改正規定中、平成18年３月31日までに満15歳に満たない者又は満15歳に満たない者のためにファミリーワイドリミットを選択することに同意を得ている者としてファミリーワイドリミットを選択した定期契約者であって、その定期契約者が平成18年４月１日において満15歳に満たない者に該当しなくなる場合は、当社が定める日において、そのファミリーワイドリミットに係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別をタイプリミットへ変更します。

ただし、その前に契約者が他の料金種別へ変更した場合はこの限りでありません。

（通信料の特例）

４　国際アウトローミングを提供するウィンドの64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する国際アウトローミング利用料は、当社が定める期間に限り、料金表の規定にかかわらず、通話モードによる通信に関する国際アウトローミング利用料の額と同額とします。

（その他）

５　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)を次のように改めます。

(ウ)　パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、パケ・ホーダイの適用については、基本使用料の料金種別がＦＯＭＡプラン６７、ＦＯＭＡプラン１００、ＦＯＭＡプラン１５０及びビジネスプランのＦＯＭＡに係る契約者に限り選択することができるものとします。

附　則（平成18年３月27日経企第1361号）

この改正規定は、平成18年４月１日から実施します。

附　則（平成18年４月13日経企第49号）

この改正規定は、平成18年４月20日から実施します。

附　則（平成18年４月21日経企第90号）

この改正規定は、平成18年４月28日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係るフィリピンに関する部分については、平成18年４月23日、その他の外国の電気通信事業者の部分については、平成18年５月１日から実施します。

附　則（平成18年５月19日経企第213号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、キフ　スター　ジーエスエム　ジェイエスシー及びイーエムティーに関する部分については、平成18年５月26日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第８号を第９号とし、第７号の次に次の一号を加えます。

⑻　改正後の約款第13章（雑則）の規定は、ＦＯＭＡデータプラン２２に係るＦＯＭＡにお

いて準用します。
4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則を次のように改めます。
⑴　第３項第２号のアの(ア)の②のＡのａのⅡ中、「又はソフトバンクＢＢ株式会社が提供する」を「、ソフトバンクＢＢ株式会社又はZIP Telecom株式会社が提供する」に改めます。
⑵　第３項第８号中「⑴から⑺」を「⑴から⑻」に改め、同号を第９号とし、第７号の次に次の一号を加えます。
⑻　改正後の約款第13章（雑則）規定は、旧プランＦＯＭＡにおいて準用します。

附　則（平成18年５月22日経企第223号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年５月30日から実施します。
（おまかせロックに係る手続きに関する料金の特例）
2　料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、おまかせロックに係るものについては、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、支払いを要しません。
（その他）
3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第７号中「ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能の提供条件」を「ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件」に改めます。
4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第６号中「旧プランＦＯＭＡに係る付加機能の提供条件」を「旧プランＦＯＭＡに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件」に改めます。

附　則（平成18年６月22日経企第347号）

この改正規定は、平成18年７月１日から実施します。

附　則（平成18年７月25日経企第483号）

この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、ダンスク　モビル　テレフォン　アンド　ソノフォン、テレツーエージー　リヒテンシュタイン及びボーダコム　タンザニアに関する部分については、平成18年７月26日から実施します。

附　則（平成18年８月24日経企第598号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年９月１日から実施します。
ただし、ハイスピードモードに関する部分及びｉモード機能に関する部分は、平成18年８月31日から実施します。
（番号えらべるサービスに係る手続きに関する料金の特例）
2　料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、第91条の３（番号えらべるサービスの利用）の規定により支払いを要するものについては、この改正規定実施の日から平成19年３月31日までの間、支払いを要しません。
（その他）
3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第５号を次のように改めます。
⑸　ＰＴＴ通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第５号を次のように改めます。
⑸　ＰＴＴ通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

附　則（平成18年９月12日経企第672号）

この改正規定は、平成18年９月20日から実施します。

附　則（平成18年９月25日経企第727号）

この改正規定は、平成18年10月２日から実施します。
ただし、この改正規定中、インドに関する部分については、平成18年10月２日から実施しま

す。

附　則（平成18年９月29日経企第749号）

（実施期日）

この改正規定は、平成18年10月２日から実施します。

附　則（平成18年10月18日経企第805号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年10月24日から実施します。

（ケータイお探しサービスに関する特例）

２　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間においては、当社が別に定める回数に限り、ケータイお探しサービスを利用できるものとし、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定するケータイお探しサービスの手続きに関する料金については、支払いを要しません。

（その他）

３　経企第204号（平成17年５月24日）の附則を次のように改めます。

⑴　第４項を次のように改めます。

この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、メール着信機能及びウイルスチェック機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、次表の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

ただし、特定事業者との間において、携帯電話番号ポータビリティがあったときの、メール着信通知機能に係る債権に関する取り扱いについては､改正後の規定におけるmoperaU機能の場合に準じるものとします。

区　　分	単　　位	料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	５円(5.25円)
ウイルスチェック機能	加算額（１契約ごとに）	200円(210円)

⑵　第５項第８号を次のように改めます。

⑻　ＦＯＭＡデータプラン２２に係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

４　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第８号を次のように改めます。

⑻　旧プランＦＯＭＡに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

附　則（平成18年10月25日経企第840号）

この改正規定は、平成18年11月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ｉＣお引っこしサービスに関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

附　則（平成18年11月１日経企第870号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年11月１日から実施します。

（その他）

２　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のウ中、「(ア)から(ウ)」を「(ア)から(エ)」に改め、(ウ)の次に次の(エ)を加えます。

(エ)　当社が提供する専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に定める第８種接続装置を介して行われた通信に限ります。）に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

附　則（平成18年11月22日経企第952号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成18年12月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、留守番電話及び不在案内機能に関する部分については、平成18年11月30日から実施します。

（ＰＴＴ通信モードによる通信の料金に関する特例）

2　この改正規定実施の日から平成18年12月31日までの間にセッションが終了したＰＴＴ通信モードによる通信の料金（当該料金月のＰＴＴ通信モードに係る定額通信料を含みます。）については、その支払いを要しません。

附　則（平成18年12月25日経企第1094号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年１月１日から実施します。

（その他）

2　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項中第９号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

⑼　契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第９号中「⑴から⑻」を「⑴から⑼」に改め、同号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

⑼　契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

（その他）

4　経企第598号（平成18年８月24日）の附則第２項中、「平成18年12月31日」を「平成19年３月31日」に改めます。

附　則（平成19年１月19日経企第1189号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年１月26日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の日から平成19年４月30日までの間におけるブラウザ利用制限機能に係る付加機能使用料の加算額については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区　　分</th><th rowspan="2">単　　位</th><th>料金額（月額）</th></tr>
<tr><th>次の税抜額（かっこ内は税込額）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">グループ管理機能（ビジネス mopera あんしんマネージャー）</td><td rowspan="4">追加機能</td><td colspan="2">ブラウザ利用制限機能</td><td rowspan="4">加算額（１管理グループごとに）</td><td rowspan="4">―――

1,000円(1,050円)</td></tr>
<tr><td>登録可能数</td></tr>
<tr><td>50まで</td></tr>
<tr><td>60まで</td></tr>
</table>

			70まで		2,000円(2,100円)
			80まで		3,000円(3,150円)
			90まで		4,000円(4,200円)
			100まで		5,000円(5,250円)
			101以上		別に定める額

附　則（平成19年２月７日経企第1249号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年２月14日から実施します。

（国際ショートメッセージ通信の特例）

2　この改正規定実施の日から平成19年３月31日までの間に送信が完了した国際ショートメッセージ通信に係る料金については、料金表第１表第３（通信料）の２（料金額）２－４の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

送信１回ごとに

料　金　種　別	料　金　額
ＦＯＭＡ国際ショートメッセージ通信料	25円

（注）料金額については消費税相当額を加算しません。

附　則（平成19年２月22日経企第1304号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年３月１日から実施します。

（その他）

2　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)を次のように改めます。

(ウ)　パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、パケット定額の適用については、次のとおりとします。

①パケ・ホーダイについては、基本使用料の料金種別がＦＯＭＡプラン６７、ＦＯＭＡプラン１００、ＦＯＭＡプラン１５０及びビジネスプランのＦＯＭＡに係る契約者に限り選択することができます。

②パケ・ホーダイフルについては、選択することができません。

附　則（平成19年３月23日経企第1393号）

(実施期日)

1　この改正規定は、平成19年４月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、発信者番号通知に関する部分については、平成19年３月30日、パケット定額に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する特例）

3　この改正規定実施の日から平成19年６月30日までの間におけるＢｉｚ・ホーダイに係る定額通信料については、料金表第１表第３（通信料）の⑺の２の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）
Ｂｉｚ・ホーダイ	税抜額 2,850円（税込額 2,992円）

（その他）

4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)の②を次のように改めます。

②パケ・ホーダイフル及びＢｉｚ・ホーダイについては、選択することができません。

附　則（平成19年４月23日経企第91号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年４月27日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る部分については、平成19年５月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年４月27日経企第120号）

この改正規定は、平成19年５月７日から実施します。

附　則（平成19年５月18日経企第178号）

この改正規定は、平成19年５月25日から実施します。

附　則（平成19年５月25日経企第197号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いに関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（呼び出し音選択機能の音楽等追加機能に係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している呼出音選択機能（メロディコール）の音楽等追加機能に係る提供条件は次のとおりとします。

⑴　付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区　　分		単　　位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
呼出音選択機能	追加機能（音楽等追加機能）	加算額（１契約ごとに）	100円(　105円)

⑵　⑴以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4　当社は、新たに呼出音選択機能（メロディコール）の音楽等追加機能に係る利用の請求があったときは、次の場合に限り、改正前の規定によりこの機能を提供します。

⑴　呼出音選択機能に係る音楽等追加機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約若しくはｍｏｖａ契約（特定事業者に係るＦＯＭＡ契約若しくはｍｏｖａ契約を含みます。）の解除と同時

に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結する申込みと同時に本機能を請求するとき。

⑵　利用休止前にこの機能の提供を受けていたＦＯＭＡ契約者から、そのＦＯＭＡの再利用の請求と同時に本機能を請求するとき。

（番号えらべるサービスに係る手続きに関する料金の特例）

5　料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、第91条の３（番号えらべるサービスの利用）の規定により支払いを要するものについては、この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間、支払いを要しません。

（その他）

6　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項中第10号を第11号とし、第９号の次に次の一号を加えます。

⑽　特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いについては、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

7　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

⑴　第２号のウの(エ)の次に次の(オ)を加えます。

(オ)　特定事業者と旧プランＦＯＭＡに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社と旧プランＦＯＭＡに係る契約を締結した場合は、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社がＦＯＭＡサービスを継続して提供したものとみなして、(イ)の規定を適用した額を適用します。

⑵　第10号中、「⑴から⑼」を「⑴から⑽」に改め、同号を第11号とし、第９号の次に次の一号を加えます。

⑽　特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いについては、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

附　則（平成19年６月22日経企第300号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年７月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（国際アウトローミング利用料の特例）

3　次表に規定する外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングにより、64kb/sデジタル通信モードに係る通信を行ったときの国際アウトローミング利用料については、この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間において、料金表第４表の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

事　業　者　名	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左２欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	１分までごとに次の料金額			
ピーティー　インドサット (PT.INDOSAT Tbk)	224円	384円	384円	100円
スターハブ　モバイル	80円	224円	224円	100円

(StarHub Mobile Pte Ltd,)				
ケーティー　フリーテル (KT Freetel Co., Ltd.)	168円	328円	328円	－
ファー　イーストン　テレコミュニケーションズ(Far Easton Telecommunications Co., Ltd)	80円	224円	224円	100円
スマート　コミュニケーション (SMART Communications, Inc.,)	80円	304円	304円	100円
ハチソン　スリージー　ホンコン (Hutchison 3G HK Limited,)	80円	304円	304円	100円

(注) 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

4　前項に規定する外国の電気通信事業者、ハチソン　エッサー　モバイル　サービス、ハチソン　エッサー　リミテッド、ハチソン　テレコム　イースト、ハチソン　エッサー　セルラー、ファセル、ハチソン　テレフォン及びハチソン　テレフォン(マカオ)が提供する国際アウトローミングにより、パケット通信モードに係る通信を行った場合であって、この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間にセッションが終了したパケット通信モードに係る国際アウトローミング利用料については、料金表第４表の２(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１セッションごとに

料　　金　　額	
50課金対象パケット以下の部分	50円
50課金対象パケットを超える部分	１課金対象パケットごとに0.16円

附　則(平成19年７月25日経企第451号)

(実施期日)

1　この改正規定は、平成19年８月１日から実施します。

(その他)

2　経企第197号(平成19年５月25日)の附則第５項中、「平成19年７月31日」を「平成19年９月30日」に改めます。

附　則(平成19年８月６日経企第485号)

(実施期日)

1　この改正規定は、平成19年８月22日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(定期契約に係る解約金の適用に関する経過措置)

3　この改正規定実施の日から平成20年８月31日までの間に１年定期契約の解除があった場合であって、その契約の解除のあった暦月が、その契約の満了日を含む暦月であるときは、１年定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

附　則（平成19年８月24日経企第543号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年９月１日から実施します。

2　この改正規定中、定期契約に係る解約金の適用に関する部分は、前項の規定にかかわらず、平成19年５月25日から実施します。

（期間限定プランの提供に関する経過措置）

3　一般契約者は、第４号に該当するＦＯＭＡの料金種別に限り、この改正規定実施の日から平成22年６月30日までの間、料金表に定める基本使用料の料金種別のほか、期間限定プランを選択することができるものとし、料金その他の提供条件は次のとおりとします。

⑴　基本使用料の適用については、次のア及びイの規定によるほか、総合利用プランの場合に準ずるものとします。

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額　（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	期間限定プラン	1,500円(　1,575円)

イ　期間限定プランに係る基本使用料については、料金表第１表第１に規定する基本使用料の減額、複数回線複合割引、複数契約割引（ビジネス割引）、定期包括割引（ビジネスセーバー）及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）を適用しません。

⑵　通信料の適用については、次のア及びイの規定によります。

ア　指定割引回線群に属するＦＯＭＡ（期間限定プランに係るものに限ります。）に係る通信に関する料金については、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに準じて取り扱います。

ただし、料金表第１表第３（通信料）の⒀のイの規定は適用しません。

イ　期間限定プランに係る通信料については、アの規定によるほか、その通信をファミリーワイドに係るＦＯＭＡの契約者回線からの通信とみなして、料金表の規定により算定した額を適用します。

⑶　期間限定プランの選択については、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが次のいずれかに該当する場合に限り選択できます。

ア　平成19年４月27日において、当社又は特定事業者が提供する１．５Ｇデジタルのｍｏｖａサービスに係る契約を締結していた者が、継続してその契約を締結していると当社が認める場合であって、その契約の解除と同時に新たに当社と締結したＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

イ　平成17年４月１日において、当社又は特定事業者が提供するＰＨＳサービスに係る契約を締結していた者が、継続してその契約を締結していると当社が認める場合であって、その契約の解除と同時に新たに当社と締結したＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

⑷　期間限定プランを選択したＦＯＭＡ契約者が、その基本使用料の料金種別を他の料金種別に変更したときは、再度基本使用料の料金種別を期間限定プランへ変更することはできません。

⑸　期間限定プランについては、平成20年９月１日以降は、新たに選択することができません。

⑹　当社は、期間限定プランを選択したＦＯＭＡ契約者が、平成22年６月30日までの間に他の料金種別へ変更をしなかったときは、平成22年７月１日から、その期間限定プランに係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別をバリュープラン以外のものに係るタイプＳＳへ変更します。

⑺　定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と期間限定プランに係る一般契約を締結した場合は、定期契約に係る解約金について、その支払いを要しません。
⑻　期間限定プランの提供に係るその他の提供条件は、改正後の規定における総合利用プランの場合に準ずるものとします。
（着もじの利用に係る通信の料金に関する特例）
4　この改正規定実施の日から平成19年10月31日までの間に送信が完了した着もじに係る通信の料金（料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の⑹に規定する料金額に限ります。）については、その支払いを要しません。
（その他）
5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第３号のイを次のように改めます。
イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。
ただし、定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と2in1契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

附　則（平成19年９月12日経企第594号）

この改正規定は、平成19年９月21日から実施します。

附　則（平成19年９月21日経企第623号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成19年10月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、ＦＯＭＡ位置情報受信機能に関する部分については平成19年10月１日の当社が定める時刻から、呼出音選択機能に関する部分については平成19年10月９日から実施します。
（グループ管理機能に係る付加機能使用料の特例）
2　この改正規定実施の日から平成20年１月31日までの間におけるブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能に係る付加機能使用料の加算額については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。
ただし、この改正規定実施前に、ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能を選択していた契約者についてはこの限りでありません。
（経過措置）
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているＦＯＭＡ位置情報受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているタイプ１に係るＦＯＭＡ位置情報受信機能に移行したものとみなします。

附　則（平成19年10月12日経企第684号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成19年10月22日から実施します。
ただし、この改正規定中、ケータイ払いに関する部分については平成19年10月21日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ケータイ払いの利用に係る代金に関する経過措置）
3　この改正規定実施前に利用したケータイ払いの代金に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（定額データプランHIGH-SPEEDの通信料に係る特例）
4　この改正規定実施の日から平成20年２月29日までの間における、定額データプランHIGH-SPEEDのＦＯＭＡの定額対象通信に係る通信料については、料金表第１表第３（通信料）の規定にかかわらず、支払いを要しません。
（無線ＩＰアクセス定額料に係る特例）
5　基本使用料の料金種別が定額データプランHIGH-SPEEDのＦＯＭＡ契約者が、無線ＩＰアク

セスサービスを利用しているときは、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成20年10月31日までの間、そのＦＯＭＡに係る無線ＩＰアクセス定額料の支払いを要しません。

附　則（平成19年10月25日経企第719号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年11月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している電話帳お預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているプランＡに係る電話帳お預かり機能に移行したものとみなします。

附　則（平成19年11月14日経企第800号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年11月26日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（総合利用プランに係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

総合利用プラン タイプＳＳ タイプＳ タイプM タイプＬ タイプＬＬ タイプリミット タイプビジネス ファミリーワイド ファミリーワイドリミット	総合利用プラン バリュープラン以外のもの タイプＳＳ タイプＳ タイプM タイプＬ タイプＬＬ タイプリミット タイプビジネス ファミリーワイド ファミリーワイドリミット

（バリュープランに係る基本使用料の適用に関する特例）

4　この改正規定実施の日から平成19年11月30日までの間において、当社が定める端末設備の購入の際にバリュープランを選択した場合のバリュープランに係る基本使用料については、その選択があった日から平成20年２月29日までの間に限り、料金表第１表第１（基本使用料）の２の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦOMA	バリュープラン	タイプＳＳ	――
		タイプＳ	1,000円（　1,050円）

		タイプM	3,000円（ 3,150円）
		タイプＬ	6,000円（ 6,300円）
		タイプＬＬ	11,000円（ 11,550円）
		タイプリミット	600円（ 630円）
		タイプビジネス	6,200円（ 6,510円）
		ファミリーワイド	――
		ファミリーワイドリミット	――

5　平成19年12月１日から平成20年５月31日までの間において、当社が定める端末設備の購入の際に総合利用プランのバリュープランを選択した場合の総合利用プランのバリュープランに係る基本使用料については、その選択があった日からその選択があった日を含む暦月の翌々暦月の間に限り、料金表第１表第１（基本使用料）の２の規定にかかわらず、前項に規定する額を適用します。

6　第４項又は前項の規定が適用されるタイプＳＳ、ファミリーワイド及びファミリーワイドリミットに係る基本使用料については、料金表第１表第１（基本使用料）の１の⑹及び⑻の規定を適用しません。

7　総合利用プランのバリュープランに係る一般契約又は定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結したときは、契約の解除があったそのＦＯＭＡ契約を継続して締結しているものとみなして第４項若しくは第５項及び前項の規定を適用します。

8　特定事業者が提供する総合利用プランのバリュープランに係るＦＯＭＡ契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社と総合利用プランのバリュープランに係るＦＯＭＡ契約を締結したときは、契約の解除があったそのＦＯＭＡ契約を継続して締結しているものとみなして第４項若しくは第５項及び第６項の規定を適用します。

（その他）

9　データ専用プランのバリュープランから総合利用プランのバリュープランへの料金種別の変更があった場合は、そのデータ専用プランのバリュープランの選択があった日を総合利用プランのバリュープランの選択があった日とみなして、第４項、第５項及び第６項の規定を適用します。

10　経企第543号（平成19年８月24日）の附則第３項第６号中「タイプＳＳへ」を「バリュープラン以外のものに係るタイプＳＳへ」に改めます。

附　則（平成19年11月22日経企第824号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年12月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年11月30日経企第861号）

この改正規定は、平成19年12月10日から実施します。

附　則（平成19年12月14日経企第912号）

この改正規定は、平成19年12月21日から実施します。

附　則（平成19年12月25日経企第939-1号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年１月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＰＨＳサービスに係る部分については、平成20年１月８日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（データバックアップ機能に関する経過措置）

3　moperaU 機能の提供を受けている契約者は、改正後の規定にかかわらず、平成20年６月30日までの間に限り､改正前の規定によりデータバックアップ機能を利用することができます。

（その他）

4　経企第324号（平成17年６月20日）の附則第３項第２号を次のように改めます。

⑵　ｍｏｖａサービス契約約款又はパケット通信サービス契約約款に規定するインターネットメール機能の提供を受けている契約者が、そのインターネットメール機能に係る契約の解除と同時にＦＯＭＡ契約を締結する場合には、この改正後の規定にかかわらず、改正前の規定によりインターネットメール機能に係る付加機能の提供を請求をすることができます。

ただし、その請求がＦＯＭＡ契約の締結に係る請求と同時に行われないときは、この限りでありません。

5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号中「当社又は協定事業者が提供するＰＨＳサービス」を「協定事業者が提供するＰＨＳサービス」に改めます。

附　則（平成19年12月25日経企第939-2号）

この改正規定は、平成20年１月10日から実施します。

附　則（平成20年１月25日経企第1034号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年２月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第684号（平成19年10月12日）の附則第４項中、「平成20年１月31日」を「平成20年２月29日」に改めます。

附　則（平成20年２月22日経企第1105号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年３月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、2in1及び2in1利用に関する部分については、平成20年３月３日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（定額データプランHIGH-SPEEDの通信料に係る特例）

3　この改正規定実施の日から平成20年８月31日までの間における、基本使用料の料金種別が定額データプランHIGH-SPEEDのＦＯＭＡの定額対象通信に係る通信料については、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の⑼の２のコの規定にかかわらず、同欄ケの規定により算定した額が 2,400円を超える場合は、2,400円を超える部分の料金の支払いを要しません。

（2in1に関する経過措置）

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている2in1は、当社が定める日までの間に限り提供するものとし、料金その他の提供条件は次のとおりとします。

⑴　基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額　(月額) 次の税抜額（かっこ内は税込額）
2in1	タイプ2in1	900円(　945円)

イ　2in1共用ＦＯＭＡにおいて、別表２（付加機能）に規定する電話帳お預かり機能の提供を同時に受けているときは、アに規定する2in1の基本使用料の額から 100円（月額）を減額して適用します。この場合において、料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により基本使用料を日割するときは、その減額を日割して適用します。

⑵　通信料

ア　2in1における通信料については、その通信をその2in1に係る2in1共用ＦＯＭＡの契約者回線からの通信とみなして、料金表第１表第３（通信料）の規定により算定した額を適用します。

イ　2in1の通信に関する料金については、その料金をその2in1に係る2in1共用ＦＯＭＡの通信に関する料金として取り扱うこととします。この場合において、総合利用プランにおける通信料の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用及び定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

⑶　2in1に提供する付加機能に係る付加機能使用料については、支払いを要しません。

⑷　契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

⑸　2in1共用ＦＯＭＡにおいては、ビジネス通話・ホーダイを選択することができません。

⑹　⑴から⑸以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第３号のイを次のように改めます。

イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

附　則（平成20年３月４日経企第1134号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年３月11日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ専用プランに係る部分については当社が別に定める日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（データ専用プランに係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

データ専用プラン データプランＳＳ データプランＳ データプランM データプランＬ データプランＬＬ 定額データプラン64K 定額データプランHIGH-SPEED	データ専用プラン バリュープラン以外のもの データプランＳＳ データプランＳ データプランM データプランＬ データプランＬＬ 定額データプラン64K 定額データプランHIGH-SPEED

（データ専用プランのバリュープランに係る基本使用料の適用に関する特例）

4　この改正規定実施の日から平成20年５月31日までの間において、当社が定める端末設備の購入の際にデータ専用プランのバリュープランを選択した場合のデータ専用プランのバリュープランに係る基本使用料については、その選択があった日からその選択があった日を含む暦月の翌々暦月の間に限り、料金表第１表第１（基本使用料）の２の規定にかかわらず、前項に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区分				料金額（月額） 次の税抜額(かっこ内は税込額)
ＦOMA	データ専用プラン	バリュープラン	データプランＳＳ	——
			データプランＳ	200円（　210円)
			データプランM	2,500円（ 2,625円)
			データプランＬ	4,700円（ 4,935円)
			データプランＬＬ	11,200円（11,760円)
			定額データプラン64K	1,300円（ 1,365円)
			定額データプランHIGH-SPEED	1,300円（ 1,365円)

5　前項の規定が適用されるデータプランＳＳに係る基本使用料については、料金表第１表第１（基本使用料）の１の⑹及び⑻の規定を適用しません。

6　特定事業者が提供するデータ専用プランのバリュープランに係るＦOMA契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とデータ専用プランのバリュープランに係るＦOMA契約を締結したときは、契約の解除があったそのＦOMA契約を継続して締結しているものとみなして第４項及び第５項の規定を適用します。

7　総合利用プランのバリュープランからデータ専用プランのバリュープランへの料金種別の変更があった場合は、その総合利用プランのバリュープランの選択があった日をデータ専用プランのバリュープランの選択があった日とみなして、第４項及び第５項の規定を適用します。

（その他）

8　経企第800号（平成19年11月14日）の附則を次のように改めます。

⑴　第５項、第７項及び第８項中「バリュープラン」を「総合利用プランのバリュープラン」に改めます。

⑵　第９項を第10項とし、第８項の次に次の一項を加えます。

９　データ専用プランのバリュープランから総合利用プランのバリュープランへの料金種別の変更があった場合は、そのデータ専用プランのバリュープランの選択があった日を総合利用プランのバリュープランの選択があった日とみなして、第４項、第５項及び第６項の規定を適用します。

附　則（平成20年３月10日経企第1151号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年３月17日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードに係る定額通信料に関する特例）

3　この改正規定実施の日から平成20年７月31日までの間にＢｉｚ・ホーダイの選択があったときは、当社が別に定める条件を満たしていることを当社が確認できた場合に限り、その選択があった日を含む料金月から翌々料金月までの間、Ｂｉｚ・ホーダイに係る定額通信料のうち税抜額 2,850円（税込額 2,992.5円）の支払いを要しないものとし、確認ができた料金月以降にその額を返還します。

（注）第３項に規定する当社が別に定める条件は、当該料金月においてそのＦＯＭＡ契約の解除若しくはＦＯＭＡの利用休止がないこと又はそのＦＯＭＡにおいて既にこの取扱いを受けていないこと等とします。

附　則（平成20年３月21日経企第1199号）

この改正規定は、平成20年３月28日から実施します。

附　則（平成20年３月26日経企第1221号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年４月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ファミリー割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用に関する経過措置）

3　当社又は特定事業者の契約約款の規定により、ファミリー割引の適用を受けているＦＯＭＡサービスに係る１年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡに係る２年定期契約を締結した場合であって、継続してファミリー割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その２年定期契約を締結した日におけるそのＦＯＭＡの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第１表第３（通信料）の⒀のイの規定を適用します。

（その他）

4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のウの(ウ)を次のように改めます。

(ウ)　特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用については、料金表第１表第３（通信料）の⒀のイの規定を適用しません。

5　経企第543号（平成19年８月24日）の附則第３項第２号のアを次のように改めます。

ア　指定割引回線群に属するＦＯＭＡ（期間限定プランに係るものに限ります。）に係る通信に関する料金については、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに準じて取り扱います。

ただし、料金表第１表第３（通信料）の⒀のイの規定は適用しません。

附　則（平成20年３月27日経企第1245号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年３月28日から実施します。

（その他）

2　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号アを次のように改めます。

⑴　(ア)の②のＣのａの「ＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービス」をＦＯＭＡサービス、ローミング又はｍｏｖａサービス」に改めます。

⑵　(イ)の②のＣのａの「ＦＯＭＡサービス」を「ＦＯＭＡサービス又はローミング」に改めます。

附　則（平成20年４月４日経企第18号）

この改正規定は、平成20年４月14日から実施します。

附　則（平成20年４月24日経企第120号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年５月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（共用ＦＯＭＡに係る基本使用料の適用に関する特例）

3　共用ＦＯＭＡに係る基本使用料については、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成20年８月31日までの間、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分				料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	総合利用プラン	共用ＦＯＭＡに係るもの	タイプＳＳ　2in1	1,000円（　1,050円）
			タイプＳ　2in1	1,500円（　1,575円）
			タイプＭ　2in1	2,500円（　2,625円）
			タイプＬ　2in1	4,000円（　4,200円）
			タイプＬＬ　2in1	6,500円（　6,825円）
			タイプビジネス　2in1	4,100円（　4,305円）
			ファミリーワイド　2in1	700円（　735円）
			タイプ2in1	400円（　420円）

附　則（平成20年５月23日経企第223号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年６月１日から実施します。

ただし、ワンナンバー機能及び第８種接続装置に係る専用回線等接続サービスに関する部分については、平成20年６月２日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（オフィス割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用に関する経過措置）

３　当社又は特定事業者の契約約款の規定により、オフィス割引の適用を受けているＦＯＭＡサービスに係る１年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡに係る２年定期契約を締結した場合であって、継続してオフィス割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その２年定期契約を締結した日におけるそのＦＯＭＡの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第１表第３（通信料）の⒀のイの規定を適用します。

（ＰＴＴ通信モードによる通信の料金に関する特例）

４　この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間にセッションが終了したＰＴＴ通信モードによる通信の料金（当該料金月のＰＴＴ通信モードに係る定額通信料を除きます。）については、料金表第１表第３（通信料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１の通信ごとに

料　金　種　別	料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＰＴＴ通信料	１円(１.05円)

（ＰＴＴ通信モードに係る定額通信料の適用に関する特例）

５　この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間におけるカケ・ホーダイに係る定額通信料については、料金表第１表第３（通信料）の⑻の３の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料　（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
カケ・ホーダイ	300円(315円)

（付加機能の利用等に係る通信の料金の適用に関する特例）

６　料金表第１表第３（通信料）の⑵のウの(イ)に規定する通信料は、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、次表に規定する額を適用します。

区　　分		料　金　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡへの通信料	20秒までごとに税込額10円

7　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第１号を次のように改めます。

⑴　基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額　（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	ＦＯＭＡデータプラン２２	2,200円(　2,310円)

イ　定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準じます。

8　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

⑴　第２号のウの(オ)の次に次の(カ)を加えます。

(カ)　身体障がい者等割引の適用を受けている場合は、そのＦＯＭＡの契約者回線からの64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金（当社が別に定める通信を除きます。）について、アの(ア)に規定する額を適用します。

⑵　第11号中、「⑴から⑽」を「⑴から⑾」に改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。

⑾身体障がい者等割引の適用を受けている場合の番号案内料等の適用については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じます。

9　経企第1105号（平成20年２月22日）の附則第４項第５号中、「⑴から⑷」を「⑴から⑸」に改め、同号を第６号とし、第４号の次に次の一号を加えます。

⑸　2in1共用ＦＯＭＡにおいては、ビジネス通話・ホーダイを選択することができません。

附　則（平成20年５月29日経企第246号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年６月６日から実施します。

（遠隔接続機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

2　この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間において、別表２に規定する遠隔接続機能の提供を開始した場合の付加機能使用料については、ＦＯＭＡ契約締結後、そのＦＯＭＡにおいて最初にその機能の提供を開始したときに限り、その提供を開始した日から起算して14日を経過した日をその提供開始日とみなして、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する額を適用します。

ただし、当社又は特定事業者とＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とＦＯＭＡ契約を締結したときは、この規定が適用とならない場合があります。

附　則（平成20年６月12日経企第108号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年６月19日から実施します。

（その他）

2　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

⑴　第２号ウの(エ)を次のように改めます。

(エ)　当社又は特定事業者が提供するホームＵ回線又は専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に定める第８種接続装置を介して行われた通信に限ります。）に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

⑵　第８号を次のように改めます。

⑻　旧プランＦＯＭＡに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

ただし、ホームUについてはこの限りでありません。